

特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインの改訂（案） 新旧対照表

（下線部分は改訂部分）

改 訂	現 行
<p>目 次</p> <p><u>1</u> 目的</p> <p><u>2</u> 特定適格消費者団体の認定</p> <p>（1）活動実績（<u>法第71条第4項第1号</u>関係）</p> <p>（2）体制及び業務規程（<u>法第71条第4項第2号</u>関係）</p> <p>（3）理事及び理事会（<u>法第71条第4項第3号</u>関係）</p> <p>（4）被害回復関係業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験（<u>法第71条第4項第4号</u>関係）</p> <p>（5）経理的基礎（<u>法第71条第4項第5号</u>関係）</p> <p>（6）報酬及び費用の基準（<u>法第71条第4項第6号</u>関係）</p> <p>（7）被害回復関係業務以外の業務（<u>法第71条第4項第7号及び第94条並びに消費者契約法第29条第1項</u>関係）</p> <p>（8）業務規程の記載事項（<u>法第71条第4項第2号及び第5項</u>関係）</p> <p><u>3</u> 有効期間の更新、合併の認可及び事業の譲渡の認可（<u>法第75条第2項、第77条第3項及び第78条第3項</u>関係）</p> <p><u>4</u> 被害回復関係業務等</p> <p><u>（1）共通義務確認の訴え</u>（<u>法第3条</u>関係）</p> <p><u>（2）共通義務確認訴訟における和解</u>（<u>法第11条等</u>関係）</p> <p><u>（3）簡易確定手続開始の申立て</u>（<u>法第15条</u>関係）</p> <p><u>（4）簡易確定手続申立団体による公告等</u>（<u>法第26条</u>関係）</p>	<p>目 次</p> <p><u>1.</u> 目的</p> <p><u>2.</u> 特定適格消費者団体の認定</p> <p>（1）活動実績（<u>法第65条第4項第1号</u>関係）</p> <p>（2）体制及び業務規程（<u>法第65条第4項第2号</u>関係）</p> <p>（3）理事及び理事会（<u>法第65条第4項第3号</u>関係）</p> <p>（4）被害回復関係業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験（<u>法第65条第4項第4号</u>関係）</p> <p>（5）経理的基礎（<u>法第65条第4項第5号</u>関係）</p> <p>（6）報酬及び費用の基準（<u>法第65条第4項第6号</u>関係）</p> <p>（7）被害回復関係業務以外の業務（<u>法第65条第4項第7号及び第88条並びに消費者契約法第29条第1項</u>関係）</p> <p>（8）業務規程の記載事項（<u>法第65条第4項第2号及び第5項</u>関係）</p> <p><u>3.</u> 有効期間の更新、合併の認可及び事業の譲渡の認可（<u>法第69条第2項、第71条第3項及び第72条第3項</u>関係）</p> <p><u>4.</u> 被害回復関係業務等</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

<p><u>(5) 簡易確定手続申立団体による通知 (法第27条関係)</u> 〔削る〕</p> <p><u>(6) 情報開示義務 (法第31条関係)</u></p> <p><u>(7) 説明義務 (法第35条関係)</u></p> <p><u>(8) 授權契約の拒絶及び解除 (法第36条並びに第57条第4項及び第5項関係)</u></p> <p><u>(9) 特定適格消費者団体の責務 (法第81条第2項関係)</u></p> <p><u>(10) 他の特定適格消費者団体への通知及び内閣総理大臣への報告 (法第84条関係)</u></p> <p><u>(11) 情報の提供 (法第88条関係)</u></p> <p><u>(12) 財産上の利益の受領の禁止等 (法第89条関係)</u></p> <p><u>(13) 区分経理 (法第90条関係)</u></p> <p><u>5 監督</u></p> <p>(1) 帳簿書類 (消費者契約法第30条関係)</p> <p>(2) 財務諸表等 (消費者契約法第31条関係)</p> <p>(3) 不利益処分等 (法第91条、<u>第92条</u>及び<u>第94条</u>並びに消費者契約法第32条関係)</p> <p>(4) 報酬及び費用等についての監督</p> <p>(5) 手続を受け継ぐべき特定適格消費者団体の指定等 (法第93条関係)</p> <p><u>6 手続のオンライン化</u></p> <p><u>1 目的</u></p> <p>このガイドラインは、<u>消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律</u> (平成25年法律第96号。以</p>	<p><u>(1) 簡易確定手続申立団体による通知 (法第25条関係)</u></p> <p><u>(2) 簡易確定手続申立団体による公告等 (法第26条関係)</u></p> <p><u>(3) 情報開示義務 (法第28条関係)</u></p> <p><u>(4) 説明義務 (法第32条関係)</u></p> <p><u>(5) 授權契約の拒絶及び解除 (法第33条並びに第53条第4項及び第5項関係)</u></p> <p><u>(6) 特定適格消費者団体の責務 (法第75条第2項関係)</u></p> <p><u>(7) 他の特定適格消費者団体への通知及び内閣総理大臣への報告 (法第78条関係)</u></p> <p>〔新設〕</p> <p><u>(8) 財産上の利益の受領の禁止等 (法第83条関係)</u></p> <p><u>(9) 区分経理 (法第84条関係)</u></p> <p><u>5. 監督</u></p> <p>(1) 帳簿書類 (消費者契約法第30条関係)</p> <p>(2) 財務諸表等 (消費者契約法第31条関係)</p> <p>(3) 不利益処分等 (法第85条、<u>第86条</u>及び<u>第88条</u>並びに消費者契約法第32条関係)</p> <p>(4) 報酬及び費用等についての監督</p> <p>(5) 手続を受け継ぐべき特定適格消費者団体の指定等 (法第87条関係)</p> <p><u>6. 手続のオンライン化</u></p> <p><u>1. 目的</u></p> <p>このガイドラインは、<u>消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律</u> (平成25年法律第96号。以下</p>
--	---

下「法」という。)、消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則（平成27年内閣府令第62号。以下「規則」という。）に基づく申請に対する審査並びに特定適格消費者団体に対する監督及び不利益処分の基準等を明らかにすることにより、法及び規則を適切に実施し、特定適格消費者団体の業務の適正を図ることを目的とするものである。

なお、具体的案件における審査並びに監督及び不利益処分に関する判断は、法令に照らし、個々の案件ごとになされるものとし、このガイドラインにおいて使用する用語は、法、規則、消費者契約法（平成12年法律第61号）及び消費者契約法施行規則（平成19年内閣府令第17号）において使用する用語の例による。

2 特定適格消費者団体の認定

特定適格消費者団体の認定については、法第71条第4項から第6項までに基準が掲げられているが、審査に当たり特に留意すべき点は以下のとおりである。なお、申請者が認定の要件（法、規則及び以下の審査の基準）を満たすかどうかについては、申請書類に基づく審査とともに、必要に応じ、申請者に対し追加して書類の提出を求めるほか、申請者の役職員や情報提供者に対する事情聴取、実地の調査等（オンライン会議システム等のデジタル技術を活用した遠隔調査を含む。）を行い、個別具体的に判断するものとする。

(1) 活動実績（法第71条第4項第1号関係）

ア 活動実績の評価の対象となる活動

活動実績の評価の対象となる活動は「差止請求関係業務」であり、裁判上又は裁判外の差止請求権の行使が行われている場

「法」という。)、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則（平成27年内閣府令第62号。以下「規則」という。）に基づく申請に対する審査並びに特定適格消費者団体に対する監督及び不利益処分の基準等を明らかにすることにより、法及び規則を適切に実施し、特定適格消費者団体の業務の適正を図ることを目的とするものである。

なお、具体的案件における審査並びに監督及び不利益処分に関する判断は、法令に照らし、個々の案件ごとになされるものとし、このガイドラインにおいて使用する用語は、法、規則、消費者契約法（平成12年法律第61号）及び消費者契約法施行規則（平成19年内閣府令第17号）において使用する用語の例による。

2. 特定適格消費者団体の認定

特定適格消費者団体の認定については、法第65条第4項から第6項までに基準が掲げられているが、審査に当たり特に留意すべき点は以下のとおりである。なお、申請者が認定の要件（法、規則及び以下の審査の基準）を満たすかどうかについては、申請書類に基づく審査とともに、必要に応じ、申請者に対し追加して書類の提出を求めるほか、申請者の役職員や情報提供者に対する事情聴取、実地の調査等を行い、個別具体的に判断するものとする。

(1) 活動実績（法第65条第4項第1号関係）

ア 活動実績の評価の対象となる活動

活動実績の評価の対象となる活動は「差止請求関係業務」であり、裁判上又は裁判外の差止請求権の行使が行われている場

合に活動実績として評価する。なお、差止請求関係業務は、差止請求権を行使する業務のほか、消費者被害に関する情報収集に係る業務及び差止請求権の行使の結果に関する情報の収集及び提供に係る業務を含むものであるから（消費者契約法第13条第1項）、これらの業務が行われていることも必要である。

イ 相当期間

法第71条第4項第1号に規定する「相当期間」は、原則として2年以上の期間を必要とする。もっとも、この要件を満たしているか否かの判断は、差止請求関係業務に係る活動の頻度を始め、被害回復関係業務を遂行するための体制の整備や専門的知識・経験の有無、経理的基礎など他の要件の充実度等を総合的に考慮するものとする。

ウ 継続性

差止請求関係業務を「継続して」行っているか否かは、上記イの期間において収集した消費者被害に関する情報の量、消費者契約法第13条第3項第5号の検討を行う部門での検討の内容、事業者に対する差止請求権の行使の件数、差止請求権の行使の結果に関する情報の収集及び提供の量及び内容などを総合的に考慮するものとする。

エ 適正性

差止請求関係業務を「適正に」行っているとは、法令にのっとり、合理的な根拠に基づき消費者の利益の擁護のために真摯に活動していることをいう。差止請求関係業務を「適正に」行っているか否かは、以下の事実などを総合的に考慮するものとする。

合に活動実績として評価する。なお、差止請求関係業務は、差止請求権を行使する業務のほか、消費者被害に関する情報収集に係る業務及び差止請求権の行使の結果に関する情報の提供に係る業務を含むものであるから（消費者契約法第13条第1項）、これらの業務が行われていることも必要である。

イ 相当期間

法第65条第4項第1号に規定する「相当期間」は、原則として2年以上の期間を必要とする。もっとも、この要件を満たしているか否かの判断は、差止請求関係業務に係る活動の頻度を始め、被害回復関係業務を遂行するための体制の整備や専門的知識・経験の有無、経理的基礎など他の要件の充実度等を総合的に考慮するものとする。

ウ 継続性

差止請求関係業務を「継続して」行っているか否かは、上記イの期間において収集した消費者被害に関する情報の量、消費者契約法第13条第3項第5号の検討を行う部門での検討の内容、事業者に対する差止請求権の行使の件数、差止請求権の行使の結果に関する情報提供の量及び内容などを総合的に考慮するものとする。

エ 適正性

差止請求関係業務を「適正に」行っているとは、法令にのっとり、合理的な根拠に基づき消費者の利益の擁護のために真摯に活動していることをいう。差止請求関係業務を「適正に」行っているか否かは、以下の事実などを総合的に考慮するものとする。

① 上記イの期間における差止請求関係業務に関する活動内容

② 事業年度ごとに提出される財務諸表等の内容

③ 消費者契約法第32条第1項の規定に基づく報告徴収若しくは立入検査又は同法第33条の規定に基づく適合命令若しくは改善命令が行われた場合には、これらの措置の内容及び当該措置に対する対応

なお、消費者契約法第23条第1項は「適格消費者団体は、不特定かつ多数の消費者の利益のために、差止請求権を適切に行使しなければならない。」と、同条第2項は「適格消費者団体は、差止請求権を濫用してはならない。」と規定しており、これらの規定を踏まえると、実績作りのためのつじつま合わせのために合理的な根拠もなく差止請求関係業務を行っている場合は、差止請求関係業務を「適正に」行っているものと評価しない。

オ 申請書の添付書類

法第72条第2項第2号の「差止請求関係業務を相当期間にわたり継続して適正に行っていることを証する書類」としては、上記イの期間における①不特定かつ多数の消費者の利益のために差止請求権を行使する業務、②消費者の被害に関する情報の収集に係る業務、③差止請求権の行使の結果に関する情報の収集及び提供に係る業務のそれぞれの概要を記載した書類とともに、それらの書類の記載内容が真実であることを証する書類（例えば、代表者がそれらの書類の記載内容を確認し、真実であることを認めて記名した書面など）を提出しなければならないこと

① 上記イの期間における差止請求関係業務に関する活動内容

② 事業年度ごとに提出される財務諸表等の内容

③ 消費者契約法第32条第1項の規定に基づく報告徴収若しくは立入検査又は同法第33条の規定に基づく適合命令若しくは改善命令が行われた場合には、これらの措置の内容及び当該措置に対する対応

なお、消費者契約法第23条第1項は「適格消費者団体は、不特定かつ多数の消費者の利益のために、差止請求権を適切に行使しなければならない。」と、同条第2項は「適格消費者団体は、差止請求権を濫用してはならない。」と規定しており、これらの規定を踏まえると、実績作りのためのつじつま合わせのために合理的な根拠もなく差止請求関係業務を行っている場合は、差止請求関係業務を「適正に」行っているものと評価しない。

オ 申請書の添付書類

法第66条第2項第2号の「差止請求関係業務を相当期間にわたり継続して適正に行っていることを証する書類」としては、上記イの期間における①不特定かつ多数の消費者の利益のために差止請求権を行使する業務、②消費者の被害に関する情報の収集に係る業務、③差止請求権の行使の結果に関する情報の提供に係る業務のそれぞれの概要を記載した書類とともに、それらの書類の記載内容が真実であることを証する書類（例えば、代表者がそれらの書類の記載内容を確認し、真実であることを認めて記名した書面など）を提出しなければならないこと

ないこととする。

上記①の業務の概要は、事案ごとにその内容（例えば、時期、事業者の氏名又は名称、事業者の営む事業の業種、行使した差止請求権の内容、事業者の対応状況など）を整理して記載しなければならないこととする。また、申請者は、上記①ないし③の業務の概要を記載した書類が真実であることを担保するために、更新されるまでの特定認定の有効期間内は、裏付けとなる資料を保存しなければならないこととする。

(2) 体制及び業務規程（法第71条第4項第2号関係）

ア 被害回復関係業務の実施に係る組織

法第71条第4項第2号に規定する「被害回復関係業務を適正に遂行するための体制…が適切に整備されていること」とは、第一に、申請者の実態として、①被害回復関係業務の遂行に関し、消費者被害に係る情報の収集から分析・検討を経て被害回復裁判手続を迫行し、消費者被害の回復に至るまでの一連の業務を適正に遂行できるよう、特定適格消費者団体に具体的な機関又は部門その他の組織が設置され、業務の適正な遂行に必要な人員が、これらの組織に必要な数¹だけ配置されていること（理事会及び理事、法第71条第4項第4号の検討を行う部門（以下「検討部門」という。）及び専門委員、職員、監事等）、②これらの組織の事務分掌、権限及び責任並びに事務の遂行に

¹「必要な数」については、申請者の実施しようとする被害回復関係業務の規模や業務の実施の方法（その内容や手段等）、当該人員の勤務形態（常勤か非常勤か）などによって異なるものであり、審査に当たっては、これらの点を総合して個別に判断するものとする。

とする。

上記①の業務の概要は、事案ごとにその内容（例えば、時期、事業者の氏名又は名称、事業者の営む事業の業種、行使した差止請求権の内容、事業者の対応状況など）を整理して記載しなければならないこととする。また、申請者は、上記①ないし③の業務の概要を記載した書類が真実であることを担保するために、裏付けとなる資料を保存しなければならないこととする。

(2) 体制及び業務規程（法第65条第4項第2号関係）

ア 被害回復関係業務の実施に係る組織

法第65条第4項第2号に規定する「被害回復関係業務を適正に遂行するための体制…が適切に整備されていること」とは、第一に、申請者の実態として、①被害回復関係業務の遂行に関し、消費者被害に係る情報の収集から分析・検討を経て被害回復裁判手続を迫行し、消費者被害の回復に至るまでの一連の業務を適正に遂行できるよう、特定適格消費者団体に具体的な機関又は部門その他の組織が設置され、当該組織の運営（事務分掌、権限及び責任等）について定款又は業務規程において明確に定められていること、②当該組織の事務の遂行に従事する役員や専門委員等の選任及び解任の基準及び方法が定款又は業務規程において適切に定められていること並びに③被害回復関係業務の規模、内容等に応じ、業務の適正な遂行に必要な人員（役員や専門委員等）がこれらの組織に必要な数だけ配置されていることをいう。

組織及び人員としては、理事会及び理事、法第65条第4項第

従事する役職員や専門委員等の選任・解任の基準及び方法が定款又は業務規程において適切に定められていること並びに③①及び②に従った運用がされていることをいう。

第二に、被害回復関係業務に係る事務処理を行うために必要な事務所²その他の施設、IT機器その他の物品等が、申請内容（被害回復関係業務に関する業務計画書や業務規程の内容等）に整合するよう、被害回復関係業務の規模、内容等に応じ、確保されている必要がある（被害回復関係業務においてファクシミリ装置を用いて送受信しようとする場合には、当該装置の整備が必要である³。）。ただし、恒常的に多数の消費者から授権を受けている状況において必要とされる体制を確保していることは必要ないものの、最低限、理事会、検討部門及び消費

² 認定の申請書には、被害回復関係業務を行おうとする事務所の所在地を記載する必要があるところ（法第72条第1項第2号）、特定適格消費者団体として現に被害回復関係業務についての事務を行い、事務所としての実態を伴う場所の所在地を記載する必要がある。他方で、理事会や検討部門の会議等を事務所以外の場所で行うことは許容され、このような場所を事務所として認定の申請書に記載する必要はない。

4号の検討を行う部門（以下「検討部門」という。）及び専門委員、職員並びに監事のほか、消費者被害の情報を収集する部門及び被害回復裁判手続に関する業務に付随する対象消費者に対する情報の提供部門並びにこれらの部門に配置される人員が想定される。なお、上記の「必要な数」については、申請者の実施しようとする被害回復関係業務の規模や業務の実施の方法（その内容や手段等）、当該人員の勤務形態（常勤か非常勤か）などによって異なるものであり、審査に当たっては、これらの点を総合して個別に判断するものとする。

第二に、被害回復関係業務に係る事務処理を行うために必要な事務所等の施設、物品等が、申請内容（被害回復関係業務に関する業務計画書や業務規程の内容等）に整合するよう、被害回復関係業務の規模、内容等に応じ、確保されている必要がある。ただし、恒常的に多数の消費者から授権を受けている状況において必要とされる体制を確保していることは必要ないものの、最低限、理事会、検討部門及び消費者被害の情報を収集する部門の運営に必要な体制が確保されている必要がある。なお、被害回復関係業務に係る事務処理を行うために必要な施設、物品等は、被害回復関係業務を適切に遂行できる限りにおいては、差止請求関係業務その他の業務に係る事務処理を行うために必要な施設、物品等と共用であっても差し支えない。

者被害に関する情報の収集に係る業務の運営に必要な体制が確保されている必要がある。なお、被害回復関係業務に係る事務処理を行うために必要な施設、物品等は、被害回復関係業務を適切に遂行できる限りにおいては、差止請求関係業務その他の業務に係る事務処理を行うために必要な施設、物品等と共用であっても差し支えない。

イ 情報提供業務の実施の方法

法第71条第4項第2号は、「被害回復関係業務を適正に遂行するための体制」の例示として「被害回復関係業務の実施の方法」を挙げている。被害回復関係業務には対象消費者等に対する情報の提供に係る業務も含まれるため（法第71条第2項第3号）、特定適格消費者団体は当該業務を適正に遂行するための体制を適切に整備する必要があるところ、そのためには、少なくとも以下の体制を整備する必要がある。

- ① 法第88条の規定に基づき対象消費者等に対し必要な情報を提供する場合において、提供しようとする情報の内容、被害を受けたと考えられる消費者の範囲、被害金額の多寡、今後の被害拡大のおそれ、当該事業者等の対応状況、被害を与えたと考える根拠、被害を与えたと公表されることにより事

³ 被害回復関係業務においてファクシミリ装置を用いて送受信しようとする場合には、申請書においてファクシミリの番号を記載する必要がある（規則第9条第1号）。仮に申請書にファクシミリ番号を記載していなかったとしても、その後ファクシミリ装置を用いて送受信する必要があるが生じた場合には、変更の届出をする必要がある（法第76条）。

イ 情報提供業務の実施の方法

法第65条第4項第2号は、「被害回復関係業務を適正に遂行するための体制」の例示として「被害回復関係業務の実施の方法」を挙げている。被害回復関係業務には対象消費者に対する情報の提供に係る業務も含まれるため（法第65条第2項第3号）、特定適格消費者団体は当該業務を適正に遂行するための体制を適切に整備する必要があるところ、そのためには、少なくとも以下の体制を整備する必要がある。

- ① 法第82条の規定に基づき対象消費者に対し必要な情報を提供する場合において、提供しようとする情報の内容、被害を受けたと考えられる消費者の範囲、被害金額の多寡、今後の被害拡大のおそれ、当該事業者の対応状況、被害を与えたと考える根拠、被害を与えたと公表されることにより事業者に与える影響などが総合的に考慮されていること。

業者等に与える影響などが総合的に考慮されていること。

② 提供する情報が、対象消費者等の誤解を招かないように分かりやすく、かつ、正確なものとされ、その提供が適切な時期になされること（対象消費者にとって法第68条の規定による時効の完成猶予を受ける機会が確保されるために必要な情報の提供を含む。）。

③ 特定適格消費者団体が提供した情報に関し、事業者等から合理的な根拠を示して訂正の申入れがあった場合には、訂正その他の適切な対応をすること。

④ 特定適格消費者団体のウェブサイトに掲載する方法で情報の提供を行う場合は、手続の進行状況、当該事業者等又は他の事業者等が今後も同種の被害を発生させる可能性があるか否かなどを総合的に考慮した掲載の必要性を踏まえ、掲載を終了又は掲載内容を変更（事業者等の氏名又は名称の匿名化）する基準についても定められていること。

ウ 被害回復関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法

(ア) 情報の管理

法第71条第4項第2号は、「被害回復関係業務を適正に遂行するための体制」の例示として「被害回復関係業務に関して知り得た情報の管理…の方法」を挙げており、特定適格消費者団体は、情報の管理に関する適正な体制を整備する必要がある。

また、特定適格消費者団体は、情報が不要になった場合には廃棄することを条件に情報の提供を受けることがあり得

② 提供する情報が、対象消費者の誤解を招かないように分かりやすく、かつ、正確なものであること。

③ 特定適格消費者団体が提供した情報に関し、事業者から合理的な根拠を示して訂正の申入れがあった場合には、訂正その他の適切な対応をすること。

④ 特定適格消費者団体のウェブサイトに掲載する方法で情報の提供を行う場合は、手続の進行状況、当該事業者又は他の事業者が今後も同種の被害を発生させる可能性があるか否かなどを総合的に考慮した掲載の必要性を踏まえ、掲載を終了又は掲載内容を変更（事業者名の匿名化）する基準についても定められていること。

ウ 被害回復関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法

(ア) 情報の管理

法第65条第4項第2号は、「被害回復関係業務を適正に遂行するための体制」の例示として「被害回復関係業務に関して知り得た情報の管理…の方法」を挙げており、特定適格消費者団体は、適正な情報の管理に関する適正な体制を適切に整備する必要がある。

また、特定適格消費者団体は、情報が不要になった場合には廃棄することを条件に情報の提供を受けることがあり得

るため、当該情報が記載された書類その他の物の廃棄及び返還の方法、当該情報が記録された電子媒体から当該情報を消去する方法など、適切に情報を廃棄するための方法を定める必要がある。

(イ) 個人情報の取扱い

法第71条第4項第2号に規定する「情報」には個人情報も含まれるため、特定適格消費者団体は、法第85条の規定に従って個人情報を取り扱うことのほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に定める内容に適合した体制を整備することが必要である。

また、法第9条、第28条第3項、第31条又は第32条の規定に基づき相手方から提供された消費者に関する情報が漏えいした場合には、遅滞なく当該相手方にも報告する必要がある。

(ウ) 秘密保持義務

法第71条第4項第2号は、「被害回復関係業務を適正に遂行するための体制」の例示として「被害回復関係業務に関して知り得た…秘密の保持の方法」を挙げており、また、法第86条は、特定適格消費者団体の役員、職員若しくは専門委員又はこれらの職にあった者に対し秘密保持義務を課しているため、特定適格消費者団体は、秘密の保持に関する適正な体制を適切に整備する必要がある。

エ 金銭その他の財産の管理の方法

法第71条第4項第2号は、「被害回復関係業務を適正に遂行するための体制」の例示として「被害回復関係業務の実施に関

るため、当該情報が記載された書類その他の物の廃棄及び返還の方法、当該情報が記録された電子媒体から当該情報を消去する方法など、適切に情報を廃棄するための方法を定める必要がある。

(イ) 個人情報の取扱い

法第65条第4項第2号に規定する「情報」には個人情報も含まれるため、特定適格消費者団体は、法第79条の規定に従って個人情報を取り扱うことのほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に定める内容に適合した体制を整備することが必要である。

また、法第28条又は第29条の規定に基づき相手方から提供された消費者に関する情報が漏えいした場合には、遅滞なく当該相手方にも報告する必要がある。

(ウ) 秘密保持義務

法第65条第4項第2号は、「被害回復関係業務を適正に遂行するための体制」の例示として「被害回復関係業務に関して知り得た…秘密の保持の方法」を挙げており、また、法第80条は、特定適格消費者団体の役員、職員若しくは専門委員又はこれらの職にあった者に対し秘密保持義務を課しているため、特定適格消費者団体は、秘密の保持に関する適正な体制を適切に整備する必要がある。

エ 金銭その他の財産の管理の方法

法第65条第4項第2号は、「被害回復関係業務を適正に遂行するための体制」の例示として「被害回復関係業務の実施に関

する金銭その他の財産の管理の方法」を挙げており、特定適格消費者団体は、金銭その他の財産の管理に関する適正な体制を適切に整備する必要があるところ、そのためには、以下の要件を満たす必要がある。

(ア) 預り金の目的外使用の禁止

特定適格消費者団体は、預り金をその目的以外に使用してはならない。

(イ) 預り金専用口座の開設

預り金を適正に管理し、特定適格消費者団体の他の財産との混同を避けるために、預り金は、固有の財産と分別管理され、特定性をもって保管される必要がある。特定適格消費者団体は、預り金については、やむを得ない事情のない限り、事案ごとの預り金専用の口座を開設し、その名義は預り金であることが明瞭に分かるようにする必要がある。

(ウ) 現金の保管

特定適格消費者団体は、必要と認められる金銭を一時的に現金で保管する場合は、預り金専用の金庫で保管すること又は預り金専用の金庫以外の金庫で保管するときは預り金専用の収納袋で保管することが必要である。

(エ) 対象消費者等宛ての金銭を受領した場合の措置

特定適格消費者団体は、対象消費者等宛ての金銭を受領した場合は、遅滞なく、その旨を当該対象消費者等に通知する必要がある。もっとも、授権契約を締結する場合等において、対象消費者等の了解を得ているときは、一定期間ごとにまとめて通知をすることも差し支えない。

する金銭その他の財産の管理の方法」を挙げており、特定適格消費者団体は、金銭その他の財産の管理に関する適正な体制を適切に整備する必要があるところ、そのためには、以下の要件を満たす必要がある。

(ア) 預り金の目的外使用の禁止

特定適格消費者団体は、預り金をその目的以外に使用してはならない。

(イ) 預り金専用口座の開設

預り金を適正に管理し、特定適格消費者団体の他の財産との混同を避けるために、預り金は、固有の財産と分別管理され、特定性をもって保管される必要がある。特定適格消費者団体は、預り金については、やむを得ない事情のない限り、事案ごとの預り金専用の口座を開設し、その名義は預り金であることが明瞭に分かるようにする必要がある。

(ウ) 現金の保管

特定適格消費者団体は、必要と認められる金銭を一時的に現金で保管する場合は、預り金専用の金庫で保管すること又は預り金専用の金庫以外の金庫で保管するときは預り金専用の収納袋で保管することが必要である。

(エ) 対象消費者宛ての金銭を受領した場合の措置

特定適格消費者団体は、対象消費者宛ての金銭を受領した場合は、遅滞なく、その旨を当該対象消費者に通知する必要がある。もっとも、授権契約を締結する場合等において、対象消費者の了解を得ているときは、一定期間ごとにまとめて通知をすることも差し支えない。

(オ) 入出金記録及び出納記録

特定適格消費者団体は、事案ごとに、預り金と預り金以外の金員とを区別して、それぞれ預金口座の入出金記録及び現金の出納記録を作成し、入出金又は出納の年月日、金額、支払先又は支払元及び名目を記録する必要がある。

(カ) 金銭管理責任者の設置

特定適格消費者団体は、金銭管理責任者を置く必要がある。この金銭管理責任者は、公認会計士、税理士、破産管財人等の実務に精通した弁護士、企業会計に従事した経歴がある者など金銭管理を適切にすることができる者が任命される必要がある。

(キ) 業務規程における整備

特定適格消費者団体は、金銭管理に関する事項を業務規程において整備する必要がある。

なお、業務規程に記載する必要がある金銭管理に関する事項の内容については下記(8)セに記載する。

オ 業務委託

(ア) 消費者団体訴訟等支援法人への委託

特定適格消費者団体は、被害回復関係業務を遂行するに際して、その業務の一部を消費者団体訴訟等支援法人に委託することもあり得る。

特定適格消費者団体は「被害回復関係業務を適正に遂行するための体制」(法第71条第4項第2号)を適切に整備する必要があることから、自らの業務の消費者団体訴訟等支援法人への委託を決定する方法について、業務規程に定めておく必

(オ) 入出金記録及び出納記録

特定適格消費者団体は、事案ごとに、預り金と預り金以外の金員とを区別して、それぞれ預金口座の入出金記録及び現金の出納記録を作成し、入出金又は出納の年月日、金額、支払先又は支払元及び名目を記録する必要がある。

(カ) 金銭管理責任者の設置

特定適格消費者団体は、金銭管理責任者を置く必要がある。この金銭管理責任者は、公認会計士、税理士、破産管財人等の実務に精通した弁護士、企業会計に従事した経歴がある者など金銭管理を適切にすることができる者が任命される必要がある。

(キ) 業務規程における整備

特定適格消費者団体は、金銭管理に関する事項を業務規程において整備する必要がある。

なお、業務規程に記載する必要がある金銭管理に関する事項の内容については下記(8)スに記載する。

オ 業務委託

[新設]

要がある。

(1) 消費者団体訴訟等支援法人以外の第三者への委託

特定適格消費者団体は、被害回復関係業務を遂行するに際して、その業務の一部を、消費者団体訴訟等支援法人以外の第三者に委託することもあり得る。特定適格消費者団体は「被害回復関係業務を適正に遂行するための体制」(法第71条第4項第2号)を適切に整備する必要があることから、特定適格消費者団体が第三者に被害回復関係業務の一部を委託する場合は、以下の要件を満たす必要がある。なお、外部の人物又は組織に業務の一部を委託しても直ちに業務の適正性が損なわれることのない裁量の余地の乏しい業務(例えば、郵便の送付など)や、被害回復関係業務の一部には該当し得るが被害回復裁判手続との関連性が乏しい業務(例えば、消費者からの情報提供を常時受け付けることができる特定適格消費者団体のウェブサイトの改修など)は、以下の要件を満たす必要はない。

また、個々の委託先との関係が以下の要件を満たしていたとしても、法が特定適格消費者団体に限って被害回復関係業務を遂行することを認めた趣旨からすると、被害回復関係業務の大半を第三者に委託するような業務委託は許されない。被害回復関係業務の大半が第三者に業務委託されているか否かは、特定適格消費者団体が自ら行った業務の内容と委託を受けた第三者が行った業務の内容の比較、委託に要する費用が当該事案に関する被害回復関係業務全体に要する費用に占める割合などを総合的に考慮して判断するものとする。

[新設]

特定適格消費者団体は、被害回復関係業務を遂行するに際して、その業務の一部を、第三者に委託することもあり得る。特定適格消費者団体は「被害回復関係業務を適正に遂行するための体制」(法第65条第4項第2号)を適切に整備する必要があることから、特定適格消費者団体が第三者に被害回復関係業務の一部を委託する場合は、以下の要件を満たす必要がある。なお、外部の人物又は組織に業務の一部を委託しても直ちに業務の適正性が損なわれることのない裁量の余地の乏しい業務(例えば、郵便の送付など)や、被害回復関係業務の一部には該当しうるが被害回復裁判手続との関連性が乏しい業務(例えば、消費者からの情報提供を常時受け付けることができる特定適格消費者団体のウェブサイトの改修など)は、以下の要件を満たす必要はない。

また、個々の委託先との関係が以下の要件を満たしていたとしても、法が特定適格消費者団体に限って被害回復関係業務を遂行することを認めた趣旨からすると、被害回復関係業務の大半を第三者に委託するような業務委託は許されない。被害回復関係業務の大半が第三者に業務委託されているか否かは、特定適格消費者団体が自ら行った業務の内容と委託を受けた第三者が行った業務の内容の比較、委託に要する費用が当該事案に関する被害回復関係業務全体に要する費用に占める割合などを総合的に考慮して判断するものとする。

(a) 特定適格消費者団体と委託先との契約において、次の条項が盛り込まれていること。

- ① 委託先は、特定適格消費者団体の方針に従って、委託に係る業務を遂行しなければならないこと。
- ② 委託先は、特定適格消費者団体に対し、定期的に及びその求めに応じ、委託に係る業務の遂行状況について報告する義務を負うこと。
- ③ 特定適格消費者団体は、委託先の業務遂行が不適正な場合には、委託先に対して是正を求め、契約を解除することができること。
- ④ 委託先が受託した業務（裁量の余地が乏しいもの及び被害回復裁判手続との関連性が乏しいものを除く。）を自らの代わりに第三者に委託すること（以下「再委託」という。）に関して、受託した業務の大半を再委託することが禁止されていること（大半か否かは、委託先が自ら行った業務の内容と再委託先が行った業務の内容の比較、再委託に要する費用が当該委託先に委託するために要する費用に占める割合などを総合的に考慮して判断するものとする。）。
- ⑤ 委託先が再委託をする場合には、事前に、再委託する範囲を示して特定適格消費者団体の了解を得る必要があること。
- ⑥ 再委託先は、特定適格消費者団体の方針に従って再委託に係る業務を遂行しなければならないが、特定適格消費者団体の求めに応じ再委託に係る業務の遂行状況に

(a) 特定適格消費者団体と委託先との契約において、次の条項が盛り込まれていること。

- ① 委託先は、特定適格消費者団体の方針に従って、委託に係る業務を遂行しなければならないこと。
- ② 委託先は、特定適格消費者団体に対し、定期的に及びその求めに応じ、委託に係る業務の遂行状況について報告する義務を負うこと。
- ③ 特定適格消費者団体は、委託先の業務遂行が不適正な場合には、委託先に対して是正を求め、契約を解除することができること。
- ④ 委託先が受託した業務（裁量の余地が乏しいもの及び被害回復裁判手続との関連性が乏しいものを除く。）を自らの代わりに第三者に委託すること（以下「再委託」という。）に関して、受託した業務の大半を再委託することが禁止されていること（大半か否かは、委託先が自ら行った業務の内容と再委託先が行った業務の内容の比較、再委託に要する費用が当該委託先に委託するために要する費用に占める割合などを総合的に考慮して判断するものとする。）。
- ⑤ 委託先が再委託をする場合には、事前に、再委託する範囲を示して特定適格消費者団体の了解を得る必要があること。
- ⑥ 再委託先は、特定適格消費者団体の方針に従って再委託に係る業務を遂行しなければならないが、特定適格消費者団体の求めに応じ再委託に係る業務の遂行状況につい

ついて特定適格消費者団体に対し報告する義務を負い、委託先は、再委託先の業務遂行が不適正な場合には再委託先に対して是正を求め、再委託に係る契約を解除することができること。

(b) 委託に要する費用は、それが適正であることが確認できるよう、特定適格消費者団体が委託先から詳細な開示を受け、事業報告書に記載して内閣総理大臣に提出すること（消費者契約法第31条第5項）。

なお、内閣総理大臣は、事業報告書について、その提出を受けて公表する必要がある（消費者契約法第39条第2項及び消費者契約法施行規則第29条第2号イ）が、業務委託に係る報酬の額が記載されている場合において、その額を公表することにより委託先の業務の遂行に支障を生ずるおそれのあるときにあつては、当該委託先の氏名又は名称を除いたものをもって足りるものとする（同条ただし書）。

(c) 業務委託をするに際しては、法第71条第4項第3号イ(2)に規定する「被害回復関係業務の執行に係る重要な事項の決定」として理事会の決議を経ること。

(d) 特定適格消費者団体はその委託先を選定した合理的な理由を説明できなければならないこと。

なお、以上の要件を満たす必要があるのは、特定適格消費者団体が自らの業務として行うのではなく他の者に業務を委託する場合であり、例えば、特定適格消費者団体が、対象消費者等からの問合せに対応するために自ら専用電話を開設し、その対応要員として臨時に雇用をするような場

て特定適格消費者団体に対し報告する義務を負い、委託先は、再委託先の業務遂行が不適正な場合には再委託先に対して是正を求め、再委託に係る契約を解除することができること。

(b) 委託に要する費用は、それが適正であることが確認できるよう、特定適格消費者団体が委託先から詳細な開示を受け、事業報告書に記載して内閣総理大臣に提出すること（消費者契約法第31条第6項）。

なお、内閣総理大臣は、提出を受けて公表する必要がある（消費者契約法第39条第2項及び消費者契約法施行規則第29条第2号イ）が、業務委託に係る報酬の額が記載されている場合において、その額を公表することにより委託先の業務の遂行に支障を生ずるおそれのあるときにあつては、当該委託先の氏名又は名称を除いたものをもって足りるものとする（同条ただし書）。

(c) 業務委託をするに際しては、法第65条第4項第3号イ(2)に規定する「被害回復関係業務の執行に係る重要な事項の決定」として理事会の決議を経ること。

(d) 特定適格消費者団体はその委託先を選定した合理的な理由を説明できなければならないこと。

なお、以上の要件を満たす必要があるのは、特定適格消費者団体が自らの業務として行うのではなく他の者に業務を委託する場合であり、例えば、特定適格消費者団体が、対象消費者からの問合せに対応するために自ら専用電話を開設し、その対応要員として臨時に雇用をするような場合は含ま

合は含まれないが、特定適格消費者団体が、対象消費者等からの問合せが極めて多数行われると想定されることから臨時のコールセンターの設置を専門業者に委託するような場合は含まれる。

カ 業務規程

法第71条第4項第2号に規定する「業務規程が適切に整備されていること」とは、下記（8）に列挙されている事項が、漏れなく、かつ、適切な内容で具体的に規定されていることをいう。

なお、業務規程には、被害回復関係業務の遂行に係る事項をまとめて記載する必要があるが、定款や事務分掌規程等申請者の定めるその他の関連する規程等を必要に応じ引用する方式で記載して差し支えない。

キ 申請書の添付書類

法第72条第2項第4号に規定する「被害回復関係業務を適正に遂行するための体制が整備されていることを証する書類」とは、上記アからオまでに記載された体制が整備されていることを示すものをいい、例えば、次のようなものが該当する。なお、①の「必要な人員が必要な数だけ配置されている」か否か及び②の「必要な事務所その他の施設、IT機器その他の物品等が確保されている」か否かについては、被害回復関係業務に関する業務計画書（法第72条第2項第3号）、業務規程（同項第5号）に記載された被害回復関係業務の実施の方法等に照らしながら、判断するものとする。

① 被害回復関係業務を行う機関又は部門その他の組織が設

れないが、特定適格消費者団体が、対象消費者からの問合せが極めて多数行われると想定されることから臨時のコールセンターの設置を専門業者に委託するような場合は含まれる。

カ 業務規程

法第65条第4項第2号に規定する「業務規程が適切に整備されていること」とは、下記（8）に列挙されている事項が、漏れなく、かつ、適切な内容で具体的に規定されていることをいう。

なお、業務規程には、被害回復関係業務の遂行に係る事項をまとめて記載する必要があるが、定款や事務分掌規程等申請者の定めるその他の関連する規程等を必要に応じ引用する方式で記載して差し支えない。

キ 申請書の添付書類

法第66条第2項第4号に規定する「被害回復関係業務を適正に遂行するための体制が整備されていることを証する書類」とは、上記アからオまでに記載された体制が整備されていることを示すものをいい、例えば、次のようなものが該当する。なお、①の「必要な人員が必要な数だけ配置されている」か否か及び②の「必要な事務所等の施設、物品等が確保されている」か否かについては、被害回復関係業務に関する業務計画書（法第66条第2項第3号）、業務規程（同項第5号）に記載された被害回復関係業務の実施の方法等に照らしながら、判断するものとする。

① 被害回復関係業務を行う機関又は部門その他の組織が設

置され、必要な人員が必要な数だけ配置されていることを示す組織図等にその記載内容が真実であることを証する書類（例えば、代表者がそれらの書類の記載内容を確認し、真実であることを認めて記名した書面など）を添付したもの

- ② 被害回復関係業務に係る事務処理を行うために必要な事務所その他の施設、IT機器その他の物品等が確保されていることを証する書類（賃貸借契約書又は使用許諾に係る契約書等の事務所の使用権限を明らかにする図書及び使用区域に関する図面等）

法第72条第2項第5号に規定する「業務規程」については、定款や事務分掌規程等申請者の定めるその他の関連する規程等を必要に応じ引用する方式を用いた場合には、業務規程及びこれに引用された関連する規程等を添付するものとする。

(3) 理事及び理事会（法第71条第4項第3号関係）

ア 被害回復関係業務の執行に係る重要な事項の決定

法第71条第4項第3号イ(2)に規定する「被害回復関係業務の執行に係る重要な事項の決定」とは、以下の場合についての決定をいう。

- ① 仮差押命令の申立て又はその取下げを行う場合
- ② 共通義務確認の訴えの提起又はその取下げを行う場合
- ③ 共通義務確認訴訟における和解により解決する前提となる合意⁴(いわゆる中間合意) をする場合

⁴ 共通義務確認の訴えの取下げや請求の放棄の前提となるものを含む。

置され、必要な人員が必要な数だけ配置されていることを示す組織図等にその記載内容が真実であることを証する書類（例えば、代表者がそれらの書類の記載内容を確認し、真実であることを認めて記名した書面など）を添付したもの

- ② 被害回復関係業務に係る事務処理を行うために必要な事務所等の施設、物品等が確保されていることを証する書類（事務所の使用権限を明らかにする賃貸借契約書又は使用許諾に関する書面等の図書、使用区域に関する図面等）

法第66条第2項第5号に規定する「業務規程」については、定款や事務分掌規程等申請者の定めるその他の関連する規程等を必要に応じ引用する方式を用いた場合には、業務規程及びこれに引用された関連する規程等を添付するものとする。

(3) 理事及び理事会（法第65条第4項第3号関係）

ア 被害回復関係業務の執行に係る重要な事項の決定

法第65条第4項第3号イ(2)に規定する「被害回復関係業務の執行に係る重要な事項の決定」とは、以下の場合についての決定をいう。

- ① 仮差押命令の申立て又はその取下げを行う場合
- ② 共通義務確認の訴えの提起又はその取下げを行う場合

④ 共通義務確認訴訟に関し、請求の放棄、裁判上の和解をしようとする場合

⑤ 共通義務確認訴訟の判決に対する上訴又はその取下げを行う場合

⑥ 共通義務確認訴訟の確定判決に対する再審の訴えの提起又はその取下げを行う場合

⑦ 簡易確定手続開始の申立て若しくはその取下げを行い、又は法第15条各項に規定する特定適格消費者団体が同条各項に規定する「正当な理由」に基づき簡易確定手続開始の申立てを行わない場合

⑧ 業務規程に定められた具体的な理由以外の理由により、簡易確定手続授權契約若しくは訴訟授權契約の締結を拒絶し、又はこれらの契約の解除をする場合

⑨ 裁量の余地が乏しい業務及び被害回復裁判手続との関連性が乏しい業務以外の被害回復関係業務の一部を消費者団体訴訟等支援法人以外の第三者に委託する場合

⑩ 被害回復裁判手続に係る相手方との間で、当該相手方が行うべき被害回復裁判手続における事務を消費者団体訴訟等支援法人が行うことについて合意（法第98条第2項第2号）する場合

法第71条第4項第3号イ(2)に規定する「理事その他の者に委任されていないこと」については、特定の理事に委任する場合のほか、いわゆる常任理事会など一部の理事によって構成さ

③ 共通義務確認訴訟に関し、請求の放棄、和解等それにより確定判決及びこれと同一の効力を有するものが存することとなるものをしようとする場合

④ 共通義務確認訴訟の判決に対する上訴又はその取下げを行う場合

⑤ 共通義務確認訴訟の確定判決に対する再審の訴えの提起又はその取下げを行う場合

⑥ 簡易確定手続開始の申立て又はその取下げを行う場合

⑦ 法第28条第1項に規定する文書の開示を求める場合

⑧ 業務規程に定められた具体的な理由以外の理由により、簡易確定手続授權契約若しくは訴訟授權契約の締結を拒絶し、又はこれらの契約の解除をする場合

⑨ 裁量の余地が乏しい業務及び被害回復裁判手続との関連性が乏しい業務以外の被害回復関係業務の一部を第三者に委託する場合

法第65条第4項第3号イ(2)に規定する「理事その他の者に委任されていないこと」については、特定の理事に委任する場合のほか、いわゆる常任理事会など一部の理事によって構成さ

れる機関又は部門その他の組織に委任する場合であっても、「委任」に該当する。

イ 申請書の添付書類

規則第10条第3項第2号に規定する「法第七十一条第四項第三号ロに定める要件に適合することを証する書類」には、例えば、理事である弁護士に係る日本弁護士連合会の発行する身分証明書の写し又は所属する弁護士会の発行する資格証明書が該当する。

(4) 被害回復関係業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験（法第71条第4項第4号関係）

ア 検討部門

法第71条第4項第4号の検討部門については、消費者契約法第13条第3項第5号イ及びロに掲げる専門委員が随時検討に参画することが確保されている必要があるが、特定適格消費者団体に雇用されているなど、特定適格消費者団体に常駐していることまで求められるものではない。

また、消費者契約法第13条第3項第5号の検討を行う部門とは別に組織されていることが必要であるが、専門委員が、差止請求関係業務に係る検討を行う部門と兼務することや、差止請求関係業務に係る検討を行う部門との会議を同時に開催することは、差し支えない。

イ 専門的な知識経験

法第71条第4項第4号に規定する「被害回復関係業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験を有する」か否かは、上記（2）キ①に示す組織図等を踏まえ、個々の役職員で

れる機関又は部門その他の組織に委任する場合であっても、「委任」に該当する。

イ 申請書の添付書類

規則第10条第2項第2号に規定する「法第六十五条第四項第三号ロに定める要件に適合することを証する書類」には、例えば、理事である弁護士に係る日本弁護士連合会の発行する身分証明書の写し又は所属する弁護士会の発行する資格証明書が該当する。

(4) 被害回復関係業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験（法第65条第4項第4号関係）

ア 検討部門

法第65条第4項第4号の検討部門については、消費者契約法第13条第3項第5号イ及びロに掲げる専門委員が随時検討に参画することが確保されている必要があるが、特定適格消費者団体に雇用されているなど、特定適格消費者団体に常駐していることまで求められるものではない。

また、消費者契約法第13条第3項第5号の検討を行う部門とは別に組織されていることが必要であるが、専門委員が、差止請求関係業務に係る検討を行う部門と兼務することや、差止請求関係業務に係る検討を行う部門との会議を同時に開催することは、差し支えない。

イ 専門的な知識経験

法第65条第4項第4号に規定する「被害回復関係業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験を有する」か否かは、上記（2）キ①に示す組織図等を踏まえ、個々の役職員で

はなく、被害回復関係業務を遂行するための人的体制に照らして専門的な知識経験を有するかどうかを総合的に判断するものとする。

また、被害回復関係業務は、被害回復裁判手続に関する業務、被害回復裁判手続に関する業務の遂行に必要な消費者の被害に関する情報の収集に係る業務、被害回復裁判手続に関する業務に付随する対象消費者等に対する情報の提供及び金銭その他の財産の管理に係る業務を含むものであるから（法第71条第2項）、これらの業務においてそれぞれ業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験を有すると認められる必要がある。

ウ 申請書の添付書類

規則第10条第3項第3号に規定する「専門委員が消費者契約法施行規則（平成十九年内閣府令第十七号）第四条及び第五条に定める要件に適合することを証する書類」のうち、同規則第4条第1号及び第2号に関する書類としては、例えば、①これらの号に掲げる資格を取得したことを証する書面の写し、②従事した消費生活相談に応ずる業務の内容、勤務先及び期間について記載した勤務先の作成に係る書面又は業務の内容等について具体的に記載し内容が真実であることを認めて記名した書面が該当し、同条第3号に関する書類としては、例えば、消費生活相談に応ずる業務以外に消費者の利益の擁護に関する業務に従事してきたことについて具体的に記載し内容が真実であることを認めて記名した書面が該当する。

消費者契約法施行規則第5条第1号に関する書類としては、

はなく、被害回復関係業務を遂行するための人的体制に照らして専門的な知識経験を有するかどうかを総合的に判断するものとする。

また、被害回復関係業務は、被害回復裁判手続に関する業務、被害回復裁判手続に関する業務の遂行に必要な消費者の被害に関する情報の収集に係る業務、被害回復裁判手続に関する業務に付随する対象消費者に対する情報の提供及び金銭その他の財産の管理に係る業務を含むものであるから（法第65条第2項）、これらの業務においてそれぞれ業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験を有すると認められる必要がある。

ウ 申請書の添付書類

規則第10条第2項第3号に規定する「専門委員が消費者契約法施行規則（平成十九年内閣府令第十七号）第四条及び第五条に定める要件に適合することを証する書類」のうち、同規則第4条第1号及び第2号に関する書類としては、例えば、①これらの号に掲げる資格を取得したことを証する書面の写し、②従事した消費生活相談に応ずる業務の内容、勤務先及び期間について記載した勤務先の作成に係る書面又は業務の内容等について具体的に記載し内容が真実であることを認めて記名した書面が該当し、同条第3号に関する書類としては、例えば、消費生活相談に応ずる業務以外に消費者の利益の擁護に関する業務に従事してきたことについて具体的に記載し内容が真実であることを認めて記名した書面が該当する。

消費者契約法施行規則第5条第1号に関する書類としては、

例えば、日本弁護士連合会の発行する身分証明書の写し又は弁護士の所属する弁護士会が発行する資格証明書、同条第2号に関する書類としては、例えば、司法書士の所属する司法書士会の発行する資格証明書、同条第3号に関する書類としては、例えば、教授、准教授、助教又は講師（非常勤の者を除く。）の職にある者については大学が作成する在職証明書、同条第4号に関する書類としては、例えば、裁判官又は検察官であったことについて具体的に記載し内容が真実であることを認めて記名した書面が該当する。

(5) 経理的基礎（法第71条第4項第5号関係）

ア 意義

法第71条第4項第5号に規定する「被害回復関係業務を適正に遂行するに足りる経理的基礎を有すること」とは、特定適格消費者団体が被害回復関係業務を安定的かつ継続的に行うに足りる財政基盤を有していることをいい、一定額以上の基本財産を自ら保有している場合に限られるものではない。

この「経理的基礎を有する」か否かの判断に当たっては、申請者の規模、想定している被害回復裁判手続の件数など計画している被害回復関係業務の内容、継続的なボランティアの参画状況、被害回復関係業務及び差止請求関係業務以外の業務による収入の見込み、約されている寄附の状況、情報機器の利用、他の特定適格消費者団体との連携体制の構築、消費者団体訴訟等支援法人の受託等による効率的な業務運営の見込み、差止請求関係業務の実施の状況、予想外の事態により活動資金が途絶えそうな場合に備えた資金確保の方法等を踏まえ、総合的に考

例えば、日本弁護士連合会の発行する身分証明書の写し又は弁護士の所属する弁護士会が発行する資格証明書、同条第2号に関する書類としては、例えば、司法書士の所属する司法書士会の発行する資格証明書、同条第3号に関する書類としては、例えば、教授、准教授、助教又は講師（非常勤の者を除く。）の職にある者については大学が作成する在職証明書、同条第4号に関する書類としては、例えば、裁判官又は検察官であったことについて具体的に記載し内容が真実であることを認めて記名した書面が該当する。

(5) 経理的基礎（法第65条第4項第5号関係）

ア 意義

法第65条第4項第5号に規定する「被害回復関係業務を適正に遂行するに足りる経理的基礎を有すること」とは、特定適格消費者団体が被害回復関係業務を安定的かつ継続的に行うに足りる財政基盤を有していることをいい、一定額以上の基本財産を自ら保有している場合に限られるものではない。

この「経理的基礎を有する」か否かの判断に当たっては、申請者の規模、想定している被害回復裁判手続の件数など計画している被害回復関係業務の内容、継続的なボランティアの参画状況、被害回復関係業務及び差止請求関係業務以外の業務による収入の見込み、約されている寄附の状況、情報機器の利用や他の特定適格消費者団体との連携体制の構築による効率的な業務運営の見込み、差止請求関係業務の実施の状況、予想外の事態により活動資金が途絶えそうな場合に備えた資金確保の方法等を踏まえ、総合的に考慮するものとする。

慮するものとする。

なお、既に債務超過状態に陥っている場合は、債務超過の額、債務の支払期限、債務超過状態に陥った原因、債務超過状態を解消する見込み等も踏まえて、特定適格消費者団体が被害回復関係業務を安定的かつ継続的に行うに足る財政基盤を有しているか否かを判断するものとする。債務超過状態に陥ることが確実に予見される場合も、同様とする。

イ 申請書の添付書類

法第72条第2項第7号に規定する書類は、①特定認定の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における財産目録、貸借対照表及び申請者の法人の区分に応じた下記(i)若しくは(ii)の書類又はこれらに準ずるもの並びに②特定認定後3年間(当該特定認定の日における当該特定認定に係る消費者契約法第13条第1項の認定の有効期間の残存期間が3年より短いときは残存期間と同一の期間)における収支(会費、寄附金、差止請求関係業務及び被害回復関係業務以外の業務による収入、借入金等の収入並びに役員又は専門委員の報酬、職員の賃金、弁護士報酬、事務所の賃料等の支出)の見込みとその算出根拠を具体的に記載した書類とする。

(i) 特定非営利活動法人 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)における活動計算書(同法第27条第3号)

なお、既に債務超過状態に陥っている場合は、債務超過の額、債務の支払期限、債務超過状態に陥った原因、債務超過状態を解消する見込み等も踏まえて、特定適格消費者団体が被害回復関係業務を安定的かつ継続的に行うに足る財政基盤を有しているか否かを判断するものとする。債務超過状態に陥ることが確実に予見される場合も、同様とする。

イ 申請書の添付書類

法第66条第2項第7号に規定する「最近の事業年度における財産目録、貸借対照表、収支計算書その他の経理的基礎を有することを証する書類」とは、①特定認定の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における財産目録、貸借対照表及び収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに準ずるもの並びに②特定認定の有効期間(当該特定認定の日から起算して3年。ただし、当該特定認定の日における当該特定認定に係る消費者契約法第13条第1項の認定の有効期間の残存期間が3年より短いときは残存期間と同一の期間とし、残存期間が3年より長いときは残存期間から3年を控除した期間)の満了の日の属する事業年度までにおける収支(会費、寄附金、差止請求関係業務及び被害回復関係業務以外の業務による収入、借入金等の収入並びに役員又は専門委員の報酬、職員の賃金、弁護士報酬、事務所の賃料等の支出)の見込みとその算出根拠を具体的に記載した書類とする。

(ii) 一般社団法人又は一般財団法人 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）における損益計算書（同法第123条第2項。同法第199条において準用する場合を含む。）

※ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の公益認定を受けている場合においては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律における損益計算書であって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の公益認定を受けている者が作成したもの（規則第10条第2項）

なお、収支見込み等は、差止請求関係業務及び被害回復関係業務に関する業務計画書（消費者契約法第14条第2項第3号及び法第72条第2項第3号）並びに差止請求関係業務及び被害回復関係業務以外の業務を行う場合におけるその業務の種類及び概要を記載した書類（消費者契約法第14条第2項第10号及び法第72条第2項第10号）と整合性が図られている必要がある。

(6) 報酬及び費用の基準（法第71条第4項第6号関係）

法第71条第4項第6号に規定する「被害回復関係業務に関して支払を受ける報酬又は費用がある場合には、その額又は算定方法、支払方法その他必要な事項を定めており、これが消費者の利益の擁護の見地から不当なものでないこと」とは、特定適格消費者団体の報酬及び費用について、以下の考え方にのっとりた基準が定められている場合をいう。

ア 基本的な報酬及び費用に関する考え方

なお、収支見込み等は、差止請求関係業務及び被害回復関係業務に関する業務計画書（消費者契約法第14条第2項第3号及び法第66条第2項第3号）並びに差止請求関係業務及び被害回復関係業務以外の業務を行う場合におけるその業務の種類及び概要を記載した書類（消費者契約法第14条第2項第10号及び法第66条第2項第10号）と整合性が図られている必要がある。

(6) 報酬及び費用の基準（法第65条第4項第6号関係）

法第65条第4項第6号に規定する「被害回復関係業務に関して支払を受ける報酬又は費用がある場合には、その額又は算定方法、支払方法その他必要な事項を定めており、これが消費者の利益の擁護の見地から不当なものでないこと」とは、特定適格消費者団体の報酬及び費用について、以下の考え方にのっとりた基準が定められている場合をいう。

ア 基本的な報酬及び費用に関する考え方

被害回復関係業務に関する報酬及び費用は、手続に参加した消費者が負担すべきものである。もっとも、被害回復関係業務が消費者の利益を擁護するためのものであることに鑑みると、特定適格消費者団体が、報酬及び費用を控除した消費者の実際の取戻額をできる限り多くするよう、業務を適正に実施するとともに業務を効率化させることが必要であることに留意する必要がある。また、消費者被害の多くは少額事件であり、特定適格消費者団体が少額事件に対して積極的に取り組む必要があることにも、併せて留意する必要がある。

具体的に、特定適格消費者団体が消費者から報酬の支払を受ける場合としては、①授権をした者との簡易確定手続授権契約又は訴訟授権契約で定めるところにより報酬の支払を受ける場合（法第82条第1項）と、②共通義務確認訴訟における和解に係る消費者との間で締結する契約（簡易確定手続授権契約及び訴訟授権契約を除く。）で定めるところにより報酬の支払を受ける場合（同条第2項）とがある。

上記①は簡易確定手続を利用する場合であり、対象消費者等は、簡易確定手続申立団体に授権をし、手続に参加することになる。このうち、異議後の訴訟に至る場合もあり、付随して証拠保全手続が行われる場合もある。他方、上記②は簡易確定手続を利用しない場合であり、消費者は、共通義務確認訴訟における和解又は共通義務確認訴訟における和解に先立つ中間合意に基づき被害回復を受けることに向けられた意思表示をすることにより、手続に参加することになることが想定される。なお、これらの各場合に付随して、必要に応じて民事執行

被害回復関係業務に関する報酬及び費用は、手続に参加した対象消費者が負担すべきものである。もっとも、被害回復関係業務が消費者の利益を擁護するためのものであることに鑑みると、特定適格消費者団体が、報酬及び費用を控除した消費者の実際の取戻額をできる限り多くするよう、業務を適正に実施するとともに業務を効率化させることが必要であることに留意する必要がある。また、消費者被害の多くは少額事件であり、特定適格消費者団体が少額事件に対して積極的に取り組む必要があることにも、併せて留意する必要がある。

被害回復関係業務は、共通義務確認訴訟を経て、簡易確定手続に至り、場合によっては異議後の訴訟に移行し、また、必要があれば証拠保全手続や民事執行手続が行われることになる。対象消費者は、簡易確定手続において簡易確定手続申立団体に授権をし、被害回復裁判手続に参加することになるが、全ての対象消費者が異議後の訴訟に至り、証拠保全手続又は民事執行手続が行われるわけではないことに鑑みると、段階に応じて報酬及び費用の基準を定めることが合理的であり、全ての対象消費者に共通する報酬及び費用の考え方を、全ての対象消費者が

手続が行われる場合がある。

そこで、上記①に対応する簡易確定手続が利用される場合に関して、簡易確定手続に関する報酬及び費用の基準の考え方を定めつつ、異議後の訴訟に至る場合や証拠保全手続が行われる場合に、別途、追加して支払を求めることができる報酬及び費用の基準の考え方を定め、上記②に対応する簡易確定手続が利用されない場合について、法第82条第2項に規定する契約に関する報酬及び費用の基準の考え方を定め、これらの各場合に付随するものとして、民事執行手続を行う場合に、別途、追加して支払を求めることができる報酬及び費用の基準についての考え方を定めることとする⁵。

なお、(6)における金額又は割合は全て本体価格についてのものであり、消費税を含まない。

イ 簡易確定手続に関する報酬及び費用の基準の考え方

(ア) 手続参加のための費用負担

(a) 特定適格消費者団体が債権届出までに要した費用（共通義務確認訴訟に要した弁護士費用、通知に要する郵送費、

⁵ 特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会報告書「特定適格消費者団体の認定、監督に関する指針等について」（平成27年4月公表）において、特定適格消費者団体の報酬及び費用について、「本制度は前例のない制度であるから、現時点において、被害回復関係業務に要する費用・負担は不明確である。そこで、本報告書における消費者の取戻分の割合（回収額の過半（50%超））は、実際の費用・負担を踏まえ、消費者の利益の擁護の見地から不当ではないかしかるべき時期に検証を行い、改めて検討すべきである。」と指摘されていることに留意する必要がある。

手続に参加することになる簡易確定手続に関する報酬及び費用の基準の考え方として定め、異議後の訴訟、証拠保全手続又は民事執行手続を行うことになる対象消費者については、別途、追加して支払を求めることができる報酬及び費用の基準についての考え方を定めることとする¹。

なお、(6)における金額又は割合は全て本体価格についてのものであり、消費税を含まない。

イ 簡易確定手続に関する報酬及び費用の基準の考え方

(ア) 手続参加のための費用負担

(a) 特定適格消費者団体が債権届出までに要した費用（共通義務確認訴訟に要した弁護士費用、通知に要する郵送費、

¹ 特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会報告書「特定適格消費者団体の認定、監督に関する指針等について」（平成27年4月公表）において、特定適格消費者団体の報酬及び費用について、「本制度は前例のない制度であるから、現時点において、被害回復関係業務に要する費用・負担は不明確である。そこで、本報告書における消費者の取戻分の割合（回収額の過半（50%超））は、実際の費用・負担を踏まえ、消費者の利益の擁護の見地から不当ではないかしかるべき時期に検証を行い、改めて検討すべきである。」と指摘されていることに留意する必要がある。

説明会開催などの授権に要する費用、債権届出に要する印紙代、これらの手続に要する労務費などを含む。)は、裁判手続を容易に利用することができることになるという便益を手続に参加する対象消費者等の全員が享受すること及び特定適格消費者団体が原則として授権を拒絶できないことに鑑みると、手続参加のための費用として、授権をした対象消費者等の全員で負担すべきことになる。

もともと、債権届出までに要した費用の全額について授権をした対象消費者等の負担とすると、個々の対象消費者等の回収額が少額な事件や授権をした対象消費者等が少ない事件においては、対象消費者等の負担が重くなり、場合によっては授権をする対象消費者等がいなくなることがあり得る。特定適格消費者団体は、業務を効率化させて債権届出までに要する費用を低減させるよう努めるとともに、要する費用の額の見込み、個々の対象消費者等の債権届出の額、授権を受ける対象消費者等の数の見込み、回収できる金額の見込み、事案の難易などを総合的に考慮して、対象消費者等の納得が得られるよう、適切な範囲で債権届出までに要した費用を、授権をした対象消費者等に対し支払を求めることができる。

- (b) また、特定適格消費者団体が対象消費者等に負担を求める報酬及び費用は、被害回復関係業務が消費者の利益の擁護を図るものであることからすると、消費者に納得が得られるものであることが必要である。そのため、特定適格消費者団体は、負担を求める報酬及び費用について、事前及び

説明会開催などのために授権に要する費用、債権届出に要する印紙代、これらの手続に要する労務費などを含む。)は、裁判手続を容易に利用することができることになるという便益を手続に参加する対象消費者の全員が享受すること及び特定適格消費者団体が原則として授権を拒絶できないことに鑑みると、手続参加のための費用として、授権をした対象消費者の全員で負担すべきことになる。

もともと、債権届出までに要した費用の全額について授権をした対象消費者の負担とすると、個々の対象消費者の回収額が少額な事件や授権をした対象消費者が少ない事件においては、対象消費者の負担が重くなり、場合によっては授権をする対象消費者がいなくなることがあり得る。特定適格消費者団体は、業務を効率化させて債権届出までに要する費用を低減させるよう努めるとともに、要する費用の額の見込み、個々の対象消費者の債権届出の額、授権を受ける対象消費者の数の見込み、回収できる金額の見込み、事案の難易などを総合的に考慮して、対象消費者の納得が得られるよう、適切な範囲で債権届出までに要した費用を、授権をした対象消費者に対し支払を求めることができる。

- (b) また、特定適格消費者団体が対象消費者に負担を求める報酬及び費用は、被害回復関係業務が消費者の利益の擁護を図るものであることからすると、消費者に納得が得られるものであることが必要である。そのため、特定適格消費者団体は、負担を求める報酬及び費用について、事前及び

び精算時に対象消費者等に十分に説明する必要がある。

具体的には、法第26条第1項の規定による公告及び法第35条の規定による説明等において、

- ① 債権届出までに要する費用の見込み及びその内訳
- ② 授権をする対象消費者等の数の見込み
- ③ 個々の対象消費者等に負担を求める手続参加のための費用の金額を明示し、併せて、

④ 債権届出より後の報酬及び費用の額又は算定方法並びにそれらの考え方

⑤ 回収額がゼロとなっても手続参加のための費用は返還されないものの、他方で追加負担は生じないこと

⑥ 回収内容に影響する特段の事情が見込まれる場合にはその内容

を説明することが必要である。

(c) 授権をした対象消費者等の数が見込みと異なっていた場合は、以下のとおりにする必要がある。

(i) 授権をした対象消費者等の数が見込みよりも少なかった場合

この場合に、授権をした対象消費者等に対し追加の負担を求めることは、当該対象消費者等の予期に反する。したがって、特定適格消費者団体は、授権をした対象消費者等に追加の負担を求めることは許されない。

精算時に対象消費者に十分に説明する必要がある。

具体的には、法第25条第1項の規定による通知及び法第32条の規定による説明等において、

- ① 債権届出までに要する費用の見込み及びその内訳
- ② 授権をする対象消費者の数の見込み
- ③ 個々の対象消費者に負担を求める手続参加のための費用の金額

を明示し、併せて、

④ 回収できる金額の見込み

⑤ 回収があった場合の報酬及び費用の額又は算定方法並びにそれらの考え方

⑥ 回収額がゼロとなっても手続参加のための費用は返還されないものの、他方で追加負担は生じないこと

を説明することが必要である。

(c) 授権をした対象消費者の数が見込みと異なっていた場合は、以下のとおりにする必要がある。

(i) 授権をした対象消費者の数が見込みよりも少なかった場合

この場合に、授権をした対象消費者に対し追加の負担を求めることは、当該対象消費者の予期に反する。したがって、特定適格消費者団体は、授権をした対象消費者に追加の負担を求めることは許されない。

(ii) 授権をした対象消費者等の数が見込みよりも多かった場合

手続参加のための費用は、債権届出までに要した費用を上限として対象消費者等に負担を求めることができるものであるから、授権をした対象消費者等の数が見込みよりも多く、債権届出までに要した費用を上回って手続参加のための費用を徴収することになった場合は、その上回った額については、授権をした対象消費者等に返金する必要がある。もともと、返金するための費用が返金する金額を上回る場合は、返金する必要はない。返金する場合であっても、授権契約に定めることにより、債権届出より後の報酬及び費用の負担の精算時まで返金を猶予することは差し支えない。

(d) 手続参加のための費用は、債権届出までに要した費用を上限とするものであるが、対象消費者等に対して法第26条第1項の規定により公告し、又は法第35条の規定により説明する時点ではその費用の額は確定せず、その見込み額を公告又は説明せざるを得ないところ、その見込み額と、現実に債権届出までに要した費用との間に齟齬が生じ得る。このような場合は、以下のとおりにする必要がある。

(i) 公告又は説明した債権届出までに要する費用の見込みが現実に債権届出までに要した費用よりも少なかった場合

この場合に、授権をした対象消費者等に対し追加の

(ii) 授権をした対象消費者の数が見込みよりも多かった場合

手続参加のための費用は、債権届出までに要した費用を上限として対象消費者に負担を求めることができるものであるから、授権をした対象消費者の数が見込みよりも多く、債権届出までに要した費用を上回って手続参加のための費用を徴収することになった場合は、その上回った額については、授権をした対象消費者に返金する必要がある。もともと、返金するための費用が返金する金額を上回る場合は、返金する必要はない。返金する場合であっても、授権契約に定めることにより、債権届出より後の報酬及び費用の負担の精算時まで返金を猶予することは差し支えない。

(d) 手続参加のための費用は、債権届出までに要した費用を上限とするものであるが、対象消費者に対して法第25条第1項の規定により通知し、又は法第32条の規定により説明する時点ではその費用の額は確定せず、その見込み額を通知又は説明せざるを得ないところ、その見込み額と、現実に債権届出までに要した費用との間に齟齬が生じ得る。このような場合は、以下のとおりにする必要がある。

(i) 通知又は説明した債権届出までに要する費用の見込みが現実に債権届出までに要した費用よりも少なかった場合

この場合に、授権をした対象消費者に対し追加の負

負担を求めることは、当該対象消費者等の予期に反する。したがって、特定適格消費者団体は、授權をした対象消費者等に追加の負担を求めることは許されない。

- (ii) 公告又は説明した債権届出までに要する費用の見込みが現実には債権届出までに要した費用よりも多かつた場合

手続参加のための費用は、債権届出までに要した費用を上限として対象消費者等に負担を求めることができるものであるから、公告又は説明した債権届出までに要する費用の見込みが現実には債権届出までに要した費用よりも多く、債権届出までに要した費用を上回って手続参加のための費用を徴収することになった場合は、その上回った額については、授權をした対象消費者等に返金する必要がある。もつとも、返金するための費用が返金する金額を上回る場合は、返金する必要はない。返金する場合であっても、授權契約に定めることにより、債権届出より後の報酬及び費用の負担の精算時まで返金を猶予することは差し支えない。

- (i) 債権届出より後の手続に関する報酬及び費用

債権届出より後の手続に関する報酬及び費用は、個々の対象消費者等の対象債権等が回収された場合には、当該回収のあった対象消費者等が負担することになる。もつとも、被害回復関係業務が消費者の利益の擁護を図るものであること

負担を求めることは、当該対象消費者の予期に反する。したがって、特定適格消費者団体は、授權をした対象消費者に追加の負担を求めることは許されない。

- (ii) 通知又は説明した債権届出までに要する費用の見込みが現実には債権届出までに要した費用よりも多かつた場合

手続参加のための費用は、債権届出までに要した費用を上限として対象消費者に負担を求めることができるものであるから、通知又は説明した債権届出までに要する費用の見込みが現実には債権届出までに要した費用よりも多く、債権届出までに要した費用を上回って手続参加のための費用を徴収することになった場合は、その上回った額については、授權をした対象消費者に返金する必要がある。もつとも、返金するための費用が返金する金額を上回る場合は、返金する必要はない。返金する場合であっても、授權契約に定めることにより、債権届出より後の報酬及び費用の負担の精算時まで返金を猶予することは差し支えない。

- (i) 債権届出より後の手続に関する報酬及び費用

債権届出より後の手続に関する報酬及び費用は、個々の対象消費者の対象債権が回収された場合には、当該回収のあった対象消費者が負担することになる。もつとも、被害回復関係業務が消費者の利益の擁護を図るものであることに鑑み

に鑑みると、少なくとも回収額の50%超は消費者の取戻分とする必要がある。

ただし、特定適格消費者団体は、個々の対象消費者等の回収額、授権をした対象消費者等の数、個々の対象消費者等が負担した手続参加のための費用、事案の難易、被害回復関係業務に要する労力などを総合的に考慮し、事案に応じて適切に対象消費者等の取戻分の割合を設定する必要がある。

具体的には、個々の対象消費者等の回収額が少額な事件と多額な事件とでは回収額に正比例して労力が増すわけではないために、回収額が多額な事件においては、相対的に対象消費者等の取戻分を増加させることが可能になる。授権をした対象消費者等が多い事件においては、共通する費用を負担することになる対象消費者等が多くなり、その範囲では対象消費者等の取戻分を増加させることが可能になる。こうしたことから、特定適格消費者団体は、常に回収額の半分（50%）に近い額を報酬及び費用として対象消費者等に負担を求めるとは適切ではなく、個々の対象消費者等の回収額が多額になる、又は手続に参加する対象消費者等が多くなるに従って、対象消費者等の取戻分を増加させることが必要である。

また、特定適格消費者団体は、負担をを求める報酬及び費用について、事前及び精算時に対象消費者等に十分に説明する必要がある。この観点から、特定適格消費者団体は、対象消費者等との精算に際しては、負担を求める報酬及び費用の額並びにその根拠を説明することが必要である。

(ウ) 特定適格消費者団体の備え

ると、少なくとも回収額の50%超は消費者の取戻分とする必要がある。

ただし、特定適格消費者団体は、個々の対象消費者の回収額、授権をした対象消費者の数、個々の対象消費者が負担した手続参加のための費用、事案の難易、被害回復関係業務に要する労力などを総合的に考慮し、事案に応じて適切に対象消費者の取戻分の割合を設定する必要がある。

具体的には、個々の対象消費者の回収額が少額な事件と多額な事件とでは回収額に正比例して労力が増すわけではないために、回収額が多額な事件においては、相対的に対象消費者の取戻分を増加させることが可能になる。授権をした対象消費者が多い事件においては、共通する費用を負担することになる対象消費者が多くなり、その範囲では対象消費者の取戻分を増加させることが可能になる。こうしたことから、特定適格消費者団体は、常に回収額の半分（50%）に近い額を報酬及び費用として対象消費者に負担を求めるとは適切ではなく、個々の対象消費者の回収額が多額になる、又は手続に参加する対象消費者が多くなるに従って、対象消費者の取戻分を増加させることが必要である。

また、特定適格消費者団体は、負担をを求める報酬及び費用について、事前及び精算時に対象消費者に十分に説明する必要がある。この観点から、特定適格消費者団体は、対象消費者との精算に際しては、負担を求める報酬及び費用の額並びにその根拠を説明することが必要である。

(ウ) 特定適格消費者団体の備え

特定適格消費者団体は、報酬及び費用を回収できない場合があるため、被害回復関係業務全体の運営の中で、このような事態に備える必要があり、他の事案の報酬として得た額を報酬及び費用を回収できない場合に充てることは差し支えない。

ウ 異議後の訴訟等に関する報酬及び費用の基準の考え方

異議後の訴訟及び証拠保全手続に関して、追加して対象消費者等に支払を求めることができる報酬及び費用の基準は、以下のとおりとする。

(ア) 異議後の訴訟

(a) 報酬

回収金額の10%を上限とする。ただし、回収金額が3000万円を超えるときは、その超える部分については6%を上限とする。

異議後の訴訟の結果にかかわらず、13万円までは支払を求めることができる。また、異議後の訴訟において着手金の支払を求める場合は13万円を上限とする。

(b) 費用

弁護士費用以外の費用は全額の支払を求めることができる。

[削る]

特定適格消費者団体は、報酬及び費用を回収できない場合があるため、被害回復関係業務全体の運営の中で、このような事態に備える必要があり、他の事案の報酬として得た額を報酬及び費用を回収できない場合に充てることは差し支えない。

ウ 異議後の訴訟等に関する報酬及び費用の基準の考え方

異議後の訴訟、証拠保全手続又は民事執行手続に関して、追加して対象消費者に支払を求めることができる報酬及び費用の基準は、以下のとおりとする。

(ア) 異議後の訴訟

(a) 報酬

回収金額の10%を上限とする。ただし、回収金額が3000万円を超えるときは、その超える部分については6%を上限とする。

異議後の訴訟の結果にかかわらず、13万円までは対象消費者に支払を求めることができる。また、異議後の訴訟において着手金の支払を求める場合は13万円を上限とする。

(b) 費用

弁護士費用以外の費用は全額を対象消費者に支払を求めることができる。

(イ) 民事執行手続

(a) 報酬

異議後の訴訟の上限（回収金額の10%。ただし、回収金額が3000万円を超えるときは、当該超える部分については6%。）を上限とする。

(イ) 証拠保全手続

(a) 報酬

証拠保全手続の結果にかかわらず、8万円まで支払を求めることができる。また、証拠保全手続において着手金の支払を求める場合は8万円を上限とする。

(b) 費用

弁護士費用以外の費用は全額の支払を求めることができる。

エ 簡易確定手続を利用しない場合の報酬及び費用の基準の考え方

法第82条第2項の規定により、特定適格消費者団体が報酬の支払を受けることが可能となるのは、共通義務確認訴訟における和解又は共通義務確認訴訟における和解に先立つ中間合意に基づき、裁判手続外で消費者の被害回復が実現される場合である。実際の個々の事案における和解の法的構成や報酬の発生根拠は実体法の解釈によることになるが、想定される運用例の一つの考え方として、例えば、特定適格消費者団体が、個々の消費者との間で報酬について合意する場合や、共通義務確認訴訟における和解において報酬について定めてお

民事執行手続の結果にかかわらず、7万円までは対象消費者に支払を求めることができる。また、民事執行手続において着手金の支払を求める場合は7万円を上限とする。

(b) 費用

弁護士費用以外の費用は全額を対象消費者に支払を求めることができる。

(ウ) 証拠保全手続

(a) 報酬

証拠保全手続の結果にかかわらず、8万円まで対象消費者に支払を求めることができる。また、証拠保全手続において着手金の支払を求める場合は8万円を上限とする。

(b) 費用

弁護士費用以外の費用は全額を対象消費者に支払を求めることができる。

[新設]

き、消費者がそれを認識したうえで和解に基づき被害回復を受ける場合（特定適格消費者団体、事業者等及び対象消費者等の三者間の合意⁶）が想定される。

上記の場合に特定適格消費者団体は、①手続参加のための費用（共通義務確認訴訟に要した弁護士費用、消費者に対する個別の情報提供に要する郵送費、説明会開催や消費者からの参加受付、これらの対応に要する労務費など消費者の参加を実現するために合理的に必要となる対応に要する費用）、②参加受付より後の手続に関する報酬・費用（和解による被害回復の対象になる消費者に対して和解内容を履行するために合理的に必要となる対応に要する費用（民事執行手続に関する報酬・費用を除く。））の支払を受けることができる。

これらの報酬及び費用の基準の考え方は、上記イの簡易確定手続に関する報酬及び費用の基準の考え方に準じ、上記イ（ア）の手続参加のための費用、同（イ）の債権届出より後の手続に関する報酬及び費用が、上記①の手続参加のための費用、上記②の参加受付より後の手続に関する報酬・費用に、それぞれ対応するものとする。

オ 民事執行手続に関する報酬及び費用の基準の考え方

民事執行手続に関して、追加して消費者に支払を求めることができる報酬及び費用の基準は、以下のとおりとする。

（ア）報酬

⁶ 契約関係を明確化するために三者間の合意書を作成することも考えられる。

〔新設〕

異議後の訴訟の上限（回収金額の10%。ただし、回収金額が3000万円を超えるときは、当該超える部分については6%。）を上限とする。

民事執行手続の結果にかかわらず、7万円までは支払を求めることができる。また、民事執行手続において着手金の支払を求める場合は7万円を上限とする。

(イ) 費用

弁護士費用以外の費用は全額の支払を求めることができる。

カ 申請書の添付書類

法第72条第2項第8号に規定する「被害回復関係業務に関して支払を受ける報酬又は費用がある場合には、その額又は算定方法、支払方法その他必要な事項を記載した書類」は、上記イからオまでに合致している必要がある。

(7) 被害回復関係業務以外の業務（法第71条第4項第7号及び第94条並びに消費者契約法第29条第1項関係）

ア 「支障を及ぼすおそれ」

法第71条第4項第7号に規定する「被害回復関係業務以外の業務を行うことによって被害回復関係業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと」とは、特定適格消費者団体の業務体制において、被害回復関係業務以外の業務（差止請求関係業務も含む。）に人員や経費を過度に集中させることにより、適正に被害回復関係業務を遂行することができなくなるおそれ

エ 申請書の添付書類

法第66条第2項第8号に規定する「被害回復関係業務に関して支払を受ける報酬又は費用がある場合には、その額又は算定方法、支払方法その他必要な事項を記載した書類」とは、業務規程に定める必要がある「報酬及び費用に関する事項」の該当部分をいい、当該部分が上記イ及びウに合致している必要がある。

(7) 被害回復関係業務以外の業務（法第65条第4項第7号及び第88条並びに消費者契約法第29条第1項関係）

ア 「支障を及ぼすおそれ」

法第65条第4項第7号に規定する「被害回復関係業務以外の業務を行うことによって被害回復関係業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと」とは、特定適格消費者団体の業務体制において、被害回復関係業務以外の業務（差止請求関係業務も含む。）に人員や経費を過度に集中させることにより、適正に被害回復関係業務を遂行することができなくなるおそれ

がないことをいい、当該特定適格消費者団体が遂行しようとしている被害回復関係業務以外の業務の内容、場所及び回数その他の実施態様、それぞれの業務に必要な人員及び支出額等を総合的に考慮して、上記のような弊害が生ずるおそれがない業務体制であると客観的に認められるか否かを判断するものとする。

イ 添付書類

法第72条第2項第3号に規定する「被害回復関係業務に関する業務計画書」及び同項第10号に規定する「被害回復関係業務以外に行う業務の種類及び概要を記載した書類」については、それぞれ、予定している業務の内容及び実施態様、業務に必要な人員及び支出額等をできる限り具体的に記載しなければならない。

(8) 業務規程の記載事項（法第71条第4項第2号及び第5項関係）

ア 業務規程は、特定適格消費者団体が被害回復関係業務を遂行するための方法を記載したものであり、規則第8条各号に列挙されている事項が漏れなく、具体的に記載されている必要がある。

イ 被害回復裁判手続に関する業務の実施の方法に関する事項

規則第8条第1号イに規定する「被害回復裁判手続に関する業務の実施の方法に関する事項」とは、例えば、次の事項が該当する。

① 消費者の被害に関する情報、当該被害に関する事業者等の対応状況等を分析して被害回復裁判手続の要否及びその内容について検討を行い、被害回復裁判手続の実施について決

がないことをいい、当該特定適格消費者団体が遂行しようとしている被害回復関係業務以外の業務の内容、場所及び回数その他の実施態様、それぞれの業務に必要な人員及び支出額等を総合的に考慮して、上記のような弊害が生ずるおそれがない業務体制であると客観的に認められるか否かを判断するものとする。

イ 添付書類

法第66条第2項第3号に規定する「被害回復関係業務に関する業務計画書」及び同項第10号に規定する「被害回復関係業務以外に行う業務の種類及び概要を記載した書類」については、それぞれ、予定している業務の内容及び実施態様、業務に必要な人員及び支出額等をできる限り具体的に記載しなければならない。

(8) 業務規程の記載事項（法第65条第4項第2号及び第5項関係）

ア 業務規程は、特定適格消費者団体が被害回復関係業務を遂行するための方法を記載したものであり、規則第8条各号に列挙されている事項が漏れなく、具体的に記載されている必要がある。

イ 被害回復裁判手続に関する業務の実施の方法に関する事項

規則第8条第1号イに規定する「被害回復裁判手続に関する業務の実施の方法に関する事項」とは、例えば、次の事項が該当する。

① 消費者の被害に関する情報、当該被害に関する事業者の対応状況等を分析して被害回復裁判手続の要否及びその内容について検討を行い、被害回復裁判手続の実施について決定

定をする方法

② 業務委託の方法（消費者団体訴訟等支援法人への委託を決定する方法を含む。）

なお、特定適格消費者団体が、規則第6条第2項に規定する方法で法第35条に規定する説明を行う場合は、「被害回復裁判手続に関する業務の実施の方法に関する事項」として、下記4（5）ア（イ）に関する事項を業務規程に定める必要がある。

ウ 消費者の被害に関する情報の収集に係る業務の実施の方法に関する事項

規則第8条第1号ロに規定する「消費者の被害に関する情報の収集に係る業務の実施の方法に関する事項」とは、例えば、一般消費者からの情報の収集の方法（消費生活相談やいわゆる110番活動などの具体的な実施の方法）、当該特定適格消費者団体の会員又は他の特定適格消費者団体、適格消費者団体その他の消費者団体からの情報の収集の方法に関する事項をいう。

エ 情報の提供に係る業務の実施の方法に関する事項

規則第8条第1号ハに規定する「対象消費者等に対する情報の提供に係る業務の実施の方法に関する事項」とは、上記（2）イに関する事項をいう。

オ 簡易確定手続授權契約及び訴訟授權契約の内容に関する事項

規則第8条第1号ニに規定する「簡易確定手続授權契約及び訴訟授權契約の内容」とは、それぞれの契約に関する契約書のひな形をいう。

このひな形には、以下の事項が定められている必要がある。

をする方法

② 業務委託の方法

なお、特定適格消費者団体が、規則第6条第2項に規定する方法で法第32条に規定する説明を行う場合は、「被害回復裁判手続に関する業務の実施の方法に関する事項」として、下記4（4）ア（イ）に関する事項を業務規程に定める必要がある。

ウ 消費者の被害に関する情報の収集に係る業務の実施の方法に関する事項

規則第8条第1号ロに規定する「消費者の被害に関する情報の収集に係る業務の実施の方法に関する事項」とは、例えば、一般消費者からの情報の収集の方法（消費生活相談やいわゆる110番活動などの具体的な実施の方法）、当該特定適格消費者団体の会員又は他の特定適格消費者団体その他の消費者団体からの情報の収集の方法に関する事項をいう。

エ 情報の提供に係る業務の実施の方法に関する事項

規則第8条第1号ハに規定する「対象消費者に対する情報の提供に係る業務の実施の方法に関する事項」とは、上記（2）イに関する事項をいう。

オ 簡易確定手続授權契約及び訴訟授權契約の内容に関する事項

規則第8条第1号ニに規定する「簡易確定手続授權契約及び訴訟授權契約の内容」とは、それぞれの契約に関する契約書のひな形をいう。

このひな形には、以下の事項が定められている必要がある。

(ア) 授権を受けて行う被害回復関係業務の内容に関する事項
例えば、特定適格消費者団体の行う業務や授権の範囲がこれに該当する。

(イ) 報酬及び費用に関する事項

例えば、対象消費者等に支払を求める報酬及び費用の額又は算定方法、支払方法、支払時期などに関する事項がこれに該当する。

報酬及び費用に関する事項は、上記(6)イ、ウ及びオに合致していることが具体的に確認できる必要がある。

(ウ) 契約の解除に関する事項

例えば、対象消費者等からはいつでも契約を解除できる旨の表示、特定適格消費者団体が契約を解除できる理由などに関する事項がこれに該当する。

(エ) 契約終了時の精算に関する事項

例えば、預り金の精算や預かった資料の返還に関する事項がこれに該当する。

(オ) 仮差押えの執行がなされている場合の留意事項

特定適格消費者団体の申立てにより仮差押えの執行がされている場合で、仮差押えの執行がされている財産について強制執行の申立てをするとき又は配当要求をするとき、特定適格消費者団体が取得した債務名義と取得することとなる債務名義に係る届出債権とを平等に取り扱う必要がある(法第64条)。そのため、先に債務名義を取得した対象消費者等に金銭を配分する時期が遅れることや、対象消費者等が配分を受けた金額と債務名義の減少額とが異なることがあり

(ア) 授権を受けて行う被害回復関係業務の内容に関する事項
例えば、特定適格消費者団体の行う業務や授権の範囲がこれに該当する。

(イ) 報酬及び費用に関する事項

例えば、対象消費者に支払を求める報酬及び費用の額又は算定方法、支払方法、支払時期などに関する事項がこれに該当する。

報酬及び費用に関する事項は、上記(6)イ及びウに合致していることが具体的に確認できる必要がある。

(ウ) 契約の解除に関する事項

例えば、対象消費者からはいつでも契約を解除できる旨の表示、特定適格消費者団体が契約を解除できる理由などに関する事項がこれに該当する。

(エ) 契約終了時の精算に関する事項

例えば、預り金の精算や預った資料の返還に関する事項がこれに該当する。

(オ) 仮差押えの執行がなされている場合の留意事項

特定適格消費者団体の申立てにより仮差押えの執行がされている場合で、仮差押えの執行がされている財産について強制執行の申立てをするとき又は配当要求をするとき、特定適格消費者団体が取得した債務名義と取得することとなる債務名義に係る届出債権とを平等に取り扱う必要がある(法第59条)。そのため、先に債務名義を取得した対象消費者に金銭を配分する時期が遅れることや、対象消費者が配分を受けた金額と債務名義の減少額とが異なることがあり得る。

得る。これらのことは、特定適格消費者団体は、法第35条に規定する説明の際に説明しなければならず、対象消費者等がこれを了解しない場合は授権契約を拒絶できるところではあるが、授権契約に係る契約書にも明記される必要がある。

なお、特定適格消費者団体と授権をした対象消費者等との契約書は、対象消費者等にとって明確かつ平易なものになるように配慮する必要がある。

カ 授権をした者の意思を確認するための措置に関する事項

規則第8条第1号ホに規定する「請求の放棄、和解、債権届出の取下げ、認否を争う旨の申出、簡易確定決定に対して異議を申し立てる権利の放棄、簡易確定決定に対する異議の申立て、当該異議の申立ての取下げ、異議後の訴訟における訴えの取下げ又は上訴若しくは上訴の取下げをしようとする場合において法第三十四条第一項又は法第五十七条第一項の授権をした者の意思を確認するための措置に関する事項」とは、授権をした者の意思を確認する方法、その記録などに関する事項をいう。

授権をした者の意思を確認する方法は、例えば、面談、電話、書面の受領、ファクシミリ又は電子メールの受信などが該当する。

意思確認の結果は、記録化される必要があり、面談や電話など記録が残らない方法により意思確認を行った場合は、意思確認の結果を記録する必要がある。

なお、意思確認の結果は、帳簿書類として作成、保存されることになることに留意する必要がある（消費者契約法施行規則

これらのことは、特定適格消費者団体は、法第32条に規定する説明の際に説明しなければならず、対象消費者がこれを了解しない場合は授権契約を拒絶できるところではあるが、授権契約に係る契約書にも明記される必要がある。

なお、特定適格消費者団体と授権をした対象消費者との契約書は、対象消費者にとって明確かつ平易なものになるように配慮する必要がある。

カ 授権をした者の意思を確認するための措置に関する事項

規則第8条第1号ホに規定する「請求の放棄、和解、債権届出の取下げ、認否を争う旨の申出、簡易確定決定に対する異議の申立て又は上訴若しくは上訴の取下げをしようとする場合において法第三十一条第一項又は法第五十三条第一項の授権をした者の意思を確認するための措置に関する事項」とは、授権をした者の意思を確認する方法、その記録などに関する事項をいう。

授権をした者の意思を確認する方法は、例えば、面談、電話、書面の受領、ファクシミリ又は電子メールの受信などが該当する。

意思確認の結果は、記録化される必要があり、面談や電話など記録が残らない方法により意思確認を行った場合は、意思確認の結果を記録する必要がある。

なお、意思確認の結果は、帳簿書類として作成、保存されることになることに留意する必要がある（消費者契約法施行規則

第21条第2項第9号)。

キ 助言又は意見の聴取に関する措置

規則第8条第1号へに規定する「法第七十一条第四項第四号の検討を行う部門における専門委員からの助言又は意見の聴取に関する措置」とは、被害回復裁判手続を迫行するに際して、専門委員の助言又は意見を反映させる方法をいう。

ク 特別の利害関係を有する場合の措置その他業務の公正な実施の確保に関する措置

規則第8条第1号へに規定する「役員、職員又は専門委員が被害回復裁判手続の相手方と特別の利害関係を有する場合の措置その他業務の公正な実施の確保に関する措置に関する事項」とは、役員、職員又は専門委員が相手方と特別の利害関係を有している場合にとられるべき措置及び特別の利害関係がなくとも業務の公正な実施の確保に必要な措置をいう。

規則第8条第1号へに規定する「特別の利害関係を有する場合」には、役員、職員又は専門委員が、現在及び過去2年の間に、①被害回復裁判手続の相手方である事業者の役員若しくは職員である場合又は②被害回復裁判手続の相手方である事業者等と取引関係(日常生活に必要な取引を除く。)を有している場合が該当する。

規則第8条第1号へに規定する「利害関係を有する場合の措置」とは、例えば、理事会又は検討部門における議決権、助言又は意見の聴取の停止が該当する。

規則第8条第1号へに規定する「その他業務の公正な実施の確保に関する措置」とは、例えば、特定適格消費者団体の役員、

第21条第2項第9号)。

キ 助言又は意見の聴取に関する措置

規則第8条第1号へに規定する「法第六十五条第四項第四号の検討を行う部門における専門委員からの助言又は意見の聴取に関する措置」とは、被害回復裁判手続を迫行するに際して、専門委員の助言又は意見を反映させる方法をいう。

ク 特別の利害関係を有する場合の措置その他業務の公正な実施の確保に関する措置

規則第8条第1号へに規定する「役員、職員又は専門委員が被害回復裁判手続の相手方と特別の利害関係を有する場合の措置その他業務の公正な実施の確保に関する措置に関する事項」とは、役員、職員又は専門委員が相手方と特別の利害関係を有している場合にとられるべき措置及び特別の利害関係がなくとも業務の公正な実施の確保に必要な措置をいう。

規則第8条第1号へに規定する「特別の利害関係を有する場合」には、役員、職員又は専門委員が、現在及び過去2年の間に、①被害回復裁判手続の相手方である事業者の役員若しくは職員である場合又は②当該事業者と取引関係(日常生活に必要な取引を除く。)を有している場合が該当する。

規則第8条第1号へに規定する「利害関係を有する場合の措置」とは、例えば、理事会その他の部門における議決権、助言又は意見の聴取の停止が該当する。

規則第8条第1号へに規定する「その他業務の公正な実施の確保に関する措置」とは、例えば、特定適格消費者団体の役員、

職員又は専門委員が事業の内容や市場の地域性等を勘案して被害回復裁判手続の相手方である事業者と実質的に競合関係にあると認められる事業を現在若しくは過去2年の間に営み又はこれに従事したことがある場合、特定適格消費者団体が被害回復裁判手続の追行に関し理事との間で当該追行に係る相当な実費を超える支出を伴う取引をする場合その他の役職員の兼職の状況や取引の内容が実質的に特定適格消費者団体による被害回復裁判手続の追行の適正に影響を及ぼし得る場合に、上記の特別の利害関係を有する場合の措置に準じた措置をとることなどが該当する。

ケ 特定適格消費者団体であることを疎明する方法に関する事項

規則第8条第1号トに規定する「特定適格消費者団体であることを疎明する方法に関する事項」とは、特定適格消費者団体であることを疎明しなければならない場合の疎明の方法に関する事項をいう。その方法としては、例えば、内閣総理大臣が特定認定をした旨を通知する書面（法第74条第1項）の写しを提示することなどが該当する。

コ 規則第8条第1号チに規定する「その他必要な事項」

規則第8条第1号チに規定する「その他必要な事項」としては、例えば、特定適格消費者団体が消費者との間での法第82条第2項に規定する契約の締結を決定する方法が該当する。

なお、当該契約を締結するに当たっては、簡易確定手続授權契約のひな形（上記オ）も参考に、事案ごとに適切な内容とする必要がある、報酬及び費用に関して上記（6）エに合致して

職員又は専門委員が事業の内容や市場の地域性等を勘案して被害回復裁判手続の相手方である事業者と実質的に競合関係にあると認められる事業を現在若しくは過去2年の間に営み又はこれに従事したことがある場合、特定適格消費者団体が被害回復裁判手続の追行に関し理事との間で当該追行に係る相当な実費を超える支出を伴う取引をする場合その他の役職員の兼職の状況や取引の内容が実質的に特定適格消費者団体による被害回復裁判手続の追行の適正に影響を及ぼし得る場合に、上記の特別の利害関係を有する場合の措置に準じた措置をとることなどが該当する。

ケ 特定適格消費者団体であることを疎明する方法に関する事項

規則第8条第1号トに規定する「特定適格消費者団体であることを疎明する方法に関する事項」とは、特定適格消費者団体であることを疎明しなければならない場合の疎明の方法に関する事項をいう。その方法としては、例えば、内閣総理大臣が特定認定をした旨を通知する書面（法第68条第1項）の写しを提示することなどが該当する。

[新設]

いることが必要となる。

サ 特定適格消費者団体相互の連携協力に関する事項

規則第8条第2号に規定する「特定適格消費者団体相互の連携協力に関する事項」とは、法第81条第3項において「特定適格消費者団体は、被害回復関係業務について他の特定適格消費者団体と相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない。」とされていることを踏まえて、連携協力する範囲、方法などについて記載する事項をいい、以下の事項が含まれていなければならない。

- ① 法第84条第1項の通知及び報告の方法に関する事項
- ② 規則第18条第15号に規定する行為に係る当該通知及び報告の方針に関する事項
- ③ 2以上の特定適格消費者団体が、同一の相手方に対して、同一の社会的事実起因する消費者の財産的被害等に関する共通義務確認の訴えを提起する場合の、対象債権及び対象消費者の範囲の設定、事実関係に関する情報の共有等
- ④ 法第13条に規定する特定適格消費者団体が2以上ある場合の、簡易確定手続開始の申立ての見込みに関する情報の共有（消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する規則（平成27年最高裁判所規則第5号。以下「最高裁規則」という。）第11条第2項第3号参照）
- ⑤ 2以上の簡易確定手続申立団体がある場合の、法第26条第1項の規定による公告及び法第27条第1項の規定による通知の方法、法第31条第1項の規定に基づく相手方に対する情報開示の要求又は法第32条第1項の規定に基づく情報開示

ユ 特定適格消費者団体相互の連携協力に関する事項

規則第8条第2号に規定する「特定適格消費者団体相互の連携協力に関する事項」とは、法第75条第3項において「特定適格消費者団体は、被害回復関係業務について他の特定適格消費者団体と相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない。」とされていることを踏まえて、連携協力する範囲、方法などについて記載する事項をいい、以下の事項が含まれていなければならない。

- ① 法第78条第1項の通知及び報告の方法に関する事項
- ② 規則第18条第15号に規定する行為に係る当該通知及び報告の方針に関する事項
- ③ 二以上の特定適格消費者団体が、同一の相手方に対して、同一の社会的事実起因する消費者の財産的被害に関する共通義務確認の訴えを提起する場合の、対象債権及び対象消費者の範囲の設定、事実関係に関する情報の共有等
- ④ 法第12条に規定する特定適格消費者団体が二以上ある場合の、簡易確定手続開始の申立ての見込みに関する情報の共有（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する規則（平成27年最高裁判所規則第5号。以下「最高裁規則」という。）第11条第2項第3号参照）
- ⑤ 二以上の簡易確定手続申立団体がある場合の、法第25条第1項の規定による通知及び法第26条第1項の規定による公告をするか否か並びにこれらの方法、法第28条第1項の規定に基づく相手方に対する情報開示の要求又は法第29条第1

命令の申立てをするか否か、一人の対象消費者等が2以上の簡易確定手続申立団体に授権をすることを防止するための方策等

- ⑥ 法第84条第1項各号に規定する事項に限らず、その他の被害回復関係業務に関する事項の適切な情報共有の実施

例えば、特定適格消費者団体は、法第61条第1項の仮差押命令の申立てをするに当たり、同項の規定による他の申立てであって、対象債権及び対象消費者の範囲の全部又は一部並びに共通義務確認の訴えの被告とされる事業者等が同一であるものが既にされているとき（当該他の申立てが取り下げられ若しくは却下されたとき、又は当該他の申立てに係る仮差押命令が取り消されたときを除く。）は、申立書には、当該他の申立てに係る(a)事件の表示、(b)裁判所の表示、(c)手続の当事者である特定適格消費者団体、(d)保全すべき権利及び(e)仮に差し押さえるべき物を記載しなければならないところ（最高裁規則第39条参照）、これらの(a)から(e)までに關する情報共有の実施がこれに含まれる。

- シ 役員及び専門委員の選任及び解任その他被害回復関係業務に係る組織、運営その他の体制に関する事項

規則第8条第3号に規定する「役員及び専門委員の選任及び解任その他被害回復関係業務に係る組織、運営その他の体制に関する事項」とは、被害回復関係業務を実施する組織体制に具体的に記載したものといい、以下の事項が含まれていなければならない。

- ① 具体的な機関又は部門その他の組織の設置及びこれらの

項の規定に基づく情報開示命令の申立てをするか否か、一人の対象消費者が二以上の簡易確定手続申立団体に授権をすることを防止するための方策等

- ⑥ 法第78条第1項各号に規定する事項に限らず、その他の被害回復関係業務に関する事項の適切な情報共有の実施

例えば、特定適格消費者団体は、法第56条第1項の仮差押命令の申立てをするに当たり、同項の規定による他の申立てであって、対象債権及び対象消費者の範囲の全部又は一部並びに共通義務確認の訴えの被告とされる事業者が同一であるものが既にされているとき（当該他の申立てが取り下げられ若しくは却下されたとき、又は当該他の申立てに係る仮差押命令が取り消されたときを除く。）は、申立書には、当該他の申立てに係る(a)事件の表示、(b)裁判所の表示、(c)手続の当事者である特定適格消費者団体、(d)保全すべき権利及び(e)仮に差し押さえるべき物を記載しなければならないところ（最高裁規則第39条参照）、これらの(a)から(e)までに關する情報共有の実施がこれに含まれる。

- サ 役員及び専門委員の選任及び解任その他被害回復関係業務に係る組織、運営その他の体制に関する事項

規則第8条第3号に規定する「役員及び専門委員の選任及び解任その他被害回復関係業務に係る組織、運営その他の体制に関する事項」とは、被害回復関係業務を実施する組織体制に具体的に記載したものといい、以下の事項が含まれていなければならない。

- ① 機関又は部門その他の組織の設置及び当該組織の運営に

組織に係る人員の配置の方針に関する事項

- ② これらの組織の事務分掌、権限及び責任並びに事務の遂行に従事する者に関する事項等（役員及び専門委員の選任・解任の基準及び方法、任期及び再任等）

ス 情報の管理及び秘密の保持の方法に関する事項

規則第8条第4号に規定する「被害回復関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法に関する事項」とは、当該管理及び方法によれば、情報が適切に管理され、また、秘密が適切に保持される蓋然性が客観的に認められる具体的な事項をいい、上記（2）ウに関する事項が定められるほか、例えば、情報管理責任者の設置、情報等を取り扱うことができる者の範囲及びその決定方法、情報等に関するセキュリティ対策、特定適格消費者団体の役員、職員及び専門委員に対する研修に関する事項が該当する。

セ 金銭その他の財産の管理の方法に関する事項

規則第8条第5号に規定する「被害回復関係業務の実施に関する金銭その他の財産の管理の方法に関する事項」とは、被害回復関係業務を実施する上で必要となる金銭その他の財産を管理するための体制及び方法に関する事項をいい、上記（2）エに関する事項が定められるほか、例えば、通帳や印鑑の保管方法、金銭を取り扱うことができる者の範囲に関する事項が該当する。

ソ その他被害回復関係業務の実施に関し必要な事項

規則第8条第6号に規定する「その他被害回復関係業務の実

関する事項（事務分掌、権限及び責任等）

- ② 当該組織の事務の遂行に従事する者に関する事項（役員及び専門委員の選任及び解任の基準及び方法、任期及び再任等）

③ 当該組織に係る人員の配置の方針に関する事項

シ 情報の管理及び秘密の保持の方法に関する事項

規則第8条第4号に規定する「被害回復関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法に関する事項」とは、当該管理及び方法によれば、情報が適切に管理され、また、秘密が適切に保持される蓋然性が客観的に認められる具体的な事項をいい、上記（2）ウに関する事項が定められるほか、例えば、情報管理責任者の設置、情報等を取り扱うことができる者の範囲及びその決定方法、情報等に関するセキュリティ対策、特定適格消費者団体の役員、職員及び専門委員に対する研修に関する事項が該当する。

ス 金銭その他の財産の管理の方法に関する事項

規則第8条第5号に規定する「被害回復関係業務の実施に関する金銭その他の財産の管理の方法に関する事項」とは、被害回復関係業務を実施する上で必要となる金銭その他の財産を管理するための体制及び方法に関する事項をいい、上記（2）エに関する事項が定められるほか、例えば、通帳や印鑑の保管方法、金銭を取り扱うことができる者の範囲に関する事項が該当する。

セ その他被害回復関係業務の実施に関し必要な事項

規則第8条第6号に規定する「その他被害回復関係業務の実

施に関し必要な事項」とは、上記イからセまでに規定する事項のほかに、被害回復関係業務の実施に必要な事項をいい、以下の事項が含まれていなければならない。

[削る]

(ア) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律等に関する事項

特定適格消費者団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に従って被害回復関係業務を行う必要がある。また、同法の適用がない場合であっても、対象消費者等が高齢者又は障害者であるこ

施に関し必要な事項」とは、上記イからスまでに規定する事項のほかに、被害回復関係業務の実施に必要な事項をいい、以下の事項が含まれていなければならない。

(ア) 施行前事案に関する事項

法は、法施行前に締結された消費者契約に関する請求（不法行為に基づく損害賠償の請求（民法（明治29年法律第89号）の規定によるものに限る。）については、法の施行前に行われた加害行為に係る請求）に係る金銭の支払義務については適用されず（法附則第2条）、このような請求については重要消費者紛争解決手続（独立行政法人国民生活センター法（平成14年法律第123号）第11条第2項に規定する重要消費者紛争解決手続をいう。以下(ア)において同じ。）等の裁判外紛争解決手続を活用することになるため、特定適格消費者団体は、このような請求に係る消費者から問合せがあった場合には、当該消費者に対する重要消費者紛争解決手続等の裁判外紛争解決手続の教示その他の方法により、当該消費者に被害回復の途が与えられるよう配慮する必要がある。特定適格消費者団体は、施行前事案に関する事項において、その方法を具体的に定める必要がある。

(イ) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律等に関する事項

特定適格消費者団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に従って被害回復関係業務を行う必要がある。また、同法の適用がない場合であっても、対象消費者が高齢者又は障害者であることが判明し

とが判明している場合には、これらの者にとって適切な方法によって対応するよう努めなければならない。

特定適格消費者団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律等に関する事項において、その方法を具体的に定める必要がある。

(イ) 本人確認に関する事項

特定適格消費者団体は、授権をした対象消費者等の権利を実現させる事務を行うことに鑑み、授権をした対象消費者等が本人かどうか確認することが必要となる。本人確認は、特定適格消費者団体がこれを怠った場合は、真の権利者から賠償請求される可能性があることを踏まえ、適切な方法で行われる必要がある。適切な方法としては、例えば、特定適格消費者団体が授権をしようとする消費者と対面し運転免許証、パスポート、写真付の住民基本台帳カード又はマイナンバーカードといった本人確認書類の提示を受けて本人かどうか確認する方法のほか、本人限定受取による郵便等を用いる方法、対象消費者等から本人確認書類の写しの交付を受ける方法などが該当する。

3. 有効期間の更新、合併の認可及び事業の譲渡の認可（法第75条第2項、第77条第3項及び第78条第3項関係）

特定認定の有効期間の更新、合併の認可及び事業の譲渡の認可に係る審査基準は、法第75条第7項、第77条第6項及び第78条第6項の規定により準用する法第71条の特定認定の審査基準による。

なお、特定認定の有効期間の更新に際しては、以下の事項に留意

ている場合には、これらの者にとって適切な方法によって対応するよう努めなければならない。

特定適格消費者団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律等に関する事項において、その方法を具体的に定める必要がある。

(ウ) 本人確認に関する事項

特定適格消費者団体は、授権をした対象消費者の権利を実現させる事務を行うことに鑑み、授権をした対象消費者が本人かどうか確認することが必要となる。本人確認は、特定適格消費者団体がこれを怠った場合は、真の権利者から賠償請求される可能性があることを踏まえ、適切な方法で行われる必要がある。適切な方法としては、例えば、特定適格消費者団体が授権をしようとする消費者と対面し運転免許証、パスポート、写真付の住民基本台帳カード又はマイナンバーカードといった本人確認書類の提示を受けて本人かどうか確認する方法のほか、本人限定受取による郵便等を用いる方法、対象消費者から本人確認書類の写しの交付を受ける方法などが該当する。

3. 有効期間の更新、合併の認可及び事業の譲渡の認可（法第69条第2項、第71条第3項及び第72条第3項関係）

特定認定の有効期間の更新、合併の認可及び事業の譲渡の認可に係る審査基準は、法第69条第6項、第71条第6項及び第72条第6項の規定により準用する法第65条の特定認定の審査基準による。

なお、特定認定の有効期間の更新に際しては、以下の事項に留意

する必要がある。

ア 活動実績

法第75条第7項の規定により法第71条第4項第1号の規定が読み替えて準用されるため、特定認定の有効期間を更新するためには、差止請求関係業務、被害回復関係業務又は相当多数の消費者と事業者との間の消費者契約に関する紛争の解決のための業務を相当期間にわたり継続して適正に行っていると認められることが必要である。

イ 経理的基礎

法第75条第7項の規定により、法第71条第4項第5号の規定が準用されるため、特定認定の有効期間を更新するためには、被害回復関係業務を適正に遂行するに足りる経理的基礎を有していることが必要である。

この要件を満たしているか否かは、直近の特定認定又は有効期間の更新の申請の際にそれぞれ提出した収支の見込み（法第72条第2項第7号、上記2（5）イ）と実際の収支との乖離の程度、その理由なども踏まえて判断する必要がある。

ウ 申請書の添付書類

法第75条第7項の規定により、法第72条第2項の規定が読み替えて準用されるため、既に内閣総理大臣に添付して提出された書類と同一内容のものについては、その添付を省略することができる。

また、同項第2号の書類については、差止請求関係業務、被害回復関係業務又は相当多数の消費者と事業者との間の消費者契約に関する紛争の解決のための業務を相当期間にわたり継続し

する必要がある。

ア 活動実績

法第69条第6項の規定により法第65条第4項第1号の規定が準用されるため、特定認定の有効期間を更新するためには、差止請求関係業務を相当期間にわたり継続して適正に行っていると認められることが必要である。

イ 経理的基礎

法第69条第6項の規定により、法第65条第4項第5号の規定が準用されるため、特定認定の有効期間を更新するためには、被害回復関係業務を適正に遂行するに足りる経理的基礎を有していることが必要である。

この要件を満たしているか否かは、直近の特定認定又は有効期間の更新の申請の際にそれぞれ提出した収支の見込み（法第66条第2項第7号、上記2.（5）イ）と実際の収支との乖離の程度、その理由なども踏まえて判断する必要がある。

[新設]

て適正に行っていることを証する書類が必要となる。

4 被害回復関係業務等

(1) 共通義務確認の訴え（法第3条関係）

精神上の苦痛を受けたことによる損害のうち、その額の算定の基礎となる主要な事実関係が相当多数の消費者について共通するものであり、かつ、①共通義務確認の訴えにおいて一の訴えにより、財産的請求（法第3条第1項各号に掲げる請求であり、同項第3号から第5号までに掲げる請求にあつては、精神上の苦痛を受けたことによる損害に係る請求を含まないものに限る。）と併せて請求されるものであつて、財産的請求と共通する事実上の原因に基づくもの、又は、②事業者の故意によって生じたもののいずれかに該当するものについては、共通義務確認の訴えを提起することができる（法第3条第2項第6号）。

このうち、上記①の場合に、被告の応訴負担に配慮する観点から、精神上の苦痛を受けたことによる損害が対象となることによって新たに訴えが提起されることになるわけではない点で、被告に追加的な応訴負担が必ずしも生じないと考えられることから、このような場合に、精神上の苦痛を受けたことによる損害を対象とする趣旨である。したがって、慰謝料に係る共通義務確認の訴えを提起した場合に、関連して認められ得ることになる、特定適格消費者団体に対して支払うべき報酬及び費用相当額の損害に係る請求のみをもって上記①の場合に該当するとは考えられない。

(2) 共通義務確認訴訟における和解（法第11条等関係）

4. 被害回復関係業務等

[新設]

[新設]

あらゆる共通義務確認訴訟における和解に共通する留意点として、訴訟の当事者である特定適格消費者団体と事業者等との間の和解だけで、消費者の何らの意思によらずにその権利を処分することはできず、消費者は、簡易確定手続が利用される場合には簡易確定手続申立団体への授権により、また、簡易確定手続が利用されない場合には共通義務確認訴訟における和解に基づき被害回復を受けることに向けられた意思表示により、手続に参加することになる。

個別的な留意点は以下のとおりある。

(7) 和解内容に関する留意点

(a) 法第2条第4号に規定する義務の存否を明らかにしないで消費者の事業者等に対する金銭の支払請求権（和解金債権）が存することを認める旨の和解（法第11条第2項参照）

和解対象消費者にとって和解の効力を受ける場合に処分することとなる権利又は法律関係を十分に認識、理解できるよう、「当該和解の目的となる権利又は法律関係の範囲」（法第11条第2項第1号）を分かりやすく伝えることが必要である。

(b) 事業者等が支払うべき額の総額を定める和解

個々の消費者が支払を受けられる金額が、手続に参加する消費者の人数により変動し得る場合があるから、そのような場合は、その旨についての消費者への情報提供が重要である。

(c) 消費者団体訴訟等支援法人に寄附を行うことを定める

和解（法第89条第2項参照）

事業者等が第三者に寄附を行うことを合意する和解、事業者等の手元に不当な取引により得た利益を残さず、そのレピュテーションの回復に資するものであり、寄附という形で社会的な課題解決に役立てられ、ひいては消費者利益の擁護につながることを期待される。

他方で、寄附先について、共通義務確認訴訟の当事者である特定適格消費者団体自体とすることは利益相反の観点から避けるべきであること、また、公益的な主体とすることが適切であることから、消費者団体訴訟等支援法人に限って許容される（法第89条第2項参照）。

また、個々の消費者の被害救済こそが原則であって一義的にはその実現を追及すべきと考えられることから、このような和解を行うのは、合理的な方法によっても消費者への支払が現実的になかない場合⁷や、和解による救済を選択した消費者が見込みより少なかったことなどにより残余金が生じる場合等が念頭に置かれることとなる。

(イ) 手続に関する留意点

簡易確定手続を利用せずに和解内容を実現する場合には、簡易確定手続を利用する場合に準じて、裁判手続外で、

⁷ 例えば、事業者等の売上簿等から対象消費者等の人数は把握されるが、個々の対象消費者等の氏名、住所及び連絡先や取引の記録が残っておらず、一般的な情報提供によっても全ての対象消費者等が和解を認識することが期待できない場合などが想定される。

消費者への情報提供・説明、消費者の意思表示の受付、和解の対象となる消費者の特定、清算といったプロセスを経ることになる。これらのプロセスを、特定適格消費者団体又は事業者等の一方又はその双方が行うことがあり得る。

上記プロセスのどの段階で和解を成立させるかにより、例えば、和解成立後に和解内容の履行として上記プロセスを進める場合、共通義務確認訴訟の係属中に訴外で被害回復の対象となる消費者を特定した上で、当該消費者の確認を含む和解を成立させた後に和解内容に沿って被害回復を実施する場合、共通義務確認訴訟の係属中に、中間合意に基づいて訴外で消費者の被害回復まで完了した上でそれらの内容と紛争が解決したことを確認する和解をする場合などが想定される。

いずれの場合についても、上記プロセスが適切に実施されるよう、和解や中間合意においてあらかじめプロセスの詳細や主体、問題が生じた場合の対応方法を定めておくことが重要である。

(3) 簡易確定手続開始の申立て（法第15条関係）

簡易確定手続開始の申立義務を免除する要件として法第15条各項に規定する「正当な理由がある場合」とは、簡易確定手続により対象債権等の存否及び内容を確定する意義が失われたことが客観的に明らかな場合等が考えられる。

例えば、複数の特定適格消費者団体が簡易確定手続開始申立義務を負う場合において、いずれかの特定適格消費者団体の申立てによって簡易確定手続開始決定がされた場合や対象消費者等全

[新設]

員の被害回復が図られた場合、相手方について破産手続が開始されたことにより簡易確定手続によって対象消費者等の被害回復を図ることが困難となった場合、対象消費者等が得られると見込まれる回収額が当該対象消費者等が負担することとなると見込まれる費用を下回ることが明らかになった場合などが該当する。

(4) 簡易確定手続申立団体による公告等 (法第26条関係)

ア 正当な理由がある場合

公告義務を免除する要件である「正当な理由がある場合」(法第26条第1項柱書)とは、公告により対象消費者等の加入を促す意義が大きく失われた場合をいう。例えば、対象消費者等全員の被害回復が図られた場合や相手方について破産手続が開始されたことにより簡易確定手続によって対象消費者等の被害回復を図ることが困難となった場合、対象消費者等が得られると見込まれる回収額が当該対象消費者等が負担することとなると見込まれる費用を下回ることが明らかになった場合などが該当する。

イ 相当な方法

法第26条第1項の規定による公告は「相当な方法」により行わなければならないところ、ここでいう「相当な方法」に該当するか否かは、情報提供の実効性及び効率性の観点を総合的に考慮する必要がある。例えば、簡易確定手続申立団体のウェブサイトに掲載する方法であれば、「相当な方法」に該当する。

なお、特定適格消費者団体は、法第88条の規定に基づき共通義務確認訴訟の確定判決の内容その他必要な情報を提供しよう努めなければならないため、法第26条第1項の規定による

[新設]

公告とは別に適宜の方法で周知活動をすることは差し支えない。その適宜の方法で周知活動をする場合には必要な情報が提供されれば足り、必ずしも法第26条第1項の規定に基づく公告に掲げられた事項の全てを記載する必要はない。

ウ 公告すべき事項

法第26条第1項の規定により公告すべき事項は、以下の事項である。

(ア) 被害回復裁判手続の概要

法第26条第1項第1号に規定する「被害回復裁判手続の概要」とは、被害回復裁判手続の一般的な制度の説明をすることをいい、以下の事項が含まれていなければならない。

- ① 届出期間内に届出をしなければ被害回復裁判手続を利用することはできないこと。
- ② 債権届出をしなくても他の手続等により請求することは妨げられないこと。
- ③ 債権届出をしてもそれが認められない可能性があること。
- ④ 共通義務確認訴訟の判決が一部勝訴の場合には敗訴部分についても届出消費者に判決の効力が及ぶなど債権届出をした場合に対象消費者等に不利益が生じる可能性があること。
- ⑤ 簡易確定手続中に授権を撤回すると債権届出の取下げがあったものとみなされること。
- ⑥ 2以上の簡易確定手続申立団体がある場合、消費者は一つの簡易確定手続申立団体に限って授権をすることがで

きること。

⑦ 一の共通義務確認の訴えで同一の事業者等に対して請求の基礎となる消費者契約及び財産的被害等を同じくする数個の請求がされた場合において、そのうち2以上の請求に係る法第2条第4号に規定する義務について簡易確定手続開始決定がされたときは、簡易確定手続申立団体は、一の対象消費者の一の財産的被害等については、できる限り、当該2以上の請求に係る法第2条第4号に規定する義務に係る対象債権のうちから一の対象債権を限り、債権届出をしなければならないこと（最高裁規則第19条第1項参照）。この場合において、簡易確定手続申立団体が一の対象消費者の一の財産的被害等について数個の対象債権の債権届出をするときは、各債権届出は、順位を付して、又は選択的なものとしてしなければならないこと（同条第2項参照）。

(イ) 被害回復裁判手続の事案の内容

(ウ) 共通義務確認訴訟の確定判決の内容（請求の認諾、第2条第4号に規定する義務が存することを認める旨の和解又は和解金債権が存することを認める旨の和解がされた場合には、その内容）

法第26条第1項第3号に規定する「共通義務確認訴訟の確定判決の内容」には、主文と事実及び理由の概要が含まれていなければならない。

同号に規定する「請求の認諾…がされた場合には、その内容」には、認諾調書に記載された請求の内容と認諾した旨の

文言が含まれていなければならない。

法第2条第4号に規定する義務が存することを認める旨の和解又は和解金債権が存することを認める旨の和解がなされた場合は、和解調書に記載された和解条項を公告すべきことになる。

なお、簡易確定手続申立団体は、公告を閲覧した対象消費者等が理解しやすいよう配慮しなければならない。確定判決の主文、認諾調書に記載された請求の内容及び認諾した旨の文言並びに和解条項については、誤解が生じないようにそれらを転記した上で、補充的に分かりやすく記載する必要がある。

(エ) 共通義務確認訴訟において法第2条第4号に規定する義務が認められた場合には、当該義務に係る対象債権及び対象消費者の範囲

法第26条第1項第4号に規定する「対象債権及び対象消費者の範囲」については、公告を閲覧した者が対象消費者であることを認識できるよう、判決等に記載された対象債権及び対象消費者の範囲を転記した上で、事案に即し、できる限り平易かつ具体的に、対象債権及び対象消費者の範囲を記載する必要がある。

(オ) 共通義務確認訴訟において和解金債権が存する旨を認める和解をした場合には、当該和解金債権に係る法第11条第2項第1号及び第3号に掲げる事項

法第11条第2項第1号及び第3号に掲げる事項は、当該和解の目的となる権利又は法律関係の範囲及び和解対象消

費者の範囲である。

公告を閲覧した者が和解対象消費者であることを認識し、和解の目的となる権利又は法律関係の範囲を理解できるよう、和解条項に記載された関係事項を転記した上で、事案に即し、できる限り平易かつ具体的に記載する必要がある。

(カ) 共通義務確認訴訟における和解において対象債権等の額又は算定方法が定められた場合には、当該額又は算定方法
公告を閲覧した者が内容を理解できるよう、和解条項に記載された関係事項を転記した上で、事案に即し、できる限り平易かつ具体的に記載する必要がある。

(キ) 簡易確定手続申立団体の名称及び住所

(ク) 簡易確定手続申立団体の連絡先

(ケ) 簡易確定手続申立団体が支払を受ける報酬又は費用がある場合には、その額又は算定方法、支払方法その他必要な事項

法第26条第1項第9号に規定する「簡易確定手続申立団体が支払を受ける報酬又は費用がある場合には、その額又は算定方法、支払方法その他必要な事項」は、対象消費者等が授権をするか否かの判断が可能な程度に具体的に記載される必要がある。

(コ) 対象消費者等が簡易確定手続申立団体に対して法第34条第1項の授権をする方法

(ク) 対象消費者等が簡易確定手続申立団体に対して法第34条第1項の授権をする期間

当該期間は、授権に要する手続の内容、債権届出の準備など授権後の行為に要する期間などを踏まえて、合理的なものでなければならない。

(シ) その他内閣府令で定める事項

法第26条第1項第12号に規定する「その他内閣府令で定める事項」は、規則第3条第1項に列挙された以下の事項である。

- ① 消費者からの問合せに対応する時間帯
- ② 簡易確定手続授権契約の締結を拒絶し、又は簡易確定手続授権契約を解除する場合の理由
- ③ 簡易確定手続申立団体が2以上ある場合（これらの全ての簡易確定手続申立団体が連名で法第26条第1項の規定による公告をするときを除く。）にあつては、連名で同項の規定による公告をしない他の簡易確定手続申立団体が法第13条の簡易確定手続開始の申立てをしていること並びに当該他の簡易確定手続申立団体の名称及び電話番号その他の連絡先

簡易確定手続申立団体が2以上ある場合には、全ての簡易確定手続申立団体が公告をする必要があるところ、連名でない場合には、一部の簡易確定手続申立団体の公告を閲覧した者が、他の簡易確定手続申立団体の存在やその名称及び連絡先を把握し、授権しようとする簡易確定手続申立団体を適切に選択することができるようにする必要がある。

エ 法第26条第2項及び第3項の規定による公告

法第26条第2項及び第3項に規定する「相当な方法」とは、例えば、簡易確定手続申立団体のウェブサイトに掲載する方法が該当する。ただし、授権をした対象消費者等がいる場合には、当該対象消費者等に対し影響が生じる事項については、当該対象消費者等に対し個別に連絡をすることが望ましい。

(5) 簡易確定手続申立団体による通知（法第27条関係）

ア 正当な理由がある場合

通知義務を免除する要件である「正当な理由がある場合」（法第27条第1項）とは、通知により対象消費者等の加入を促す意義が大きく失われた場合をいう。例えば、対象消費者等全員の被害回復が図られた場合や、相手方について破産手続が開始されたことにより簡易確定手続によって対象消費者等の被害回復を図ることが困難となった場合、対象消費者等が得られると見込まれる回収額が対象消費者等が負担することとなると見込まれる費用を下回ることが明らかになった場合などが該当する。

また、通知を行う前に対象消費者等から授権を得ているような場合や、通知をしようとする対象消費者等の被害回復が図られたことが明らかな場合には、当該対象消費者等については「正当な理由がある場合」に該当し、通知を行う必要がない。

イ 知れている対象消費者等

(7) 法第27条第1項に規定する「知れている対象消費者等」とは、以下の①及び②のいずれにも該当する者をいう。

① 共通義務確認訴訟の判決等で示された対象消費者等に該当する者であると合理的に認められること

(1) 簡易確定手続申立団体による通知（法第25条関係）

ア 正当な理由がある場合

法第25条第1項に規定する「正当な理由がある場合」とは、通知により対象消費者の加入を促す意義が大きく失われた場合をいう。例えば、対象消費者全員の被害回復が図られた場合や、相手方について破産手続が開始されたことにより簡易確定手続によって対象消費者の被害回復を図ることが困難となった場合などが該当する。

また、通知を行う前に対象消費者から授権を得ているような場合や、通知をしようとする対象消費者の被害回復が図られたことが明らかな場合には、当該対象消費者については「正当な理由がある場合」に該当し、通知を行う必要がない。

イ 知れている対象消費者

法第25条第1項に規定する「知れている対象消費者」とは、以下の(7)及び(1)のいずれにも該当する者をいう。

(7) 共通義務確認訴訟の判決で示された対象消費者に該当する者であると合理的に認められること

法第9条第1項又は法第31条第1項の規定に基づき相手方から開示された文書その他の客観的資料から対象消費者等に該当する者であると合理的に認められれば足り、裁判所において対象消費者等として認定されるだけの根拠資料を備えている必要はない。

② 通知をするために必要な事実が判明していること

簡易確定手続申立団体が通知をすることができる必要があることから、「知れている対象消費者等」に該当するためには、簡易確定手続申立団体が通知をする時点において、通知をするために必要な事実が判明していることが必要である。通知をするために必要な事実としては、例えば、当該対象消費者等の氏名のほか、通知を行うために必要な住所、電子メールのアドレス、ショートメッセージサービス（SMS）を利用するために必要となる電話番号、ソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）のメッセージ機能を利用するために必要となる、利用者を識別するために用いられる符号（いわゆるID）等の連絡先が該当する。

(イ) 知れている対象消費者等のうち、相手方通知を受けたものについて、簡易確定手続申立団体は通知義務を負わない。

ウ 通知の方法

特定適格消費者団体が知れている対象消費者等に対し通知する方法は、書面による方法、電子メール等を送信する方法、又は、電子計算機に備えられたファイル（専ら対象消費者等ごとの用に供するものに限る。）に記録された事項を電気通信回線を通じて対象消費者等が閲覧することができる状態に置き、

法第28条第1項の規定に基づき相手方から開示された文書その他の客観的資料から対象消費者に該当する者であると合理的に認められれば足り、裁判所において対象消費者として認定されるだけの根拠資料を備えている必要はない。

(イ) 通知をするために必要な事実が判明していること

簡易確定手続申立団体が通知をすることができる必要があることから、「知れている対象消費者」に該当するためには、簡易確定手続申立団体が通知をする時点において、通知をするために必要な事実が判明していることが必要である。通知をするために必要な事実としては、例えば、当該対象消費者の氏名のほか、通知を行うために必要な住所、電子メールのアドレス等の連絡先が該当する。

[新設]

ウ 通知の方法

特定適格消費者団体が知れている対象消費者に対し通知する方法は、書面による方法又は電子メールを送信する方法である。

その旨を対象消費者等に知らせるために適切な措置を講ずる方法（法第27条第1項、規則第3条の2）である。

書面による方法は、例えば、①郵便、②民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便又は③ファクシミリを送信する方法が該当する。

電子メール等を送信する方法には、電子メールを送信する方法のほか、例えば、SMSやSNSのメッセージ機能等が含まれる。

電子計算機に備えられたファイル（専ら対象消費者等ごとの用に供するものに限る。）に記録された事項を電気通信回線を通じて対象消費者等が閲覧することができる状態に置き、その旨を対象消費者等に知らせるために適切な措置を講ずる方法としては、例えば、ウェブサイト上の各対象消費者等専用のマイページに通知事項を掲載し、掲載した旨を各対象消費者等に電子メール等で知らせること等が含まれる。

簡易確定手続申立団体は、通知に際しては、事案ごとに有効性や効率性等を踏まえて適切な方法を選択する必要がある。また、対象消費者等であることが本人以外に知られることがないよう、通知の趣旨を害することがない範囲で最大限プライバシーに配慮することが必要である。

エ 通知すべき事項

通知すべき事項に関して、法第27条第1項では、法第26条第1項の規定により公告すべき事項と同一の事項を規定して

書面による方法は、例えば、①郵便、②民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便又は③ファクシミリを送信する方法が該当する。

電子メールを送信する方法には、いわゆる携帯電話のテキストメッセージも含まれるものの、通知すべき事項の分量からして、望ましい方法ではない。

簡易確定手続申立団体は、通知に際しては、対象消費者であることが本人以外に知られることがないよう、通知の趣旨を害することがない範囲で最大限プライバシーに配慮することが必要である。

エ 通知すべき事項

法第25条第1項の規定により通知すべき事項は、以下の事項である。

いるが、法第27条第2項により、①法第26条第1項の規定により公告を行っている旨、②当該公告の方法、③当該公告の内容を確認するために必要な事項（例えば、当該公告がインターネットの利用による場合には、当該公告を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）、並びに、④法第26条第1項各号に掲げる事項のうち、法第27条第2項の規定により記載しないものとする事項の項目及びこれらの項目が法第26条第1項の規定による公告の対象である旨を記載すれば、法第26条第1項第1号、第3号、第6号、第9号、第10号及び第12号に掲げる事項を記載することを要しない（法第27条第2項、規則第3条の3第2項）。

なお、通知を受けた対象消費者等が、省略された事項の説明を求める場合には、簡易確定手続申立団体は、説明義務（法第35条）の履践として情報を提供することで足りる。

[削る]

(7) 被害回復裁判手続の概要及び事案の内容

法第25条第1項第1号に規定する「被害回復裁判手続の概要」とは、被害回復裁判手続の一般的な制度の説明をすることをいい、以下の事項が含まれていなければならない。

- ① 届出期間内に届出をしなければ被害回復裁判手続を利用することはできないこと。
- ② 債権届出をしなくても他の手続等により請求することは妨げられないこと。
- ③ 債権届出をしてもそれが認められない可能性があること。

	<p>④ <u>共通義務確認訴訟の判決が一部勝訴の場合には敗訴部分についても届出消費者に判決の効力が及ぶなど債権届出をした場合に対象消費者に不利益が生じる可能性があること。</u></p> <p>⑤ <u>簡易確定手続中に授權を撤回すると債権届出の取下げがあったものとみなされること。</u></p> <p>⑥ <u>二以上の簡易確定手続申立団体がある場合、消費者は一つの簡易確定手続申立団体に限って授權をすることができること。</u></p> <p>⑦ <u>一の共通義務確認の訴えで同一の事業者に対して請求の基礎となる消費者契約及び財産的被害を同じくする数個の請求がされた場合において、そのうち二以上の請求に係る法第2条第4号に規定する義務について簡易確定手続開始決定がされたときは、簡易確定手続申立団体は、一の対象消費者の一の財産的被害については、できる限り、当該二以上の請求に係る法第2条第4号に規定する義務に係る対象債権のうちから一の対象債権を限り、債権届出をしなければならないこと（最高裁規則第19条第1項参照）。この場合において、簡易確定手続申立団体が一の対象消費者の一の財産的被害について数個の対象債権の債権届出をするときは、各債権届出は、順位を付して、又は選択的なものとしてしなければならないこと（同条第2項参照）。</u></p> <p><u>(イ) 共通義務確認訴訟の確定判決の内容（請求の認諾がされた場合には、その内容）</u></p>
--	--

	<p><u>法第25条第1項第2号に規定する「共通義務確認訴訟の確定判決の内容」には、主文と事実及び理由の概要が含まれていなければならない。</u></p> <p><u>同号に規定する「請求の認諾がされた場合には、その内容」には、認諾調書に記載された請求の内容と認諾した旨の文言が含まれていなければならない。</u></p> <p><u>法第2条第4号に規定する義務が存することを認める旨の和解がなされた場合は、和解調書に記載された和解条項を通知すべきことになる。</u></p> <p><u>なお、簡易確定手続申立団体は、通知を受けた対象消費者が理解しやすいよう配慮しなければならない。確定判決の主文、認諾調書に記載された請求の内容及び認諾した旨の文言並びに和解条項については、誤解が生じないようにそれらを転記した上で、補充的に分かりやすく記載する必要がある。</u></p> <p>(ウ) <u>対象債権及び対象消費者の範囲</u></p> <p><u>法第25条第1項第3号に規定する「対象債権及び対象消費者の範囲」については、通知を受けた者が対象消費者であることを認識できるよう、判決に記載された対象債権及び対象消費者の範囲を転記した上で、事案に即し、できる限り平易かつ具体的に、対象債権及び対象消費者の範囲を記載する必要がある。</u></p> <p>(エ) <u>簡易確定手続申立団体の名称及び住所</u></p> <p>(オ) <u>簡易確定手続申立団体が支払を受ける報酬又は費用がある場合には、その額又は算定方法、支払方法その他必要な事項</u></p>
--	---

	<p><u>規則第8条第1号ニの規定により「簡易確定手続授權契約及び訴訟授權契約の内容」として、それぞれの契約に関する契約書のひな形を業務規程において定める必要がある、このひな形においては報酬及び費用に関する事項を定める必要がある。ひな形における報酬及び費用に関する事項は、普遍的なものであるから、一定程度の抽象的な記載が許されるものの、法第25条第1項第5号に規定する「簡易確定手続申立団体が支払を受ける報酬又は費用がある場合には、その額又は算定方法、支払方法その他必要な事項」は、対象消費者が授權をするか否かの判断が可能な程度に具体的に記載される必要がある。</u></p> <p><u>(カ) 対象消費者が簡易確定手続申立団体に対して法第31条第1項の授權をする方法及び期間</u></p> <p><u>法第25条第1項第6号に規定する「対象消費者が簡易確定手続申立団体に対して第三十一条第一項の授權をする…期間」は、授權に要する手続の内容、債権届出の準備など授權後の行為に要する期間などを踏まえて、合理的なものでなければならない。</u></p> <p><u>(キ) その他内閣府令で定める事項</u></p> <p><u>法第25条第1項第7号に規定する「その他内閣府令で定める事項」は、規則第3条第1項に列挙された以下の事項である。</u></p> <p><u>① 消費者からの問合せを受けるための簡易確定手続申立団体の連絡先及びこれに対応する時間帯</u></p> <p><u>② 簡易確定手続授權契約の締結を拒絶し、又は簡易確定手</u></p>
--	---

<p>オ <u>2以上</u>の簡易確定手続申立団体がある場合</p> <p><u>2以上</u>の簡易確定手続申立団体がある場合には、<u>全ての簡易確定手続申立団体が通知をすることを要するところ、複数の通知が届いたとき、対象消費者等に誤解を招くおそれがあり、また、簡易確定手続申立団体同士の比較を容易にする必要があるという観点から、連名で通知を行うことが望ましい。</u></p> <p>[削る]</p>	<p><u>続授權契約を解除する場合の理由</u></p> <p>③ <u>簡易確定手続申立団体が二以上ある場合（これらの全ての簡易確定手続申立団体が連名で法第25条第1項の規定による通知をするときを除く。）</u>にあつては、<u>連名で同項の規定による通知をしない他の簡易確定手続申立団体が法第14条の規定による簡易確定手続開始の申立てをしていること並びに当該他の簡易確定手続申立団体の名称及び電話番号その他の連絡先</u></p> <p>オ <u>2以上</u>の簡易確定手続申立団体がある場合</p> <p><u>2以上</u>の簡易確定手続申立団体がある場合において複数の通知が届いたとき、対象消費者に誤解を招くおそれがある。また、簡易確定手続申立団体同士の比較を容易にする<u>必要がある</u>。これらの観点から、<u>2以上の簡易確定手続申立団体は連名で通知を行うことが望ましい。</u></p> <p><u>(2) 簡易確定手続申立団体による公告等（法第26条関係）</u></p> <p>ア <u>正当な理由がある場合</u></p> <p><u>法第26条第1項に規定する「正当な理由がある場合」とは、公告により対象消費者の加入を促す意義が大きく失われた場合をいう。例えば、対象消費者全員の被害回復が図られた場合や相手方について破産手続が開始されたことにより簡易確定手続によって対象消費者の被害回復を図ることが困難となった場合などが該当する。</u></p> <p>イ <u>相当な方法</u></p> <p><u>法第26条第1項の規定による公告は「相当な方法」により行わなければならないところ、ここでいう「相当な方法」に該当</u></p>
--	---

<p>(6) 情報開示義務（法第31条関係）</p> <p>簡易確定手続申立団体は、<u>法第31条第1項</u>の規定に基づき連絡先の開示を受けた場合には、<u>法第27条第1項</u>に規定する通知をする必要がある。ただし、<u>法第27条第1項</u>に規定する通知は届出期間の末日の1月前までにする必要があるため、届出期間の末日の1月前より後に開示を受けた場合は、<u>法第27条第1項</u>に規定する通知をする必要はない。また、開示を受けたのが届出期間の末日</p>	<p>するか否かは、<u>情報提供の実効性及び効率性の観点</u>を総合的に考慮する必要がある。例えば、<u>簡易確定手続申立団体のウェブサイト</u>に掲載する方法であれば、「<u>相当な方法</u>」に該当する。</p> <p>なお、<u>特定適格消費者団体は、法第82条の規定に基づき共通義務確認訴訟の確定判決の内容その他必要な情報を提供するよう努めなければならないため、法第26条第1項の規定による公告とは別に適宜の方法で周知活動</u>をすることは差し支えない。その適宜の方法で周知活動をする場合には必要な情報が提供されれば足り、必ずしも<u>法第26条第1項の規定に基づく公告に掲載された事項の全てを記載する必要はない</u>。</p> <p>ウ 公告すべき事項</p> <p><u>法第26条第1項の規定により公告すべき事項は、法第25条第1項の規定により通知すべき事項と同一である</u>。</p> <p>エ <u>法第26条第3項及び第4項の規定による公告</u></p> <p><u>法第26条第3項及び第4項に規定する「相当な方法」とは、例えば、簡易確定手続申立団体のウェブサイトに掲載する方法が該当する。ただし、授権をした対象消費者がいる場合には、当該対象消費者に対し個別に連絡をすることが望ましい</u>。</p> <p>(3) 情報開示義務（法第28条関係）</p> <p>簡易確定手続申立団体は、<u>法第28条第1項</u>の規定に基づき連絡先の開示を受けた場合には、<u>法第25条第1項</u>に規定する通知をする必要がある。ただし、<u>法第25条第1項</u>に規定する通知は届出期間の末日の1月前までにする必要があるため、届出期間の末日の1月前より後に開示を受けた場合は、<u>法第25条第1項</u>に規定する通知をする必要はない。また、開示を受けたのが届出期間の末日</p>
---	--

の1月前より前であっても、開示を受けた連絡先に通知をするのに必要になる合理的な期間より後に開示を受けた場合も同様である。もっとも、これらの場合であっても、簡易確定手続申立団体は、授権をする期間の経過前に開示を受けた場合には、任意の方法で連絡をすることが望ましい。

(7) 説明義務（法第35条関係）

ア 説明する方法

法第35条に規定する説明は、「内閣府令で定めるところにより」行う必要があり、規則第6条及び第6条の2に規定する以下の方法が該当する。

(ア) 規則第6条第1項関係

規則第6条第1項に規定する方法は、以下の方法である。

- ① 授権をしようとする者と面談を行い、当該授権をしようとする者に対し法第35条の書面（以下アにおいて「書面」という。）を交付して説明する方法
- ② 授権をしようとする者に対し交付した書面又はその者に提供した法第35条の電磁的記録（以下アにおいて「電磁的記録」という。）に記録された事項が紙面又は映像面に表示されたものの閲覧を求めた上で、簡易確定手続申立団体及び授権をしようとする者との間で音声の送受信により同時に通話をする方法により説明する方法
- ③ 説明会を開催し、授権をしようとする者に対し書面を交付して説明する方法

これらの方法による場合で、授権をしようとする者の承諾がある場合には、書面の交付又は電磁的記録の提供による方

の1月前より前であっても、開示を受けた連絡先に通知をするのに必要になる合理的な期間より後に開示を受けた場合も同様である。もっとも、これらの場合であっても、簡易確定手続申立団体は、授権をする期間の経過前に開示を受けた場合には、任意の方法で連絡をすることが望ましい。

(4) 説明義務（法第32条関係）

ア 説明する方法

法第32条に規定する説明は、「内閣府令で定めるところにより」行う必要があり、規則第6条第1項及び第2項に規定する以下の方法が該当する。

(ア) 規則第6条第1項関係

規則第6条第1項に規定する方法は、以下の方法である。

- ① 授権をしようとする者と面談を行い、当該授権をしようとする者に対し法第32条の書面（以下アにおいて「書面」という。）を交付して説明する方法
- ② 授権をしようとする者に対し交付した書面又はその者に提供した法第32条の電磁的記録（以下アにおいて「電磁的記録」という。）に記録された事項が紙面又は映像面に表示されたものの閲覧を求めた上で、簡易確定手続申立団体及び授権をしようとする者との間で音声の送受信により同時に通話をする方法により説明する方法
- ③ 説明会を開催し、授権をしようとする者に対し書面を交付して説明する方法

これらの方法による場合で、授権をしようとする者の承諾がある場合には、書面の交付又は電磁的記録の提供による方

法をもって足りる。なお、この承諾は、授権をしようとする者から、本制度を理解した上で明示的に表明される必要があり、授権をしようとする者から説明を求められない限りこの承諾があると扱うことは許されない。また、この承諾をする者との承諾をしない者との間で、合理的な理由のない差異を設けることは許されない。

(イ) 規則第6条第2項関係

規則第6条第2項に規定する方法は、授権をしようとする者に対しに掲げる事項が掲載されている当該簡易確定手続申立団体のホームページの閲覧を求める方法である。

簡易確定手続申立団体がこの方法による場合は、以下の条件を満たす必要がある。

- (a) 業務規程において、授権をしようとする者からの問合せへの対応に関する体制に関する事項が定められていること。
- (b) (a)の体制が、複数の方法による問合せに対応できるものであり、これに対応する時間が十分に確保されているなど授権をしようとする者の便宜に配慮したものであること。

「複数の方法による問合せに対応できる」とは、例えば、郵便、電話、ファクシミリ、電子メール、面談などに対応できることをいう。なお、電話については、対応者が不在な夜間等においても電話をかけた者が伝言することができる機能が必要である。

- (c) 授権をしようとする者が、簡易確定手続申立団体のホー

法をもって足りる。なお、この承諾は、授権をしようとする者から、本制度を理解した上で明示的に表明される必要があり、授権をしようとする者から説明を求められない限りこの承諾があると扱うことは許されない。また、この承諾をする者との承諾をしない者との間で、合理的な理由のない差異を設けることは許されない。

(イ) 規則第6条第2項関係

規則第6条第2項に規定する方法は、授権をしようとする者に対しに掲げる事項が掲載されている当該簡易確定手続申立団体のホームページの閲覧を求める方法である。

簡易確定手続申立団体がこの方法による場合は、以下の条件を満たす必要がある。

- (a) 業務規程において、授権をしようとする者からの問合せへの対応に関する体制に関する事項が定められていること。
- (b) (a)の体制が、複数の方法による問合せに対応できるものであり、これに対応する時間が十分に確保されているなど授権をしようとする者の便宜に配慮したものであること。

「複数の方法による問合せに対応できる」とは、例えば、郵便、電話、ファクシミリ、電子メール、面談などに対応できることをいう。なお、電話については、対応者が不在な夜間等においても電話をかけた者が伝言することができる機能が必要である。

- (c) 授権をしようとする者が、簡易確定手続申立団体のホー

ムページを閲覧した後、説明事項を理解したことを確認する措置が講じられていること。

なお、授權をしようとする者が、(c)の説明事項を理解したことを確認する措置において、確認をしない場合は、当該授權をしようとする者との関係では、法第35条の規定に基づく説明はなされていないことになることに留意する必要がある。

また、簡易確定手続申立団体は、当該簡易確定手続申立団体のホームページを閲覧した者から求めがあるときは、書面の交付又は電磁的記録の提供をしなければならない。

(ウ) 規則第6条の2関係

授權をしようとする者が、①法第26条第1項の規定による公告を閲覧した場合又は②法第27条第1項の規定による通知を受けた場合には、規則第6条の規定にかかわらず、簡易確定手続申立団体は、当該授權をしようとする者に提供する書面又は電磁的記録において、当該公告し、又は通知した事項を重ねて記載し、又は記録することを要しない。

ただし、当該授權をしようとする者が当該事項が記載され、又は記録された書面又は電磁的記録を求める場合は、当該書面又は電磁的記録の提供をしなければならない。

イ 説明すべき事項

簡易確定手続申立団体が説明すべき事項は、法第35条に規定する「被害回復裁判手続の概要及び事案の内容その他内閣府令に定める事項」であり、「被害回復裁判手続の概要…の内容」とは、上記 (2) ウ (ア) のとおりである。「その他内閣府令で定

ムページを閲覧した後、説明事項を理解したことを確認する措置が講じられていること。

なお、授權をしようとする者が、(c)の説明事項を理解したことを確認する措置において、確認をしない場合は、当該授權をしようとする者との関係では、法第32条の規定に基づく説明はなされていないことになることに留意する必要がある。

また、簡易確定手続申立団体は、当該簡易確定手続申立団体のホームページを閲覧した者から求めがあるときは、書面の交付又は電磁的記録の提供をしなければならない。

[新設]

イ 説明すべき事項

簡易確定手続申立団体が説明すべき事項は、法第32条に規定する「被害回復裁判手続の概要及び事案の内容その他内閣府令に定める事項」であり、「被害回復裁判手続の概要及び事案の内容」とは、上記 (1) エ (ア) のとおりである。「その他内閣府

める事項」とは、規則第7条に規定する事項である。

簡易確定手続申立団体は、これらの事項について対象消費者等に対し分かりやすく丁寧に説明する必要がある。

(8) 授權契約の拒絶及び解除（法第36条並びに第57条第4項及び第5項関係）

ア 法第36条第1項及び第2項の「やむを得ない理由」の具体的内容

法第36条第1項及び第2項は、対象消費者等に裁判所の判断を得る機会を保障する観点から、「やむを得ない理由」があるときに限って簡易確定手続授權契約の締結を拒絶でき、又は解除できる旨を定めていることからすると、「やむを得ない理由」とは、裁判所の判断を得られずともやむを得ないと考えられる場合に限定される。具体的には、以下のような場合が該当する。

- ① 授權をする者が、授權をするのに必要な書類や簡易確定手続授權契約書を提出しない場合
- ② 授權をする者が、簡易確定手続申立団体が定めた本ガイドラインに適合する報酬及び費用の負担を拒否する場合
- ③ 簡易確定手続申立団体が定めた授權期間が合理的である場合において、その授權期間を経過したとき
- ④ 簡易確定手続申立団体の申立てにより仮差押えの執行がされている場合に、当該簡易確定手続申立団体が、当該仮差押えの執行がされている財産について強制執行の申立てをするとき、又は当該財産について強制執行若しくは担保権の実行の手続がされている場合において配当要求をするときは、当該簡易確定手続申立団体が取得した債務名義及び取得

令で定める事項」とは、規則第7条に規定する事項である。

簡易確定手続申立団体は、これらの事項について対象消費者等に対し分かりやすく丁寧に説明する必要がある。

(5) 授權契約の拒絶及び解除（法第33条並びに第53条第4項及び第5項関係）

ア 法第33条第1項及び第2項の「やむを得ない理由」の具体的内容

法第33条第1項及び第2項は、対象消費者に裁判所の判断を得る機会を保障する観点から、「やむを得ない理由」があるときに限って簡易確定手続授權契約の締結を拒絶でき、又は解除できる旨を定めていることからすると、「やむを得ない理由」とは、裁判所の判断を得られずともやむを得ないと考えられる場合に限定される。具体的には、以下のような場合が該当する。

- ① 授權をする者が、授權をするのに必要な書類や簡易確定手続授權契約書を提出しない場合
- ② 授權をする者が、簡易確定手続申立団体が定めた本ガイドラインに適合する報酬及び費用の負担を拒否する場合
- ③ 簡易確定手続申立団体が定めた授權期間が合理的である場合において、その授權期間を経過したとき
- ④ 簡易確定手続申立団体の申立てにより仮差押えの執行がされている場合に、当該簡易確定手続申立団体が、当該仮差押えの執行がされている財産について強制執行の申立てをするとき、又は当該財産について強制執行若しくは担保権の実行の手続がされている場合において配当要求をするときは、当該簡易確定手続申立団体が取得した債務名義及び取得

することとなる債務名義に係る届出債権を平等に取り扱わなければならないことについて、授権をする者が了解しない場合

- ⑤ 授権をする者が反社会的勢力であり、その活動の一環として授権をしているなど、不当な利益を得るために授権をしようとしていることが明らかな場合
- ⑥ 授権をした対象消費者等が合理的な理由なく必要な証拠書類を提出しない、授権をした対象消費者等との連絡がとれないなど、簡易確定手続申立団体の適切な手続遂行に著しく支障が生じた場合
- ⑦ 相手方について破産手続が開始されたことにより簡易確定手続によって授権しようとする者の被害回復を図ることが困難となった場合

イ 法第57条第4項及び第5項の「正当な理由」の具体的内容
法第57条第4項及び第5項は、債権届出団体は「正当な理由」がある場合に訴訟授権契約の締結を拒絶し、又は解除できる旨を定めているところ、異議後の訴訟においては、消費者自らが訴訟進行することが可能であるから、ここでいう「正当な理由」は、法第36条第1項及び第2項の「やむを得ない理由」よりは広く考えられることになる。具体的には、以下のような場合が該当する。

- ① 上記アの「やむを得ない理由」がある場合に該当する場合
- ② 簡易確定決定で全部又は一部の棄却とされたところ、債権届出団体としても妥当な結論であり、それを覆すのが難しいと判断している場合

することとなる債務名義に係る届出債権を平等に取り扱わなければならないことについて、授権をする者が了解しない場合

- ⑤ 授権をする者が反社会的勢力であり、その活動の一環として授権をしているなど、不当な利益を得るために授権をしようとしていることが明らかな場合
- ⑥ 授権をした対象消費者が合理的な理由なく必要な証拠書類を提出しない、授権をした対象消費者との連絡がとれないなど、簡易確定手続申立団体の適切な手続遂行に著しく支障が生じた場合

イ 法第53条第4項及び第5項の「正当な理由」の具体的内容
法第53条第4項及び第5項は、債権届出団体は「正当な理由」がある場合に訴訟授権契約の締結を拒絶し、又は解除できる旨を定めているところ、異議後の訴訟においては、消費者自らが訴訟進行することが可能であるから、ここでいう「正当な理由」は、法第33条第1項及び第2項の「やむを得ない理由」よりは広く考えられることになる。具体的には、以下のような場合が該当する。

- ① 上記アの「やむを得ない理由」がある場合に該当する場合
- ② 簡易確定決定で全部又は一部の棄却とされたところ、債権届出団体としても妥当な結論であり、それを覆すのが難しいと判断している場合

③ 従前の手続の経過に照らして主張立証の方針に大きな食い違いがある等消費者との信頼関係が維持できない場合

(9) 特定適格消費者団体の責務（法第81条第2項関係）

法第81条第2項は、事業者等の適切な経済活動を萎縮させることがないようにし、制度の信頼性を確保する観点から「特定適格消費者団体は、不当な目的のみだりに共通義務確認の訴えの提起その他の被害回復関係業務を実施してはならない。」と規定している。同項に規定する「不当な目的のみだりに」に該当するか否かは、共通義務確認の訴えの提起等の被害回復関係業務を実施した目的その他の主観的要素と当該被害回復関係業務の合理性その他の客観的要素との相関関係や、特定適格消費者団体と相手方である事業者等との間でなされた事前の交渉の有無、事前交渉の内容（当該事業者等が被害回復のための措置を講じているか否か、事業者等が被害回復のための措置を講じている場合には、被害回復のための措置の内容、進捗状況及び今後の見込み）などを総合的に考慮して判断するものとする。具体的には、次に掲げる場合は、「不当な目的のみだりに共通義務確認の訴えの提起その他の被害回復関係業務を実施」する場合に該当する。

ア 自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は相手方に損害を加える目的で共通義務確認の訴えを提起する場合など、およそ消費者の利益の擁護を図る目的がない場合

例えば、次に掲げるような場合などが、これに該当する。

- ① 自己又は特定の事業者等を利するために、共通義務確認の訴えを提起する場合
- ② 特定の事業者等の評判や社会的信用を低下させる目的な

③ 従前の手続の経過に照らして主張立証の方針に大きな食い違いがある等消費者との信頼関係が維持できない場合

(6) 特定適格消費者団体の責務（法第75条第2項関係）

法第75条第2項は、事業者の適切な経済活動を萎縮させることがないようにし、制度の信頼性を確保する観点から「特定適格消費者団体は、不当な目的のみだりに共通義務確認の訴えの提起その他の被害回復関係業務を実施してはならない。」と規定している。同項に規定する「不当な目的のみだりに」に該当するか否かは、共通義務確認の訴えの提起等の被害回復関係業務を実施した目的その他の主観的要素と当該被害回復関係業務の合理性その他の客観的要素との相関関係や、特定適格消費者団体と相手方である事業者との間でなされた事前の交渉の有無、事前交渉の内容（当該事業者が被害回復のための措置を講じているか否か、事業者が被害回復のための措置を講じている場合には、被害回復のための措置の内容、進捗状況及び今後の見込み）などを総合的に考慮して判断するものとする。具体的には、次に掲げる場合は、「不当な目的のみだりに共通義務確認の訴えの提起その他の被害回復関係業務を実施」する場合に該当する。

ア 自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は相手方に損害を加える目的で共通義務確認の訴えを提起する場合など、およそ消費者の利益の擁護を図る目的がない場合

例えば、次に掲げるような場合などが、これに該当する。

- ① 自己又は特定の事業者を利するために、共通義務確認の訴えを提起する場合
- ② 特定の事業者の評判や社会的信用を低下させる目的など、

ど、嫌がらせのために、共通義務確認の訴えを提起する場合

- ③ 自己の構成員のみの利益となるような和解をするなど合理的な理由なく特定のグループに属する一部の対象消費者等だけを利する目的をもって裁判上又は裁判外の和解をする場合

なお、単に特定適格消費者団体が共通義務確認訴訟に敗訴したことのみをもって当該訴えが「不当な目的のみだりに」提起されたと評価されるものではない。

イ 当該共通義務確認の訴えが、不適法であるとして却下され若しくは請求に理由がないとして棄却されることが明らかなき、又はこれが容易に見込まれるときであり、かつ、特定適格消費者団体がこれを知りながら、又は容易に知り得たにもかかわらず、特段の根拠なくあえて訴えを提起する場合

例えば、次に掲げる場合などが、これに該当する。

- ① 販売された数量が僅少な製品に関する事案であるため、「相当多数の消費者」（法第2条第4号）に財産的被害等が発生しておらず、当該訴えが却下されることが客観的資料から容易に想定される状況であったにもかかわらず、共通義務確認の訴えを提起する場合
- ② 事業者等がリコールその他被害回復のための措置（法令に基づく場合だけでなく、事業者等の判断で任意に製品回収・補修を行う場合など、これに準ずる場合を含む。）を講じたことにより、消費者の財産的被害等が実際に回復され、財産的被害等がなお残存している消費者が相当多数存在しなくなることが明らか、又は容易に見込まれるにもかかわらず、

嫌がらせのために、共通義務確認の訴えを提起する場合

- ③ 自己の構成員のみの利益となるような和解をするなど合理的な理由なく特定のグループに属する一部の対象消費者だけを利する目的をもって裁判上又は裁判外の和解をする場合

なお、単に特定適格消費者団体が共通義務確認訴訟に敗訴したことのみをもって当該訴えが「不当な目的のみだりに」提起されたと評価されるものではない。

イ 当該共通義務確認の訴えが、不適法であるとして却下され若しくは請求に理由がないとして棄却されることが明らかなき、又はこれが容易に見込まれるときであり、かつ、特定適格消費者団体がこれを知りながら、又は容易に知り得たにもかかわらず、特段の根拠なくあえて訴えを提起する場合

例えば、次に掲げる場合などが、これに該当する。

- ① 販売された数量が僅少な製品に関する事案であるため、「相当多数の消費者」（法第2条第4号）に財産的被害が発生しておらず、当該訴えが却下されることが客観的資料から容易に想定される状況であったにもかかわらず、共通義務確認の訴えを提起する場合
- ② 事業者がリコールその他被害回復のための措置（法令に基づく場合だけでなく、事業者の判断で任意に製品回収・補修を行う場合など、これに準ずる場合を含む。）を講じたことにより、消費者の財産的被害が実際に回復され、財産的被害がなお残存している消費者が相当多数存在しなくなることが明らか、又は容易に見込まれるにもかかわらず、特段の根拠

特段の根拠なくあえて共通義務確認の訴えを提起する場合

③ 特定の製品について、その製造過程において僅少な割合で不可避免的に発生する瑕疵に由来する不具合が発生するという事案において、個々の製品に当該瑕疵が存在するか否かを客観的に判断することが困難であるために、「共通する事実上及び法律上の原因」（法第2条第4号）に基づいて事業者等が金銭支払請求義務を負う対象消費者の範囲を適切に設定することが不可能であるときや、「簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難である」（法第3条第4項）ときであるにもかかわらず、特段の根拠なくあえて共通義務確認の訴えを提起する場合

なお、共通義務確認訴訟において、他の請求と併せて、却下若しくは棄却されることが明らかな、又はこれが容易に見込まれるような請求を、特段の根拠なくあえて客観的に併合する場合なども、「不当な目的でみだりに」被害回復関係業務を実施したと評価される。

(10) 他の特定適格消費者団体への通知及び内閣総理大臣への報告
(法第84条関係)

ア 通知及び報告の方法等

規則第15条第3項第3号に規定する「共通義務確認訴訟における和解をしようとする場合（当該和解が成立したとすれば法第15条第2項又は第3項の規定により簡易確定手続開始の申立義務を負う場合を除く。）」としては、例えば、簡易確定手続を利用することなく被害回復を図る和解や、共通義務確認訴訟において、中間合意に基づく訴外の被害回復とこれに基づく紛

なくあえて共通義務確認の訴えを提起する場合

③ 特定の製品について、その製造過程において僅少な割合で不可避免的に発生する瑕疵に由来する不具合が発生するという事案において、個々の製品に当該瑕疵が存在するか否かを客観的に判断することが困難であるために、「共通する事実上及び法律上の原因」（法第2条第4号）に基づいて事業者が金銭支払請求義務を負う対象消費者の範囲を適切に設定することが不可能であるときや、「簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難である」（法第3条第4項）ときであるにもかかわらず、特段の根拠なくあえて共通義務確認の訴えを提起する場合

なお、共通義務確認訴訟において、他の請求と併せて、却下若しくは棄却されることが明らかな、又はこれが容易に見込まれるような請求を、特段の根拠なくあえて客観的に併合する場合なども、「不当な目的でみだりに」被害回復関係業務を実施したと評価される。

(7) 他の特定適格消費者団体への通知及び内閣総理大臣への報告
(法第78条関係)

[新設]

争の解決を確認する裁判上の和解が想定され、同号に規定する「当該和解に至るまでの経緯の概要」としては、上記のような和解をしようとする事となった事情の概要や、当該中間合意に基づく訴外の被害回復の状況の概要が該当する。

イ 通知及び報告の対象

(ア) 「簡易確定手続開始決定」(法第84条第1項第10号関係)

簡易確定手続開始決定があったときに、内閣総理大臣に報告しなければならない「その内容」(法第84条第1項)には、当該決定と同時に定められる届出期間及び認否期間(法第22条)を含む。

(イ) 「攻撃又は防御の方法の提出」(規則第18条第15号関係)

他の特定適格消費者団体への通知及び内閣総理大臣への報告の対象となる規則第18条第15号に規定する「攻撃又は防御の方法の提出」とは、共通義務確認訴訟における本案の申立てを基礎付けるためにする判断資料の提出をいい、典型的には事実の主張と証拠の申出が該当する。これらに関する通知及び報告は、特定適格消費者団体が業務規程に定める方針(規則第8条第2号、上記2(8)サ参照)に基づき、特定適格消費者団体が適当と認められる限りにおいてされていれば足りるものとするが、特定適格消費者団体が準備書面や証拠を提出した場合など、当該共通義務確認訴訟の手續に係る特定適格消費者団体による行為のうち一定のものについては、業務規程において通知及び報告の対象として規定するのが法第84条第1項の規定の趣旨からは望ましい。

(ウ) 「被害回復裁判手續に係る事案の全体又は大部分を解決す

[新設]

[新設]

規則第18条第15号に規定する「攻撃又は防御の方法の提出」とは、共通義務確認訴訟における本案の申立てを基礎付けるためにする判断資料の提出をいい、典型的には事実の主張と証拠の申出が該当する。これらに関する通知及び報告は、特定適格消費者団体が業務規程に定める方針(規則第8条第2号、上記2.(8)コ参照)に基づき、特定適格消費者団体が適当と認められる限りにおいてされていれば足りるものとするが、特定適格消費者団体が準備書面や証拠を提出した場合など、当該共通義務確認訴訟の手續に係る特定適格消費者団体による行為のうち一定のものについては、業務規程において通知及び報告の対象として規定するのが法第78条第1項の規定の趣旨からは望ましい。

[新設]

るものと認められる行為」(規則第18条第17号関係)

他の特定適格消費者団体への通知及び内閣総理大臣への報告の対象となる規則第18条第17号に規定する「被害回復裁判手続に係る事案の…大部分を解決するものと認められる行為」としては、例えば、簡易確定手続を経て、一部の届出消費者について、異議後の訴訟に係属していることや行方不明等のやむを得ない事由により金銭を分配することができないことなどの事情から、その対象債権等が未確定あるいは弁済金の支払が未了となっているが、それ以外の大多数の届出消費者については、その対象債権等が確定し、弁済金の引渡し完了している場合が該当する。

同号に規定する行為(被害回復裁判手続に係る事案の全体を解決するものと認められるものを除く。)がされた場合にあっては、当該事案のうち解決されるに至っていない部分の状況の概要についての内閣総理大臣への報告も必要となる(規則第15条の2)。

なお、その後、当該事案のうち解決されるに至っていなかった部分が解決に至った場合については、規則第18条第17号には該当しない。

(11) 情報の提供(法第88条関係)

法第88条に規定する「その他必要な情報」には、対象消費者にとって法第68条の規定による時効の完成猶予を受ける機会が確保されるために必要となる、以下の情報が含まれる。

- ① 共通義務確認の訴えの取下げの効力が生じたこと及び当該取下げの効力が生じた日に関する情報

[新設]

② 共通義務確認の訴えを却下する裁判が確定したこと及び当該裁判が確定した日に関する情報

③ 法第15条第1項に規定する特定適格消費者団体である場合に、法第16条第1項の期間（同条第2項の規定により当該期間が伸長された場合にあつては、当該伸長された期間。④において同じ。）内に簡易確定手続開始の申立てをしなかったこと及び当該期間の満了の日に関する情報

④ 法第15条第2項に規定する特定適格消費者団体である場合に、法第16条第1項の期間内に簡易確定手続開始の申立てをしなかったこと及び当該期間の満了の日に関する情報

⑤ 上記③及び④の前提となる、法第16条第1項の期間が同条第2項の規定により当該期間が伸長された場合には、当該伸長されたことに関する情報

⑥ 簡易確定手続開始の申立ての取下げ（届出期間満了後にされたものを除く。）の効力が生じたこと及び当該取下げの効力が生じた日に関する情報

⑦ 法第13条に規定する簡易確定手続開始の申立てを却下する裁判（法第16条第1項又は法第24条の規定に違反することを理由とするものを除く。）が確定したこと及び当該裁判が確定した日に関する情報

特定適格消費者団体は、上記情報の提供については、対象消費者にとって法第68条の規定による時効の完成猶予を受ける機会が確保されるように、当該時効の完成猶予の仕組みの概要（特に、対象消費者において同条所定の期間内に民法（明治29年法律第89号）第147条第1項各号に掲げる事由があることを要する

こと。)、共通義務確認の訴えを提起し、又は民事訴訟法（平成8年法律第109号）第143条第2項の書面を当該共通義務確認の訴えが係属していた裁判所に提出したこと及びその時点に関する情報、並びに、法第68条の表の下欄に掲げる対象債権の範囲に関する情報と併せて、分かりやすく、適時に情報を提供するとともに、可能な限り、上記①から⑦までの場合が予想される場合には、あらかじめ関係する情報を提供するよう努めることが求められる。

(12) 財産上の利益の受領の禁止等（法第89条関係）

法第89条は、制度の公正性、適正性及び信頼性を確保する観点から、正当な財産上の受領といえるような場合を除き、特定適格消費者団体又はその役員、職員若しくは専門委員が被害回復裁判手続に係る相手方から財産上の利益を受領すること及び第三者に得させることを禁止している。このような観点からすると、法第89条各項に規定する「被害回復裁判手続の追行に関し」とは、制度の公正性、適正性及び信頼性に影響を及ぼし得る場合をいう。

被害回復裁判手続に係る相手方との話合いが実現し、その結果、直接被害を受けた消費者に限らない消費者一般に対する料金の割引を実施すること等を合意することは、制度の公正性、適正性及び信頼性を損なうものではなく、被害回復裁判手続を進行したこと又は進行しなかったことの対価として財産上の利益が供与されたものではない以上、「被害回復裁判手続の追行に関し」てされた場合には該当しない。

法第89条第1項第1号に規定する「和解」には、共通義務確認

(8) 財産上の利益の受領の禁止等（法第83条関係）

法第83条は、制度の公正性、適正性及び信頼性を確保する観点から、正当な財産上の受領といえるような場合を除き、特定適格消費者団体又はその役員、職員若しくは専門委員が被害回復裁判手続に係る相手方から財産上の利益を受領すること及び第三者に得させることを禁止している。このような観点からすると、法第83条各項に規定する「被害回復裁判手続の追行に関し」とは、制度の公正性、適正性及び信頼性に影響を及ぼし得る場合をいう。

被害回復裁判手続に係る相手方との話合いが実現し、その結果、被害を受けた消費者に対し弁済したり、リコールを実施すること等を合意することは、制度の公正性、適正性及び信頼性を損なうものではなく、被害回復裁判手続を進行したこと又は進行しなかったことの対価として金銭の授受がされたものではない以上、「被害回復裁判手続の追行に関し」てされた場合には該当しない。

訴訟、簡易確定手続及び異議後の訴訟等の裁判上の和解のほか、裁判外の和解を含み、「和解に基づく義務の履行として金銭その他の財産上の利益を受けるとき」としては、和解の当事者である特定適格消費者団体が和解に基づき違約金を受領する場合等も含まれる。

(13) 区分経理（法第90条関係）

適格消費者団体は、消費者契約法第29条第2項の規定に基づき、差止請求関係業務、差止請求関係業務を除く不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動に係る業務及びその他の業務の経理をそれぞれ区分して整理しなければならないところ、特定適格消費者団体は、法第90条の規定に基づき「被害回復関係業務に係る経理を他の業務に係る経理と区分して整理しなければならない」ため、以下のとおりにそれぞれ各業務に係る経理を区分して整理しなければならない。

- ① 被害回復関係業務
- ② 差止請求関係業務
- ③ ①及び②の業務を除く不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動に係る業務
- ④ ①から③までの業務以外の業務

5 監督

(1) 帳簿書類（消費者契約法第30条関係）

ア 概要

特定適格消費者団体は、適格消費者団体であることから、消費者契約法第30条の規定に基づき帳簿書類を作成・保存する必

(9) 区分経理（法第84条関係）

適格消費者団体は、消費者契約法第29条第2項の規定に基づき、差止請求関係業務、差止請求関係業務を除く不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動に係る業務及びその他の業務の経理をそれぞれ区分して整理しなければならないところ、特定適格消費者団体は、法第84条の規定に基づき「被害回復関係業務に係る経理を他の業務に係る経理と区分して整理しなければならない」ため、以下のとおりにそれぞれ各業務に係る経理を区分して整理しなければならない。

- ① 被害回復関係業務
- ② 差止請求関係業務
- ③ ①及び②の業務を除く不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動に係る業務
- ④ ①から③までの業務以外の業務

5. 監督

(1) 帳簿書類（消費者契約法第30条関係）

ア 概要

特定適格消費者団体は、適格消費者団体であることから、消費者契約法第30条の規定に基づき帳簿書類を作成・保存する必

要がある。消費者契約法施行規則第21条が帳簿書類の作成・保存について具体的に定めているところ、同条第1項は、特定適格消費者団体及び適格消費者団体に共通する帳簿書類について定めており、これについては適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインによることとする。特定適格消費者団体に特有の帳簿書類は、同条第2項に規定するところにより作成・保存する必要がある。この特定適格消費者団体に特有の帳簿書類については、以下のとおりにする必要がある。

なお、適格消費者団体として作成、保存すべき帳簿書類と特定適格消費者団体として作成・保存すべき帳簿書類に重複がある場合は、適格消費者団体として作成・保存すべき帳簿書類のみを作成・保存すれば足りる。

また、適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインの5(1)アに「法第30条に規定する帳簿書類は、書面のほか、電磁的記録媒体により作成又は保存することができるものとする。」とあるが、特定適格消費者団体が作成・保存すべき帳簿書類についても同様とする。

消費者契約法第30条に規定する帳簿書類は、それぞれ各事業年度の末日をもって閉鎖し、閉鎖後5年間保存する必要がある(消費者契約法施行規則第21条第3項)。

イ 個別事項

消費者契約法施行規則第21条第2項に規定する特定適格消費者団体が作成・保存すべき帳簿書類は、以下のとおりである。

- (ア) 被害回復関係業務に関し、相手方との交渉の経過を記録したもの

要がある。消費者契約法施行規則第21条が帳簿書類の作成・保存について具体的に定めているところ、同条第1項は、特定適格消費者団体及び適格消費者団体に共通する帳簿書類について定めており、これについては適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインによることとする。特定適格消費者団体に特有の帳簿書類は、同条第2項に規定するところにより作成・保存する必要がある。この特定適格消費者団体に特有の帳簿書類については、以下のとおりにする必要がある。

なお、適格消費者団体として作成、保存すべき帳簿書類と特定適格消費者団体として作成・保存すべき帳簿書類に重複がある場合は、適格消費者団体として作成・保存すべき帳簿書類のみを作成・保存すれば足りる。

また、適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインの5.(1)アに「法第30条に規定する帳簿書類は、マイクロフィルム、フロッピーディスクその他の電子媒体により作成又は保存することができるものとする。」とあるが、特定適格消費者団体が作成・保存すべき帳簿書類についても同様とする。

消費者契約法第30条に規定する帳簿書類は、それぞれ各事業年度の末日をもって閉鎖し、閉鎖後5年間保存する必要がある(消費者契約法施行規則第21条第3項)。

イ 個別事項

消費者契約法施行規則第21条第2項に規定する特定適格消費者団体が作成・保存すべき帳簿書類は、以下のとおりである。

- (ア) 被害回復関係業務に関し、相手方との交渉の経過を記録したもの

消費者契約法施行規則第21条第1項第1号に規定する「差止請求権の行使に関し、相手方との交渉の経過を記録したもの」に準じて作成される必要がある。

(イ) 被害回復裁判手続の概要及び結果を記録したもの

被害回復裁判手続の事案ごとに、時系列に従って以下の事項を記載するものとする。

- (a) 仮差押命令の申立てをした場合は、係属裁判所、事件番号、申立日、債務者の氏名又は名称、当該申立てに係る保全すべき権利（対象債権及び対象消費者の範囲並びに特定適格消費者団体が取得する可能性のある債務名義に係る対象債権の総額）及び仮に差し押さえるべき物

なお、仮差押命令の申立書の写しに事件番号を付記したもので代えることができるものとする。

- (b) 仮差押命令の申立てに係る決定があった場合は、決定をした裁判所、事件番号、事件の表示（事件名）、決定日及び決定の主文

なお、仮差押命令の申立てに係る決定書の写しを添付することで代えることができるものとする。

また、独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）が仮差押命令の担保を立てたときは、その旨、担保の額及び担保を立てた方法も記載するものとする。

- (c) (b)以外の理由で仮差押命令の申立てに係る手続が終了した場合は、その旨及び理由並びに終了した日時

- (d) 共通義務確認の訴えを提起した場合は、係属裁判所、事

消費者契約法施行規則第21条第1項第1号に規定する「差止請求権の行使に関し、相手方との交渉の経過を記録したもの」に準じて作成される必要がある。

(イ) 被害回復裁判手続の概要及び結果を記録したもの

被害回復裁判手続の事案ごとに、時系列に従って以下の事項を記載するものとする。

- (a) 仮差押命令の申立てをした場合は、係属裁判所、事件番号、申立日、債務者の氏名又は名称、当該申立てに係る保全すべき権利（対象債権及び対象消費者の範囲並びに特定適格消費者団体が取得する可能性のある債務名義に係る対象債権の総額）及び仮に差し押さえるべき物

なお、仮差押命令の申立書の写しに事件番号を付記したもので代えることができるものとする。

- (b) 仮差押命令の申立てに係る決定があった場合は、決定をした裁判所、事件番号、事件の表示（事件名）、決定日及び決定の主文

なお、仮差押命令の申立てに係る決定書の写しを添付することで代えることができるものとする。

また、独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）が仮差押命令の担保を立てたときは、その旨、担保の額及び担保を立てた方法も記載するものとする。

- (c) (b)以外の理由で仮差押命令の申立てに係る手続が終了した場合は、その旨及び理由並びに終了した日時

- (d) 共通義務確認の訴えを提起した場合は、係属裁判所、事

件番号、訴え提起日、被告の氏名又は名称、請求の趣旨（対象債権及び対象消費者の範囲を含む。）及び請求の原因の概要

なお、共通義務確認訴訟の訴状の写しに事件番号を付記したもので代えることができる。

(e) 共通義務確認訴訟における当事者の主張の概要

なお、共通義務確認訴訟における準備書面（答弁書を含む。）で代えることができるものとする。

(f) 共通義務確認訴訟において第一審判決があった場合には、判決をした裁判所、事件番号、判決日、被告の氏名又は名称、主文、対象債権及び対象消費者の範囲並びに理由の概要

なお、判決書の写しで代えることができるものとする。

(g) 共通義務確認訴訟において上訴があった場合には、(d)から(f)までに準じて作成された書類

(h) 共通義務確認訴訟の係属中に中間合意をした場合には、その旨

(i) 判決以外の理由により共通義務確認訴訟が終了した場合は、その旨及び理由並びに終了した日時

(j) 簡易確定手続開始決定があった場合は、決定をした裁判所、事件番号、決定日、主文、対象債権及び対象消費者の範囲（共通義務確認訴訟において法第2条第4号に規定する義務が認められたとき）又は和解金債権に係る法第11条第2項第1号及び第3号に掲げる事項（共通義務確認訴訟において和解金債権が存する旨を認める和解をしたと

件番号、訴え提起日、被告の氏名又は名称、請求の趣旨（対象債権及び対象消費者の範囲を含む。）及び請求の原因の概要

なお、共通義務確認訴訟の訴状の写しに事件番号を付記したもので代えることができる。

(e) 共通義務確認訴訟における当事者の主張の概要

なお、共通義務確認訴訟における準備書面（答弁書を含む。）で代えることができるものとする。

(f) 共通義務確認訴訟において第一審判決があった場合には、判決をした裁判所、事件番号、判決日、被告の氏名又は名称、主文、対象債権及び対象消費者の範囲並びに理由の概要

なお、判決書の写しで代えることができるものとする。

(g) 共通義務確認訴訟において上訴があった場合には、(d)から(f)までに準じて作成された書類

[新設]

(h) 判決以外の理由により共通義務確認訴訟が終了した場合は、その旨及び理由並びに終了した日時

(i) 簡易確定手続開始決定があった場合は、決定をした裁判所、事件番号、決定日、主文、対象債権及び対象消費者の範囲、債権届出をすべき期間並びに認否をすべき期間

なお、簡易確定手続開始決定書の写しで代えることができるものとする。

き)、債権届出をすべき期間並びに認否をすべき期間

なお、簡易確定手続開始決定書の写しで代えることができるものとする。

(k) 対象消費者等ごとに、その氏名、住所、請求の趣旨（債権届出をした金額）及び届出債権の帰趨が表示された一覧表

なお、届出債権の帰趨は、特定適格消費者団体が知り得る範囲で、相手方による認否の結果、認否を争う旨の申出をしたか否か、認否を争う旨の申出をした場合は簡易確定決定の結果、簡易確定決定があった場合は異議の申出があったか否か、異議の申出があった場合は特定適格消費者団体が訴訟授權契約を締結したか否か、特定適格消費者団体が訴訟授權契約を締結した場合は異議後の訴訟の結果、裁判上又は裁判外の和解が成立した場合はその結果、上記以外に手続が終了した場合はその理由を記載するものとする。

(1) 共通義務確認訴訟の係属中にされた中間合意や共通義務確認訴訟における和解に基づいて、裁判手続外で当該合意又は和解の内容の実現が図られた場合には、特定適格消費者団体が知り得る範囲で、当該合意又は和解により被害回復を受けた消費者の人数、氏名、住所、被害回復の内容（金銭支払請求の場合の金額等）

(m) 被害回復裁判手続に係る相手方との間で法第98条第2項第2号に規定する合意をした場合には、その旨

(ウ) 被害回復裁判手続に関する業務の遂行に必要な消費者被

(j) 対象消費者ごとに、その氏名、住所、請求の趣旨（債権届出をした金額）及び届出債権の帰趨が表示された一覧表

なお、届出債権の帰趨は、特定適格消費者団体が知り得る範囲で、相手方による認否の結果、認否を争う旨の申出をしたか否か、認否を争う旨の申出をした場合は簡易確定決定の結果、簡易確定決定があった場合は異議の申出があったか否か、異議の申出があった場合は特定適格消費者団体が訴訟授權契約を締結したか否か、特定適格消費者団体が訴訟授權契約を締結した場合は異議後の訴訟の結果、裁判上又は裁判外の和解が成立した場合はその結果、上記以外に手続が終了した場合はその理由を記載するものとする。

[新設]

[新設]

(ウ) 被害回復裁判手続に関する業務の遂行に必要な消費者被

害に関する情報の収集に係る業務の概要を記録したもの
消費者契約法施行規則第21条第1項第3号に規定する「消費者被害情報収集業務の概要を記録したもの」(消費者被害情報収集業務のうち、消費者契約法第12条の3及び第12条の4に基づく事業者に対する要請に係る業務に関するものを除く。)に準じて作成される必要がある。

(エ) 被害回復裁判手続に関する業務に付随する対象消費者等に対する情報の提供に係る業務の概要を記録したもの

消費者契約法施行規則第21条第1項第4号に規定する「差止請求情報収集提供業務の概要を記録したもの」(差止請求情報収集提供業務のうち、情報提供に係る業務に関するもの)に準じて作成される必要がある。

(オ) (ア)から(エ)までの帳簿書類の作成に用いた関係資料のつづり

例えば、相手方との交渉の際の手控えのうち交渉の経過が分かる主要なもの、法的手続の記録一式、業務の概要が分かる主要な手控え等が該当する。

(カ) 検討部門における検討の経過及び結果等を記録したもの

(キ) 法第35条(法第57条第8項において準用する場合を含む。)により交付した書面の写し(電磁的記録を提供した場合は、その電磁的記録に記録された事項を記載した書面)

(ク) 簡易確定手続授權契約及び訴訟授權契約に関する契約書のつづり

(ケ) 規則第8条第1号ホに掲げる行為をすることについて、法第34条第1項及び第57条第1項の授權をした者の意思の表

害に関する情報の収集に係る業務の概要を記録したもの

消費者契約法施行規則第21条第1項第3号に規定する「消費者被害情報収集業務の概要を記録したもの」に準じて作成される必要がある。

(エ) 被害回復裁判手続に関する業務に付随する対象消費者に対する情報の提供に係る業務の概要を記録したもの

消費者契約法施行規則第21条第1項第4号に規定する「差止請求情報提供業務の概要を記録したもの」に準じて作成される必要がある。

(オ) (ア)から(エ)までの帳簿書類の作成に用いた関係資料のつづり

(カ) 検討部門における検討の経過及び結果等を記録したもの

(キ) 法第32条(法第53条第8項において準用する場合を含む。)により交付した書面の写し(電磁的記録を提供した場合は、その電磁的記録に記録された事項を記載した書面)

(ク) 簡易確定手続授權契約及び訴訟授權契約に関する契約書のつづり

(ケ) 規則第8条第1号ホに掲げる行為をすることについて、法第31条第1項及び第53条第1項の授權をした者の意思の表

明があったことを証する書面（当該意思を確認するための措置を電磁的方法によって実施した場合にあっては、当該電磁的方法により記録された当該意思の表明があったことを証する情報を記載した書面）のつづり

(コ) 法第82条第2項に規定する契約に関する契約書その他の報酬の額又は算定方法及び支払方法を証する資料（当該資料が電磁的記録をもって作成されている場合は、その電磁的記録に記録された事項を記載した書面）のつづり

(ク) 被害回復裁判手続に係る金銭その他財産の管理について記録したもの

事案ごとの預り金及び預り金以外の金員に関する預金口座の入出金記録及び現金の出納記録が、これに該当する。

(ク) 被害回復関係業務の一部を委託した場合にあっては、事案ごとに、①委託を受けた者の氏名又は名称、②その者を選定した理由、③委託した業務の内容及び④委託に要した費用を支払った場合にあってはその額

なお、消費者団体訴訟等支援法人に委託する場合は、上記②について記載する必要はない。

また、消費者団体訴訟等支援法人以外の第三者に裁量の余地の乏しい業務及び被害回復裁判手続との関連性が乏しい業務について委託した場合には、記載する必要はない。

(2) 財務諸表等（消費者契約法第31条関係）

ア 概要

特定適格消費者団体は、適格消費者団体であることから、消費者契約法第31条の規定に基づき、毎事業年度終了後3月以内

明があったことを証する書面（当該意思を確認するための措置を電磁的方法によって実施した場合にあっては、当該電磁的方法により記録された当該意思の表明があったことを証する情報を記載した書面）のつづり

[新設]

(コ) 被害回復裁判手続に係る金銭その他財産の管理について記録したもの

事案ごとの預り金及び預り金以外の金員に関する預金口座の入出金記録及び現金の出納記録が、これに該当する。

(ク) 被害回復関係業務の一部を委託した場合にあっては、事案ごとに、委託を受けた者の氏名又は名称及びその者を選定した理由、委託した業務の内容及び委託に要した費用を支払った場合にあってはその額

なお、裁量の余地の乏しい業務及び被害回復裁判手続との関連性が乏しい業務について委託した場合には、記載する必要はない。

(2) 財務諸表等（消費者契約法第31条関係）

ア 概要

特定適格消費者団体は、適格消費者団体であることから、消費者契約法第31条の規定に基づき、毎事業年度終了後3月以内

に、その事業年度の財務諸表等を作成する必要がある（同条第1項）。財務諸表等は、定款、業務規程などとともに特定適格消費者団体がその事務所において備え置く必要があり（同条第2項）、閲覧又は謄写等の対象となる（同条第3項）。そして、財務諸表等は、役職員等名簿、適格消費者団体の社員についてその数及び個人又は法人その他の団体の別（社員が法人その他の団体である場合にあっては、その構成員の数を含む。）を記載した書類並びに収入の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の経理に関する内閣府令（消費者契約法施行規則第25条）で定める事項を記載した書類とともに、内閣総理大臣に提出しなければならない（消費者契約法第31条第5項）。

イ 事業報告書の記載事項

特定適格消費者団体は、その事業報告書に、適格消費者団体として記載していた事項のほか、以下の事項を記載する必要がある。

- (ア) 特定適格消費者団体が第三者に被害回復関係業務の一部を委託した場合（消費者団体訴訟等支援法人以外の第三者に郵便の送付など裁量の余地が乏しい業務及び被害回復裁判手続との関連性が乏しい業務を委託した場合を除く。）は、事案ごとに以下の事項（消費者契約法施行規則第21条第2項第11号に規定する事項）
- (a) 委託を受けた者の氏名又は名称及びその者を選定した理由
 - (b) 委託した業務の内容

に、その事業年度の財務諸表等を作成する必要がある（同条第1項）。財務諸表等は、定款、業務規程などとともに特定適格消費者団体がその事務所において備え置く必要があり（同条第3項）、閲覧又は謄写等の対象となる（同条第4項）。そして、財務諸表等は、役職員等名簿、適格消費者団体の社員についてその数及び個人又は法人その他の団体の別（社員が法人その他の団体である場合にあっては、その構成員の数を含む。）を記載した書類、収入の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の経理に関する内閣府令（消費者契約法施行規則第25条）で定める事項を記載した書類並びに調査実施者の調査報告書とともに、内閣総理大臣に提出しなければならない（消費者契約法第31条第6項）。

イ 事業報告書の記載事項

特定適格消費者団体は、その事業報告書に、適格消費者団体として記載していた事項のほか、以下の事項を記載する必要がある。

- (ア) 特定適格消費者団体が第三者に被害回復関係業務の一部（郵便の送付など裁量の余地が乏しい業務及び被害回復裁判手続との関連性が乏しい業務を除く。）を委託した場合は、事案ごとに以下の事項（消費者契約法施行規則第21条第2項第11号に規定する事項）
- (a) 委託を受けた者の氏名又は名称及びその者を選定した理由
 - (b) 委託した業務の内容

(c) 委託に要した費用を支払った場合にあっては、その額
なお、消費者団体訴訟等支援法人に委託した場合は、上記
(a)の選定した理由について記載する必要はない。

(イ) 被害回復裁判手続及びこれに付随する金銭の分配等に関する業務が終了した日(行方不明等のやむを得ない事由により金銭の分配等することができない者がいる場合には、その者以外に対する金銭の分配等に関する業務が終了した日)を含む事業年度の事業報告書については、当該終了した事案に関する以下の事項

(a) 消費者契約法施行規則第21条第2項第2号の書類(被害回復裁判手続の概要及び結果を記録したもの)に記載された事項(ただし、消費者の氏名及び住所を匿名化したもの)

(b) 授権をした対象消費者等又は法第82条第2項に規定する契約を締結した消費者から支払われた報酬及び費用の総額並びに当該事案に要した費用の総額

(c) 簡易確定手続を利用した場合の報酬及び費用に関する以下の事項

(i) 手続参加のための費用に関する以下の事項

① 授権をした対象消費者等から支払われた手続参加のための費用の総額

② 法第26条第1項の規定による公告等において記載した債権届出までに要する費用の見込み及びその内訳

③ 債権届出までに要した費用の総額及びその内訳

(c) 委託に要した費用を支払った場合にあっては、その額

(イ) 被害回復裁判手続及びこれに付随する金銭の分配に関する業務が終了した日(行方不明等のやむを得ない事由により金銭を分配することができない者がいる場合には、その者以外に対する金銭の分配に関する業務が終了した日)を含む事業年度の事業報告書については、当該終了した事案に関する以下の事項

(a) 消費者契約法施行規則第21条第2項第2号の書類(被害回復裁判手続の概要及び結果を記録したもの)に記載された事項(ただし、授権をした対象消費者の氏名及び住所を匿名化したもの)

(b) 授権をした対象消費者から支払われた報酬及び費用の総額並びに当該事案に要した費用の総額

(c) 手続参加のための費用に関する以下の事項

[新設]

① 授権をした対象消費者から支払われた手続参加のための費用の総額

② 法第25条第1項の規定による通知等において記載した債権届出までに要する費用の見込み及びその内訳

③ 債権届出までに要した費用の総額及びその内訳

<p><u>(ii) 債権届出より後の報酬及び費用に関する以下の事項</u></p> <p>① 授権をした<u>対象消費者等</u>から支払われた債権届出より後の報酬及び費用の総額</p> <p>② 債権届出より後に要した費用の総額及びその内訳</p> <p><u>(d) 簡易確定手続を利用しない場合の報酬及び費用に関する以下の事項</u></p> <p><u>(i) 手続参加のための費用に関する以下の事項</u></p> <p>① <u>法第82条第2項に規定する契約を締結した消費者から支払われた手続参加のための費用の総額</u></p> <p>② <u>情報提供等において記載した参加受付までに要する費用の見込み及びその内訳</u></p> <p>③ <u>参加受付までに要した費用の総額及びその内訳</u></p> <p><u>(ii) 参加受付より後の報酬・費用に関する以下の事項</u></p> <p>① <u>法第82条第2項に規定する契約を締結した消費者から支払われた参加受付より後の報酬及び費用の総額</u></p> <p>② <u>参加受付より後に要した費用の総額及びその内訳</u></p> <p>(e) <u>消費者のために被害回復関係業務の相手方(事業者等)から支払を受け若しくは回収した総額又は提供を受けた財産的利益の内容</u></p> <p><u>(f) 金銭の分配等として消費者に引き渡した総額又は提供した財産的利益の内容</u></p> <p>ウ 収入の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の経理に関する内閣府令で定める事項を記載した書類</p>	<p><u>(d) 債権届出より後の報酬及び費用に関する以下の事項</u></p> <p>① 授権をした<u>対象消費者</u>から支払われた債権届出より後の報酬及び費用の総額</p> <p>② 債権届出より後に要した費用の総額及びその内訳</p> <p>[新設]</p> <p>(e) <u>対象消費者のために被害回復関係業務の相手方(事業者)から支払を受け又は回収した総額</u></p> <p>[新設]</p> <p>ウ 収入の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の経理に関する内閣府令で定める事項を記載した書類</p>
--	--

消費者契約法施行規則第25条第2項第1号ロに規定する「その種類」は、事案ごとに、消費者からの収入、被害回復関係業務の相手方（事業者等）からの収入、被害回復関係業務によるその他の収入に区分し、消費者からの収入については、簡易確定手続を利用した場合の手続参加のための費用、債権届出より後の報酬、債権届出より後の費用、簡易確定手続を利用しない場合の手続参加のための費用、参加受付より後の報酬、参加受付より後の費用に細分するものとする。

消費者契約法施行規則第25条第2項第2号イに規定する「その種類」は、事案ごとに、消費者に対する支出とその他の被害回復関係業務に関する支出に区分し、消費者に対する支出は、さらに消費者に対する回収金等の分配と消費者に対するその他の支出に細分するものとする。

(3) 不利益処分等（法第91条、第92条及び第94条並びに消費者契約法第32条関係）

ア 不利益処分等の選択の基準

法は、法を実施するための監督権限を行使するための手段として、官公庁等への協力依頼（法第114条）のほか、報告徴収及び立入検査（法第94条及び消費者契約法第32条）、適合命令及び改善命令（法第91条）並びに特定認定の取消し（法第92条）を設けている。

報告徴収若しくは立入検査、適合命令若しくは改善命令又は特定認定の取消しの選択及び適用に当たっては、原因となる事実について、その経緯、動機・原因、手段・方法、故意・過失の別、被害の程度、社会的影響、再発防止の対応策等を総合的

消費者契約法施行規則第25条第2項第1号ロに規定する「その種類」は、事案ごとに、対象消費者からの収入、被害回復関係業務の相手方（事業者）からの収入、被害回復関係業務によるその他の収入に区分し、対象消費者からの収入については、手続参加のための費用、債権届出より後の報酬、債権届出より後の費用に細分するものとする。

同項第2号イに規定する「その種類」は、事案ごとに、対象消費者に対する支出とその他の被害回復関係業務に関する支出に区分し、対象消費者に対する支出は、さらに対象消費者に対する回収金の分配と対象消費者に対するその他の支出に細分するものとする。

(3) 不利益処分等（法第85条、第86条及び第88条並びに消費者契約法第32条関係）

ア 不利益処分等の選択の基準

法は、法を実施するための監督権限を行使するための手段として、官公庁等への協力依頼（法第89条）のほか、報告徴収及び立入検査（法第88条及び消費者契約法第32条）、適合命令及び改善命令（法第85条）並びに特定認定の取消し（法第86条）を設けている。

報告徴収若しくは立入検査、適合命令若しくは改善命令又は特定認定の取消しの選択及び適用に当たっては、原因となる事実について、その経緯、動機・原因、手段・方法、故意・過失の別、被害の程度、社会的影響、再発防止の対応策等を総合的

に考慮するものとする。ただし、法第92条第2項各号に掲げる場合を除き、報告徴収又は立入検査を端緒とする自主的な改善措置や適合命令又は改善命令によって是正が図られることが期待できるような場合は、原則として、まずそれらの命令を発し、それでも是正が図られない場合に特定認定の取消しを選択するものとする。

イ 不利益処分等の公表の基準

報告徴収若しくは立入検査、適合命令若しくは改善命令又は特定認定の取消しを実施した場合には、法令違反又はそのおそれの内容、程度及び自主的な改善措置の状況などを考慮しつつ、消費者庁のウェブサイト公表するものとする。

ウ 適合命令及び改善命令

適合命令は、法第91条第1項所定の「特定適格消費者団体が法第七十一条第四項第二号から第七号までに掲げる要件のいずれかに適合しなくなったと認めるとき」になされ、改善命令は、同条第2項所定の「前項に定めるもののほか、特定適格消費者団体が第七十一条第六項第三号に該当するに至ったと認めるとき、特定適格消費者団体又はその役員、職員若しくは専門委員が被害回復関係業務の遂行に関しこの法律の規定に違反したと認めるとき、その他特定適格消費者団体の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるとき」になされるところ、同条第2項に規定する「その他特定適格消費者団体の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるとき」とは、特定適格消費者団体が法令違反の業務運営を行っている場合のみならず、およそ特定適格消費者団体として適正な業務運

に考慮するものとする。ただし、法第86条第2項各号に掲げる場合を除き、報告徴収又は立入検査を端緒とする自主的な改善措置や適合命令又は改善命令によって是正が図られることが期待できるような場合は、原則として、まずそれらの命令を発し、それでも是正が図られない場合に特定認定の取消しを選択するものとする。

イ 不利益処分等の公表の基準

報告徴収若しくは立入検査、適合命令若しくは改善命令又は特定認定の取消しを実施した場合には、法令違反又はそのおそれの内容、程度及び自主的な改善措置の状況などを考慮しつつ、消費者庁のウェブサイト公表するものとする。

ウ 適合命令及び改善命令

適合命令は、法第85条第1項所定の「特定適格消費者団体が法第六十五条第四項第二号から第七号までに掲げる要件のいずれかに適合しなくなったと認めるとき」になされ、改善命令は、同条第2項所定の「前項に定めるもののほか、特定適格消費者団体が第六十五条第六項第三号に該当するに至ったと認めるとき、特定適格消費者団体又はその役員、職員若しくは専門委員が被害回復関係業務の遂行に関しこの法律の規定に違反したと認めるとき、その他特定適格消費者団体の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるとき」になされるところ、同条第2項に規定する「その他特定適格消費者団体の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるとき」とは、特定適格消費者団体が法令違反の業務運営を行っている場合のみならず、およそ特定適格消費者団体として適正な業務運

営を確保し得ないおそれのある場合を含み、例えば、次のような場合が該当する。

- ① 特定の事業者等からの指示又は委託を受けて当該事業者と競合関係にある事業者等に対して被害回復関係業務をする場合
- ② 特定適格消費者団体又はその役員、職員若しくは専門委員が、第三者に明らかにしない条件の下で取得した情報を第三者へ開示するなど、被害回復関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持に関し、特定適格消費者団体に対する信頼を損なう行為をする場合
- ③ 消費者の被害の防止及び救済に資することを目的とせず、事業者等その他の者を誹謗・中傷し又は特定の事業者等による営利事業の広告若しくは宣伝をすることを目的として、消費者に対する情報の提供を行う場合
- ④ 特定適格消費者団体が国民生活センター及び地方公共団体の有する消費生活相談に関する情報のみに依存して被害回復関係業務を行う常態となり、消費者からの情報収集を行っていない場合
- ⑤ 法令の規定に基づき書類又は情報の提供を受けるに際して付された必要な条件に違反して書類又は情報を利用した場合
- ⑥ 国民生活センターが特定適格消費者団体に代わって仮差押命令の担保を立てている期間中に、特定適格消費者団体が、回復させる見込みがないにもかかわらず、いたずらにその財産を散逸させる行為を行う場合

営を確保し得ないおそれのある場合を含み、例えば、次のような場合が該当する。

- ① 特定の事業者からの指示又は委託を受けて当該事業者と競合関係にある事業者に対して被害回復関係業務をする場合
- ② 特定適格消費者団体又はその役員、職員若しくは専門委員が、第三者に明らかにしない条件の下で取得した情報を第三者へ開示するなど、被害回復関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持に関し、特定適格消費者団体に対する信頼を損なう行為をする場合
- ③ 消費者の被害の防止及び救済に資することを目的とせず、事業者その他の者を誹謗・中傷し又は特定の事業者による営利事業の広告若しくは宣伝をすることを目的として、消費者に対する情報の提供を行う場合
- ④ 特定適格消費者団体が国民生活センター及び地方公共団体の有する消費生活相談に関する情報のみに依存して被害回復関係業務を行う常態となり、消費者からの情報収集を行っていない場合
- ⑤ 国民生活センター及び地方公共団体が情報の提供をするに際して付した必要な条件に違反して情報を利用した場合
- ⑥ 国民生活センターが特定適格消費者団体に代わって仮差押命令の担保を立てている期間中に、特定適格消費者団体が、回復させる見込みがないにもかかわらず、いたずらにその財産を散逸させる行為を行う場合

⑦ 特定適格消費者団体の役員が、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に基づく指示若しくは業務停止命令、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に基づく措置命令若しくは課徴金納付命令又は食品表示法（平成25年法律第70号）に基づく指示若しくは命令を受けた事業者であって、これらの指示又は命令を受けた日から1年を経過しないものの役員又は職員に該当する場合であって、当該役員又は職員の当該事業者における地位及びこれらの指示又は命令を受けることとなった当該事業者の行為への関与の度合いなどを考慮して、当該特定適格消費者団体が被害回復関係業務を適正に遂行できるとはいえない場合

エ 認定取消し

特定認定の取消しは、法第92条第1項各号に列挙された事由又は同条第2項各号に列挙された事由があった場合になされるところ、同項第1号に規定する「被害回復裁判手続において、特定適格消費者団体がその相手方と通謀して請求の放棄又は対象消費者等の利益を害する内容の和解をしたときその他対象消費者等の利益に著しく反する訴訟その他の手続の追行を行ったと認められるとき」とは、例示に挙げられている「特定適格消費者団体がその相手方と通謀して請求の放棄又は対象消費者等の利益を害する内容の和解をしたとき」のほか、例えば、特定適格消費者団体が以下のような行為をした場合が該当する。

① 対象消費者等に明らかに不利な虚偽の主張をし、又は対象消費者等に明らかに不利な虚偽の証拠を作出して提出（対象

⑦ 特定適格消費者団体の役員が、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に基づく指示若しくは業務停止命令、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に基づく措置命令若しくは課徴金納付命令又は食品表示法（平成25年法律第70号）に基づく指示若しくは命令を受けた事業者であって、これらの指示又は命令を受けた日から1年を経過しないものの役員又は職員に該当する場合であって、当該役員又は職員の当該事業者における地位及びこれらの指示又は命令を受けることとなった当該事業者の行為への関与の度合いなどを考慮して、当該特定適格消費者団体が被害回復関係業務を適正に遂行できるとはいえない場合

エ 認定取消し

特定認定の取消しは、法第86条第1項各号に列挙された事由又は同条第2項各号に列挙された事由があった場合になされるところ、同項第1号に規定する「被害回復裁判手続において、特定適格消費者団体がその相手方と通謀して請求の放棄又は対象消費者の利益を害する内容の和解をしたときその他対象消費者の利益に著しく反する訴訟その他の手続の追行を行ったと認められるとき」とは、例示に挙げられている「特定適格消費者団体がその相手方と通謀して請求の放棄又は対象消費者の利益を害する内容の和解をしたとき」のほか、例えば、特定適格消費者団体が以下のような行為をした場合が該当する。

① 対象消費者に明らかに不利な虚偽の主張をし、又は対象消費者に明らかに不利な虚偽の証拠を作出して提出（対象消費

消費者等に明らかに不利な虚偽の証言を証人にさせることも含む。)若しくは対象消費者等に有利な証拠を明らかに不利な証拠に改ざんして提出すること。

② 共通義務確認訴訟の口頭弁論期日に故意に欠席を繰り返して当該訴訟を終結させること。

③ 簡易確定手続を利用した場合の手続参加のための費用や債権届出より後の報酬及び費用、簡易確定手続を利用しない場合の手続参加のための費用、参加受付より後の報酬及び費用の算定の根拠となる費用の額について故意に虚偽の金額を計上し、消費者から不当な報酬及び費用を受領すること。

(4) 報酬及び費用等についての監督

特定適格消費者団体の報酬及び費用については、被害回復関係業務の安定的な運営及び信頼性を確保するため、十分に監督を行う必要がある。具体的には、法第84条第1項第11号又は同項第12号等の報告や被害回復裁判手続及びこれに付随する金銭の分配等に関する業務が終了した日を含む事業年度の事業報告書により適切か否かを監督する。

報告又は事業報告書に不明な点があった場合については報告を求め(法第94条及び消費者契約法第32条)、不明朗な報酬及び費用が設定されている場合又は特定適格消費者団体が報酬及び費用を取りすぎている場合は改善のための必要な措置をとるべきことを命ずることとする(法第91条第2項)。

また、消費者被害の多くは少額事件であるところ、特定適格消

者に明らかに不利な虚偽の証言を証人にさせることも含む。)若しくは対象消費者に有利な証拠を明らかに不利な証拠に改ざんして提出すること。

② 共通義務確認訴訟の口頭弁論期日に故意に欠席を繰り返して当該訴訟を終結させること。

③ 手続参加のための費用や債権届出より後の報酬及び費用の算定の根拠となる費用の額について故意に虚偽の金額を計上し、対象消費者から不当な報酬及び費用を受領すること。

(4) 報酬及び費用等についての監督

特定適格消費者団体の報酬及び費用については、被害回復関係業務の安定的な運営及び信頼性を確保するため、十分に監督を行う必要がある。具体的には、手続参加のための費用については、法第78条第1項第10号等の報告により手続参加のための費用が適切か否かを監督し、債権届出より後の報酬及び費用については、被害回復裁判手続及びこれに付随する金銭の分配に関する業務が終了した日を含む事業年度の事業報告書により債権届出より後の報酬及び費用が適切か否かを監督する。

報告又は事業報告書に不明な点があった場合については報告を求め(法第88条及び消費者契約法第32条)、不明朗な報酬及び費用が設定されている場合又は特定適格消費者団体が報酬及び費用を取りすぎている場合は改善のための必要な措置をとるべきことを命ずることとする(法第85条第2項)。

また、消費者被害の多くは少額事件であるところ、特定適格消

費者団体は、消費者被害を集団的に回復するというこの制度の趣旨を踏まえ、少額事件に対して積極的に取り組むことが必要であり、報酬額の大きい事案ばかりに取り組むことは望ましくない。特定適格消費者団体が事案に取り組むことができるか否かは、特定適格消費者団体が得ている情報、法的主張として成り立ち得るものか否か、証拠の有無及びその内容、想定される対象消費者の数、想定される費用の多寡などによって影響されるものであるため、こうした諸事情も踏まえて、特定適格消費者団体が被害回復関係業務を重ねる中でどのような事案に取り組んでいるのかについても監督することとする。

(5) 手続を受け継ぐべき特定適格消費者団体の指定等（法第93条関係）

法第93条第1項から第3項までの規定に基づく特定適格消費者団体の指定は、当該特定適格消費者団体の活動、組織及び経理的基礎等の状況により、指定特定適格消費者団体が承継した手続をその指定前に追行していた特定適格消費者団体との被害回復裁判手続に関する業務に係る活動状況や活動地域の類似性をも勘案し、当該特定適格消費者団体が当事者である被害回復裁判手続又は簡易確定手続開始の申立てを適正にすると認められるものに対してすることとする。

6 手続のオンライン化

ア 以下の手続については、内閣府の所管する消費者庁関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成21年内閣府令第60号）第4条の規定の例により、消費者

費者団体は、消費者被害を集団的に回復するというこの制度の趣旨を踏まえ、少額事件に対して積極的に取り組むことが必要であり、報酬額の大きい事案ばかりに取り組むことは望ましくない。特定適格消費者団体が事案に取り組むことができるか否かは、特定適格消費者団体が得ている情報、法的主張として成り立ち得るものか否か、証拠の有無及びその内容、想定される対象消費者の数、想定される費用の多寡などによって影響されるものであるため、こうした諸事情も踏まえて、特定適格消費者団体が被害回復関係業務を重ねる中でどのような事案に取り組んでいるのかについても監督することとする。

(5) 手続を受け継ぐべき特定適格消費者団体の指定等（法第87条関係）

法第87条第1項から第3項までの規定に基づく特定適格消費者団体の指定は、当該特定適格消費者団体の活動、組織及び経理的基礎等の状況により、指定特定適格消費者団体が承継した手続をその指定前に追行していた特定適格消費者団体との被害回復裁判手続に関する業務に係る活動状況や活動地域の類似性をも勘案し、当該特定適格消費者団体が当事者である被害回復裁判手続又は簡易確定手続開始の申立てを適正にすると認められるものに対してすることとする。

6 手続のオンライン化

ア 以下の手続については、内閣府の所管する消費者庁関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成21年内閣府令第60号）第4条の規定の例により、消費者

庁長官が管理する電気通信設備の記録媒体に以下に規定する事項を内容とする情報を記録する措置であって、消費者庁長官が当該情報を記録することができ、かつ、当該記録媒体に記録された当該情報を消費者庁長官が受信することができる方式を使用する方法によって申請又は届出（以下「申請等」という。）を行うことができる。

- ① 法第76条に規定する変更の届出
- ② 法第75条第3項に規定する有効期間の更新の申請
- ③ 法第71条第3項に規定による特定認定の申請
- ④ 法第77条第4項に規定する合併の認可の申請及び法第78条第4項に規定する事業の譲渡の認可の申請

イ 添付書類のうち、申請等に係る書面等のうちその原本を確認する必要があるものがあると消費者庁が認める場合は、当該部分につき、別途送付の方法により提出することができる。この場合、当該部分以外の部分につきオンラインによる申請等を行った日から、1週間以内に提出しなければならない。

庁長官が管理する電気通信設備の記録媒体に以下に規定する事項を内容とする情報を記録する措置であって、消費者庁長官が当該情報を記録することができ、かつ、当該記録媒体に記録された当該情報を消費者庁長官が受信することができる方式を使用する方法によって申請又は届出（以下「申請等」という。）を行うことができる。

- ① 法第70条に規定する変更の届出
- ② 法第69条第3項に規定する有効期間の更新の申請
- ③ 法第65条第3項に規定による特定認定の申請
- ④ 法第71条第4項に規定する合併の認可の申請及び法第72条第4項に規定する事業の譲渡の認可の申請

イ 添付書類のうち、申請等に係る書面等のうちその原本を確認する必要があるものがあると消費者庁が認める場合は、当該部分につき、別途送付の方法により提出することができる。この場合、当該部分以外の部分につきオンラインによる申請等を行った日から、1週間以内に提出しなければならない。

（施行期日）

このガイドラインは、令和5年10月1日から施行する。